PRTR データを読み解くための

市民ガイドブック

令和４年度集計結果から

化学物質による
環境リスクを減らすために

令和６年９月発行

環境省
Ministry of the Environment

PRTR データを読み解くための

市民ガイドブック

令和４年度集計結果から

Ⅰ 暮らしの中の化学物質

1．暮らしの中の化学物質 …… 2
2．暮らしの中でできること …… 3

Ⅱ PRTR 制度とは

1. PRTR 制度の仕組み …… 6
2. 対象となる化学物質 …… 8
3. 対象となる事業者 ……10
4. 対象事業者が届け出るもの ……11
5. 排出量・移動量の把握、届出 ……12
6. 対象事業者以外からの排出（国の推計） ……13

Ⅲ PRTR データ

1. PRTR データの概要 ……18
(1) PRTR データの構成 ……18
(2) 基本となる集計表 ……19
(3) PRTR データでこんなことがわかる ……20
(4) PRTR データの取扱い上の留意点 ……20

2. 令和４(2022) 年度 PRTR データの集計結果 ……22
(1) 令和４(2022) 年度 PRTR データの概要 ……22
(2) 令和４(2022) 年度 PRTR データをグラフや表で見る ……23
① 全国の届出排出量・届出外排出量 ……23
② 都道府県別に見る ……25
③ 排出先別割合 ……27
④ 大気・水・土壌に多く排出されている物質 ……28
⑤ 排出量の多い業種 ……29
⑥ 家庭から排出される物質 ……31
⑦ 身の周りの気になる物質 ……32
⑧ 移動量 ……34

3. 平成１５(2003) ～令和４(2022) 年度 PRTR データの集計結果 ……38
① 届出事業所数の変遷 ……38
② 全国の排出量・移動量 ……38
③ 大気・水・土壌に多く排出されている物質 ……42
④ 移動量 ……43
⑤ 追加対象化学物質の届出排出量・移動量 ……45

4. ホームページ上で PRTR データを見る ……46
環境省「PRTR 集計・公表システム」 ……46
環境省「PRTRデータ地図上表示システム」…50

5. 個別事業所の PRTR データを入手する ……54
(1) 個別事業所のデータと「PRTR けんさくん」の利用について ……54
(2) 環境省「PRTR データ地図上表示システム」の利用について ……56
(3) 開示請求 ……56

化学物質による
環境リスクを減らすために

Ⅳ 化学物質による環境リスク低減のために

1. 市民・事業者・行政のそれぞれの役割 ……62

2. リスクコミュニケーション ……63

(1)リスクコミュニケーションとは ……63
(2)近隣の工場とリスクコミュニケーションしたい時は ……64
コラム1 リスクコミュニケーションを支援する仕組み「化学物質に関する情報提供」……65
コラム2 リスクコミュニケーションを支援する仕組み「化学物質アドバイザー」……66
コラム3 リスクコミュニケーションを支援する仕組み「GHS」 ……67

3. PRTR データの活用例 ……68

(1)NGO・NPO の取組 ……68
(2)D.Chem-Core(災害・事故時の環境リスク管理に関する情報基盤)に触れてみよう! ……69
(3)地方公共団体・事業者の取組 ……72

Ⅴ もっと知りたい時には

1. 法律に関すること …… 76

(1)化管法の概要 …… 76
(2)化管法の見直しについて …… 77
コラム4 情報提供を受け付ける窓口「PRTR 目安箱」…… 79
(3)第一種指定化学物質リスト …… 80
(4)商品に表示されている第一種指定化学物質の名称 ……109

2. PRTR に関連する用語の解説 ……114

環境リスク　排出量　移動量　取扱量
化学物質管理指針　有害性　発がん性
変異原性　感作性　生態毒性
オゾン層破壊物質　CAS 登録番号(CAS RN)
レスポンシブル・ケア
環境マネジメントシステム　環境報告書
SDS　指定化学物質等取扱事業者

3. 関連ウェブサイト ……118

4. 各地方公共団体の PRTR 担当窓口 ……120

5. 索引 ……125

※本ガイドブックのグラフ等の数値は、四捨五入及び有効桁数の関係で 100% の合計値と一致しない場合があります。

Ⅰ 暮らしの中の化学物質

1．暮らしの中の化学物質 …… 2

2．暮らしの中でできること …… 3

1 暮らしの中の化学物質

化学物質は私たちの生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。現在、原材料や製品など、いろいろな形で流通している化学物質は数万種類といわれています。私たちは、意識するしないにかかわらず、日常の生活や事業活動において多くの化学物質を利用し、それらを大気や水、土壌を通じて排出しています。そうした化学物質の中には環境や人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものがあります。

化学物質と上手につきあっていくためには、身の周りの化学物質の**環境リスク**[※1]を正しく理解するとともに、市民、事業者、行政が協力して環境リスクを減らす取組を進めることが求められます。

PRTR制度は、この環境リスクを考える際に重要な化学物質の排出・移動情報を、国が集計、公表する仕組みです。

このガイドブックは、そのための基礎的な情報をまとめたものです。後ほど紹介する化学物質ファクトシート、かんたん化学物質ガイド（65ページ参照）等のいろいろな情報源を活用しながら、化学物質の性質や身近な製品中の成分、化学物質の環境中への排出状況や体への取り込み量などについて関心を持ち、考えることが重要です。

食品類

- 保存料（安息香酸、ソルビン酸など）
- 合成着色料（食用赤色 2号など）

自動車

- ガソリン（ベンゼン、トルエンなど）

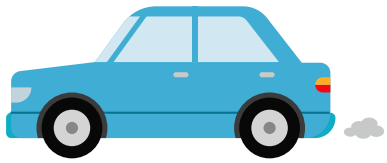

家電製品

- 難燃剤（ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）など）
- 金属類（アルミニウム、鉄など）

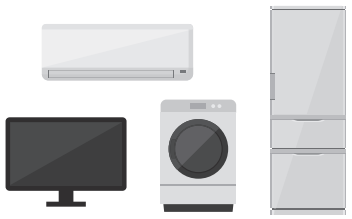

衣料品

- 化学繊維（ナイロン、ポリエステルなど）
- ドライクリーニング（テトラクロロエチレンなど）

塗料や接着剤

- 塗料（トルエン、キシレン、ホルムアルデヒドなど）
- 接着剤（酢酸ビニルなど）

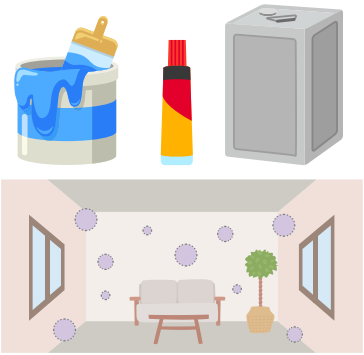

農薬・殺虫剤・肥料

- ジクロロベンゼン、フェニトロチオンなど

洗剤や化粧品

- 殺菌剤・防腐剤（ヘキサクロロフェン、トリクロサン、パラベンなど）
- 界面活性剤（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩など）

医薬品

- アセトアミノフェン、イブプロフェン、テトラサイクリンなど

※1 化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息または生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいいます。詳しくは、114ページをご参照ください。

2 暮らしの中でできること

（1）化学物質に関心を持つ･PRTR データを見る

新聞やテレビのニュース、地方公共団体の広報紙、事業者や地方公共団体の説明会など、これからご紹介するPRTRデータの集計結果を目にする機会は少なくありません。まずは、データを見ることから始めてみましょう（18～59ページ参照）。データのすべてを理解する必要はありません。実際にデータに触れてみて「難しい」「わからない」といった感想を持つことから始めても良いのです。

（2）疑問に思ったことやわからないことを調べる

インターネットや図書館などを利用して自分で調べるだけでなく、同じような関心を持つ人たちと一緒に勉強会を開催する、事業者や地方公共団体の説明会などに参加し質問をするといった方法があります。

（3）毎日の暮らしを見直す

PRTR制度では、家庭や自動車などから排出される化学物質の量も推計され、公表されます。例えば、ベンゼンは自動車の排ガスやガソリンなどに含まれますし、パラ−ジクロロベンゼンは家庭で使用される衣類防虫剤の主成分の一つです。このように私たち自身の暮らしから排出される化学物質も少なくありません。

一人一人の暮らしの中の小さな行動が積み重なり、地域全体としては大量の化学物質の排出につながっていることをほんの少しだけ意識して、できることから始めてみてはいかがでしょうか。

✔ 必要なものを必要な分だけ

化学物質をまったく利用せずに日常生活を送ることはできませんが、毎日の暮らしの中で化学物質の使用や排出を減らす機会は意外と多いものです。まずは無駄をなくすよう心がけてみましょう。

✔ 使用上の注意を守り、捨てる時にはルールに従う

さまざまな化学物質を不注意に環境中に排出することのないよう、使用上の注意を守り、使った後は表示された方法に従って廃棄しましょう。

✔ 環境への負荷が少ない製品を選ぶ

どんな化学物質が使用されているのか表示を見て確認したり、リサイクル可能な製品を選んだりするなど、製品を買う段階で今よりも少しだけ環境への影響を気にかけてみてください。

消費者のこうした行動は、事業者をより環境に配慮する方向へと変えていくことにもつながります。

Ⅱ PRTR制度とは

1. PRTR 制度の仕組み …… 6

2. 対象となる化学物質 …… 8

3. 対象となる事業者 …… 10

4. 対象事業者が届け出るもの …… 11

5. 排出量・移動量の把握、届出 …… 12

6. 対象事業者以外からの排出（国の推計） …… 13

1 PRTR制度の仕組み

PRTR（ピーアールティーアール）とは

Pollutant Release and Transfer Register

の略称です

化学物質の排出・移動に関する情報を国が１年ごとに集計し、公表する制度

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るとともに、化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らすための制度の一つとして、PRTR制度が設けられています。PRTR制度は、化学物質の排出・移動に関する情報を国が１年ごとに集計し、公表する制度です。

国がデータを集計・公表するためには、PRTRの届出対象となる**事業者**※1が、環境中に排出した化学物質の量（**排出量**※2）や、廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量（**移動量**※3）を自ら把握し、年に1回国に届け出ることから始まります。

国は、その届出データを集計するとともに、**届出の対象とならない事業者**※4や家庭、自動車などから環境中に排出されている対象化学物質の量を推計して、二つのデータを併せて公表します。

また、事業者から届け出られた個別事業所ごとの情報についても、ホームページ上で公表しています（詳細は、54ページをご参照ください）。

■ PRTRデータの流れ

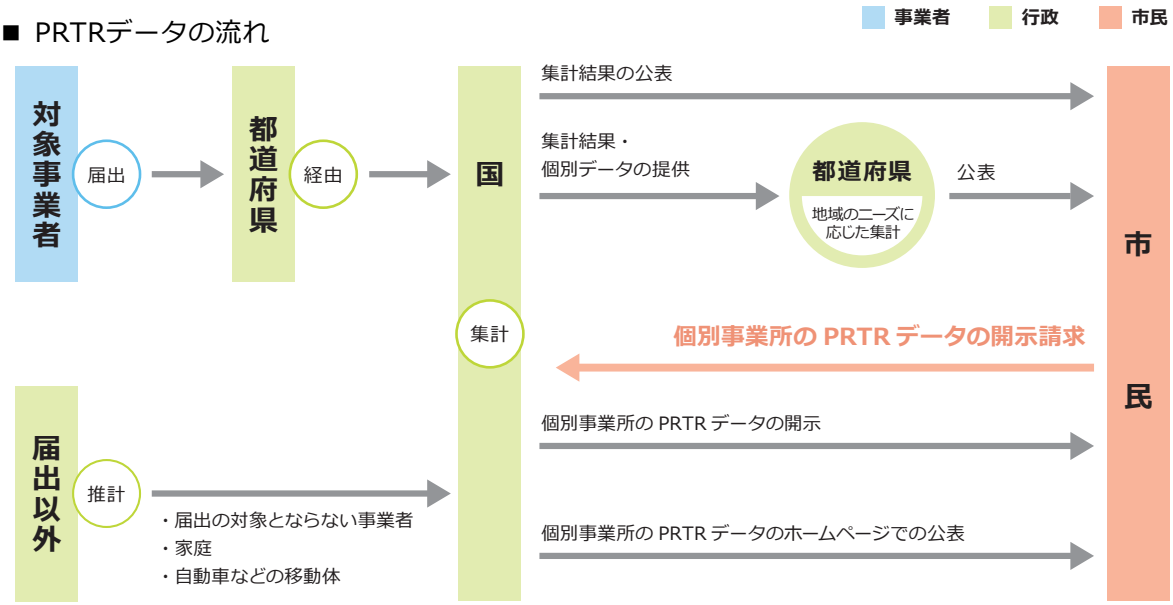

※1 事業者には民間の企業だけでなく、国や地方公共団体などの廃棄物処理施設や下水道処理施設、教育・研究機関なども含まれます。詳細については、10ページをご参照ください。
※2 「排出量」については、114ページをご参照ください。
※3 「移動量」については、114ページをご参照ください。
※4 届出が必要な業種に該当しない、または、従業員数や対象化学物質の取扱量が少ないといった理由から、PRTR制度で届出を行うことが義務づけられていない事業者を指します。

PRTR制度は、化学物質の情報を共有し、市民・事業者・行政が協力して取組を進めます。

PRTR制度によって、市民や行政は、化学物質の排出に関するより詳しい情報を入手することが可能となりました。これにより、市民にはこれまで行政や事業者に任せるしかなかった化学物質問題への取組に積極的に参加する機会が広がりました。

PRTRデータを利用して、市民、事業者、行政が、化学物質の排出の現状や対策の内容、進み具合について話し合いながら、協力して化学物質対策を進めていくことが期待されます。

■ PRTRの基本構造

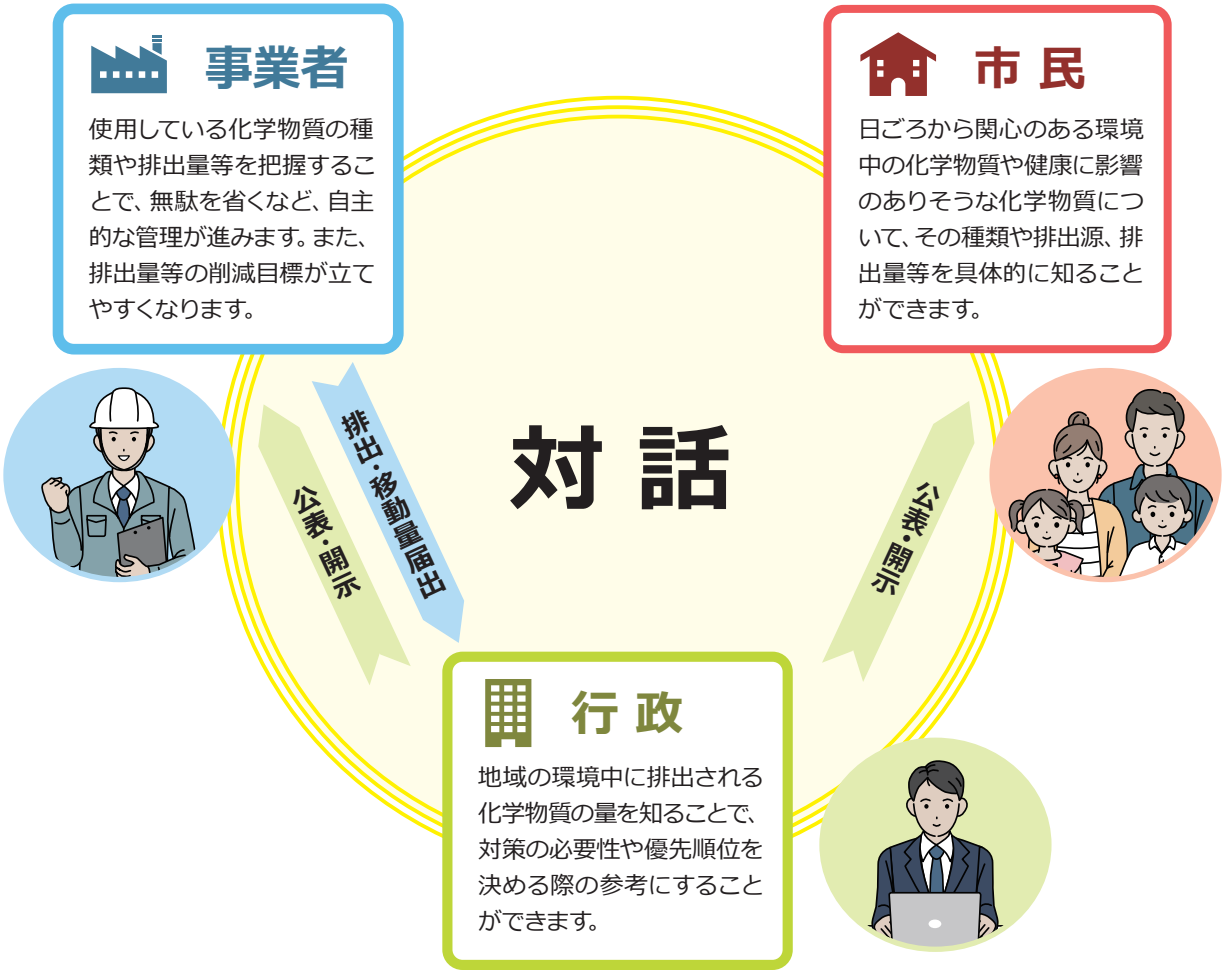

■ **特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律**

PRTR制度は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により制度化されています。この法律は「化学物質排出把握管理促進法」や「化管法」、「PRTR法」といった略称で呼ばれていますが、このガイドブックの中では「化管法」と表記します。化管法の詳細については、76ページをご参照ください。

2 対象となる化学物質

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が対象

化管法の対象となる化学物質は、人の健康を損なうおそれ（**発がん性**※5、**変異原性**※6、**感作性**※7など）または動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれ（**生態毒性**※8）があるもので、環境中に存在すると考えられる量の違いによって第一種指定化学物質と第二種指定化学物質の二つに区分されています。

PRTR制度の届出の対象となるのは、第一種指定化学物質で、このうち、人に対する発がん性等があると評価されている物質は、特定第一種指定化学物質と呼ばれています。

第一種指定化学物質を他の事業者に譲渡・提供する場合には、有害性に関する情報や取扱方法などを記載した**SDS（安全データシート）**※9を提供することが事業者に義務づけられています。

第二種指定化学物質については排出量等を国に届け出る必要はありませんが、第一種指定化学物質と同様、SDSの提供が義務づけられています。

◆第一種指定化学物質：排出量・移動量の届出とSDSの提供

次のいずれかの**有害性**※10の条件に当てはまり、かつ、環境中に広く継続的に存在するもの

▷人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの

▷その物質自体は人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがなくても、環境中に排出された後で化学変化を起こし、容易に上記の有害な化学物質を生成するもの

▷オゾン層を破壊するおそれがあるもの（**オゾン層破壊物質**※11）

特定第一種指定化学物質

人に対する発がん性等があると評価されているもの

ニッケル化合物、ベンゼン、砒素及びその無機化合物、ダイオキシン類など

◆第二種指定化学物質：SDSの提供

第一種指定化学物質と同じ有害性の条件に当てはまり、製造量の増加等があった場合には、環境中に広く存在することとなると見込まれるもの

令和３（2021）年10月の化管法施行令の改正により、対象化学物質が見直されました。これにより対象化学物質数は562物質から649物質に変わりました。対象化学物質の内訳としては、第一種指定化学物質は462物質から515物質に、第二種指定化学物質は100物質から134物質となっています（改正の概要については77ページ参照）。改正前の対象化学物質から164物質が除外されています。令和５（2023）年度の排出・移動量から見直し後の対象化学物質で把握が開始されました。令和６（2024）年度から事業者が届け出て、排出量・移動量が集計されます。届出対象の第一種指定化学物質リストは、80～108ページをご覧ください。

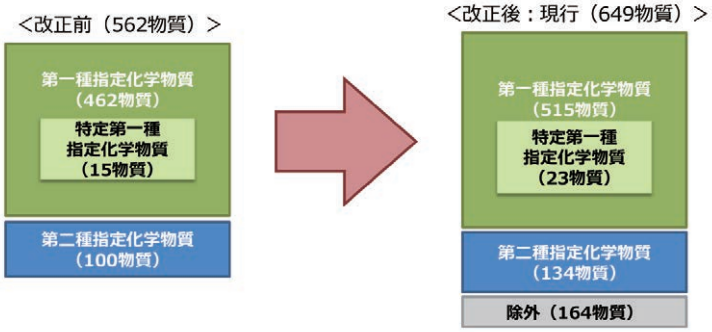

※5「発がん性」については、115ページをご参照ください。
※6「変異原性」については、115ページをご参照ください。
※7「感作性」については、115ページをご参照ください。
※8「生態毒性」については、115ページをご参照ください。
※9「SDS」については、116ページをご参照ください。
※10「有害性」については、114ページをご参照ください。
※11「オゾン層破壊物質」については、115ページをご参照ください。

■ 対象化学物質の例

	主な用途	有害性
人の健康を損なうおそれがあるもの （例：ベンゼン） 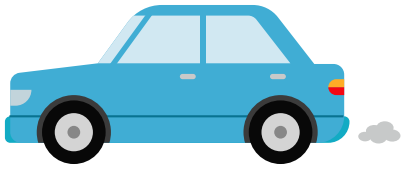	基礎化学原料として多方面の分野で使われており、ベンゼンから合成される代表的な化学物質には、スチレン（合成樹脂や合成ゴムの原料）、シクロヘキサン（ナイロン繊維の原料）、フェノール（合成樹脂、染料、農薬などの原料、消毒剤）、無水マレイン酸（合成樹脂、樹脂改良剤などの原料）などがあります。 なお、ガソリンの中に数％のベンゼンが含まれていましたが、低ベンゼン化が進められ、大気汚染防止法に基づく規制の改正によって、自動車用ガソリンのベンゼンの許容限度は、平成 12（2000）年１月より１％以下（体積比）になっています。また、たばこの煙にもベンゼンは含まれています。	人への発がん性（白血病）が認められています。また、高濃度のベンゼンを長期間体内に取り込むと、造血器に障害を引き起こすことが報告されています。
動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの （例：ノニルフェノール） 	主に工業用の界面活性剤の合成用原料として使われています。 この他、印刷インキの材料、酸化防止剤の原料、フェノール樹脂用積層板の原料やエポキシ樹脂などの安定剤として使われています。	水生生物に悪影響を及ぼすことが示唆されています。また、同一濃度では女性ホルモンよりはかなり弱いながらも、メダカに対する内分泌かく乱作用を持つことが推察されています。 なお、今のところラットに対する試験では、明らかな内分泌かく乱作用は確認されていません。
オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの （例：ジクロロジフルオロメタン（CFC-12）等のフロン類） 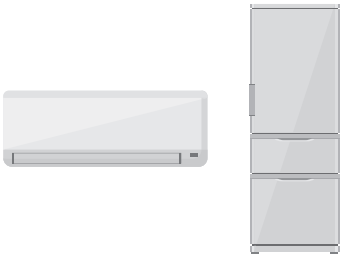	不燃性であること、熱に対しても化学的にも安定で分解しにくいことなどの性質があり、断熱材の発泡剤、業務用冷凍空調機器の冷媒、家庭用冷蔵庫の冷媒、飲料用自動販売機の冷媒、カーエアコンの冷媒、ぜん息治療薬用噴霧吸入器の噴射剤として使われてきました。	フロン類は成層圏オゾンを破壊することにより、間接的に人の健康へ影響を及ぼします。オゾン層は太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しています。オゾン層が減少すると地上に達する紫外線が増え、皮膚がんや白内障の増加など、人の健康への影響が懸念されています。

3 対象となる事業者

「対象業種」「従業員数」「取扱量等」の条件をすべて満たす事業者が対象

PRTR制度の対象化学物質を製造したり、使用したり、環境中へ排出したりしている事業者のうち、**以下の３つの条件すべてに合致する事業者に届出の義務が課されています。**[※12]

❶対象業種（日本標準産業分類（平成5（1993）年改定）による業種区分に基づく）

●金属鉱業	●電気業	●機械修理業
●原油及び天然ガス鉱業	●ガス業	●商品検査業
●製造業 ▷ 食料品製造業 ▷ 飲料・たばこ・飼料製造業 ▷ 繊維工業 ▷ 衣服・その他の繊維製品製造業 ▷ 木材・木製品製造業 ▷ 家具・装備品製造業 ▷ パルプ・紙・紙加工品製造業 ▷ 出版・印刷・同関連産業 ▷ 化学工業 ▷ 石油製品・石炭製品製造業 ▷ プラスチック製品製造業 ▷ ゴム製品製造業 ▷ なめし革・同製品・毛皮製造業 ▷ 窯業・土石製品製造業 ▷ 鉄鋼業 ▷ 非鉄金属製造業 ▷ 金属製品製造業 ▷ 一般機械器具製造業 ▷ 電気機械器具製造業 ▷ 輸送用機械器具製造業 ▷ 精密機械器具製造業 ▷ 武器製造業 ▷ その他の製造業	●熱供給業 ●下水道業 ●鉄道業 ●倉庫業 農作物を保管するものまたは貯蔵タンクにより気体もしくは液体を貯蔵するものに限る。 ●石油卸売業 ●鉄スクラップ卸売業 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、または自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。 ●自動車卸売業 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。 ●燃料小売業 ●洗濯業 ●写真業 ●自動車整備業	●計量証明業 一般計量証明業を除く。 ●一般廃棄物処理業 ごみ処分業に限る。 ●産業廃棄物処分業 特別管理産業廃棄物処分業を含む。 ●医療業* ●高等教育機関 附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。 ●自然科学研究所 ＊平成20（2008）年11月の化管法施行令の改正により対象業種に「医療業」が追加され、平成22（2010）年度以降の公表データから医療業の排出量・移動量が含まれています。

❷従業員数／常用雇用者21人以上の事業者

❸第一種指定化学物質のいずれかを１年間に１トン以上（特定第一種指定化学物質については0.5トン以上）取り扱う事業所を有するなどの要件を満たす事業者または特別要件施設（廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など）を有する事業者

全国数百万の事業所（民営・公営含む）のうち、この条件をすべて満たす事業所はおよそ３万２千事業所です。対象業種以外や、対象業種であっても従業員数や対象化学物質の取扱量が少ないなどの理由でPRTR制度の対象とならない事業所からの排出量は、家庭や自動車などからの排出量と同様に国が推計します。

※12　対象事業者選定の考え方や選定の経緯については、「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について（中央環境審議会第二次答申）－PRTR対象事業者等について－」をご参照ください。
https://www.env.go.jp/council/former/tousin/040002-2.pdf

4 対象事業者が届け出るもの

対象化学物質の環境中への排出量、廃棄物に含まれての移動量を届出

対象事業者は、年に１度、前年度の事業所ごとの対象化学物質の排出量及び移動量を国へ届け出ることが義務づけられています。

排出量とは、生産工程などから排ガスや排水などに含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量で、以下の❶から❹に分けられています。

移動量とは、廃棄物の処理を事業所の外で行うことなどにより移動する第一種指定化学物質の量のことで、以下の❺と❻に分けられています。

排出量

❶ 大気への排出 大気への排出量は、排気口や煙突からの排出ばかりではなく、ペンキなどの塗料に含まれる成分の揮発も排出と考えます。

❷ **公共用水域**[※13]への排出 公共用水域への排出量は、河川や湖沼、海などに排出した量をいいます。

❸ 事業所における土壌への排出 土壌への排出量は、タンクやパイプから土壌へ漏洩した量なども排出とみなします。

❹ 事業所における埋立処分 埋立処分とは、事業所で生じた対象化学物質を含む廃棄物を事業所内の埋立地に埋め立てる場合をいい、土壌への排出とは区別されます。

移動量

❺ **下水道**[※14]への移動 下水道に流した量のことをいいます。

❻ 事業所の外への移動（廃棄） 産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託した量のことをいいます。

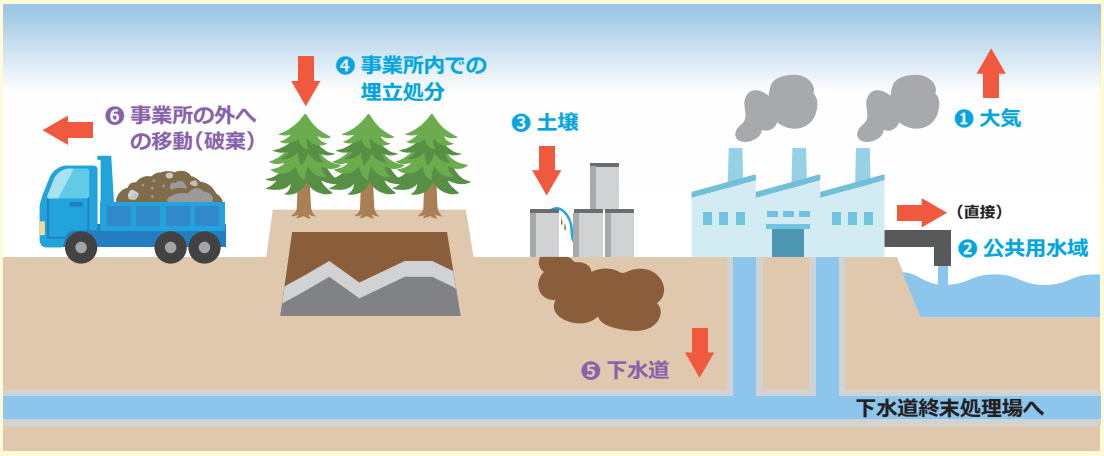

※13 公共用水域とは、水質汚濁防止法で、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」と定められており、川や湖、海などはすべて公共用水域に該当します（下水道を除く）。

※14 下水道とは、下水道法で、「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設など」と定められており、家庭や工場などで汚れた水を、下水管渠を通じて処理場に集め、浄化して自然に返す施設です。

5 排出量・移動量の把握、届出

排出量・移動量を算出します。
電子届出による届出を奨励しています。

事業所では１年間の排出量や移動量を必ずしも実際に測定しているわけではなく、以下の５つの**算出方法**※15のいずれかを使って求めています。

① 事業所に入ってきた量と出ていった量の差を求める
② 排ガスや排水の濃度を実際に測定し、それに排ガス・排水量を乗じる
③ 取扱量（事業所で取り扱った量）に排出係数（これくらいが環境中に出ていくとされる割合）を乗じる
④ 排ガス・排水量に物性値（蒸気圧、溶解度など、含まれている化学物質の量を確定できる値）を乗じる
⑤ その他、的確に算出できると認められる方法

算定した結果は、有効数字２桁で記入し、届け出ます。

届出について

事業者は「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」の様式に従って届出を行います。

これは、①事業者名、所在住所、業種など事業者・事業所の情報を記入する「本紙」と、②その事業所から排出または移動される化学物質の量を記入する「別紙」の2種類があり、②は１つの化学物質につき１枚作成されます。

届出は、「書面」「磁気ディスク」「電子」のいずれの方法でも受け付けていますが、直接都道府県の窓口に出向く必要がない「電子」による届出を奨励しています。

電子届出のメリット

・過去の届出も管理することができます。
・システム上のチェックにより、入力ミスが削減できます。
・届出の際に、都道府県の窓口に出向く必要がありません。

１事業所が届け出る物質の数は、業種や規模などによって異なります。

例えば、令和４（2022）年度のデータでは、最も多かった事業所で73物質についての届出があり、１事業所あたりの平均届出物質数は7.0物質でした。

企業秘密について

対象事業者は、通常、都道府県を経由して国に届け出ますが、企業秘密にあたると考える物質についての情報は国に直接届け出ます。この情報は、国による集計・公表にあたって、秘密情報として保護されることになりますが、企業秘密であるか否かは国で厳格に判断されます。なお、PRTR制度が開始されて以来、国への企業秘密としての届出は１件もありません。

※15　排出量の算出方法については、「PRTR排出量等算出マニュアル」（経済産業省・環境省）をご参照ください。
https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/calc.html

6 対象事業者以外からの排出（国の推計）

届出対象外の事業者、家庭、自動車などの移動体からの排出量は国が推計し公表します。

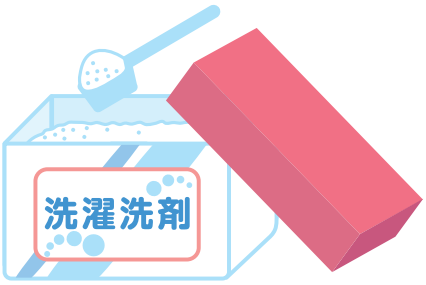

洗濯用洗剤

殺虫剤

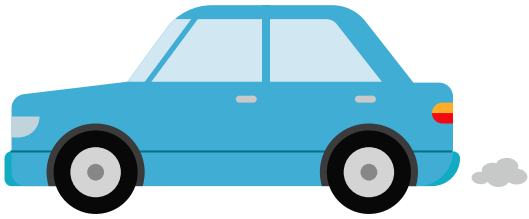

自動車

PRTR制度の届出の対象となった事業者だけが化学物質の排出源ではありません。届出の対象とはならない事業者や、家庭、自動車などの移動体も排出源となっています。

これら対象事業者以外の排出源からの排出量を国が推計します。この結果は、事業者から届け出された情報と併せて公表されます。

推計の対象となるのは主に次のような排出源からの排出量です。

- ▷ 届出対象業種のうち従業員数が21人未満の事業者
- ▷ 届出対象業種において事業所ごとの年間取扱量が1トン未満（特定第一種指定化学物質は0.5トン未満）の化学物質
- ▷ 届出の対象となっていない業種：建設業、飲食業、農業等
- ▷ 家庭：塗料、防虫剤、除草剤、殺虫剤、洗浄剤などの使用に伴う排出
- ▷ 移動体：自動車、二輪車、船舶、鉄道車両、航空機等

推計方法

届出以外の排出源からの排出量については、その排出源に応じたさまざまな**推計方法**[※16]を用いて推計されますが、おおまかに以下のような手順で推計しています。

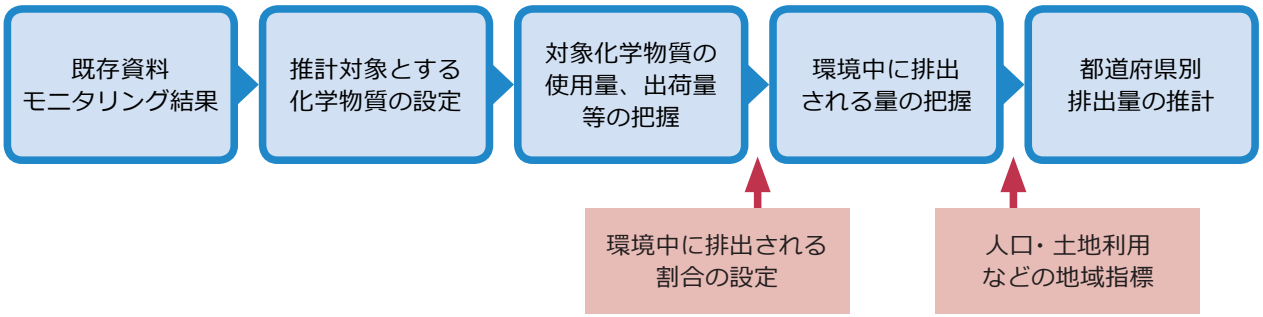

※16 推計方法の詳細は、環境省の「PRTRインフォメーション広場」の「PRTR届出外排出量の推計方法」をご参照ください。
https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/todokedegai_siryo.html

推計方法の具体例：家庭用殺虫剤の推計方法

ここでは、蚊、ハエ、ゴキブリ等の衛生害虫の駆除を目的とした家庭用殺虫剤の具体的な推計方法をご紹介します。

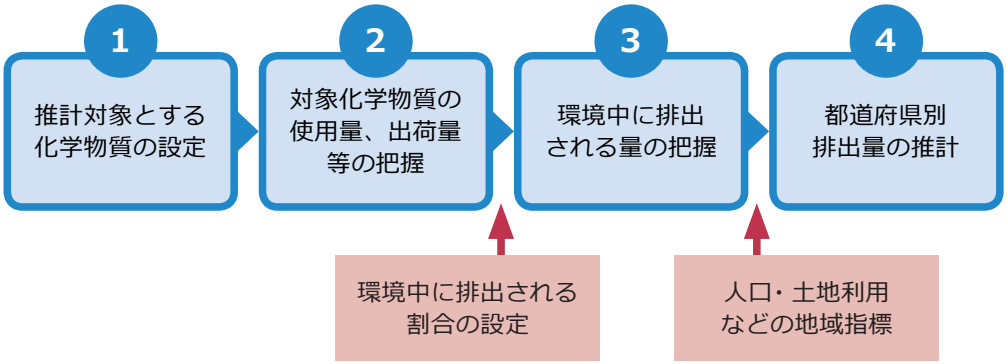

❶推計対象化学物質の設定

家庭用殺虫剤を製造する事業者に対して調査をしてわかった成分リストから、第一種指定化学物質に該当する物質について、家庭用殺虫剤としての排出量を推計します。

家庭用殺虫剤に含まれる対象化学物質（令和４（2022）年度）

	対象化学物質名（管理番号）
有効成分※17	エトフェンプロックス（64）、テトラメトリン（153）、ジクロロベンゼン（181）、フェンチオン（252）、ペルメトリン（350）、ジクロルボス（457）
補助剤※18	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る）（30）、エチルベンゼン（53）、キシレン（80）、クレゾール（86）、2,6−ジ−ターシャリ−ブチル−4−クレゾール（207）、ポリ（オキシエチレン）＝ノニルフェニルエーテル（410）

❷推計対象化学物質の使用量、出荷量の把握

家庭用殺虫剤を製造する事業者にアンケート調査を行い、対象化学物質ごとに集計して全国の使用量を把握します。

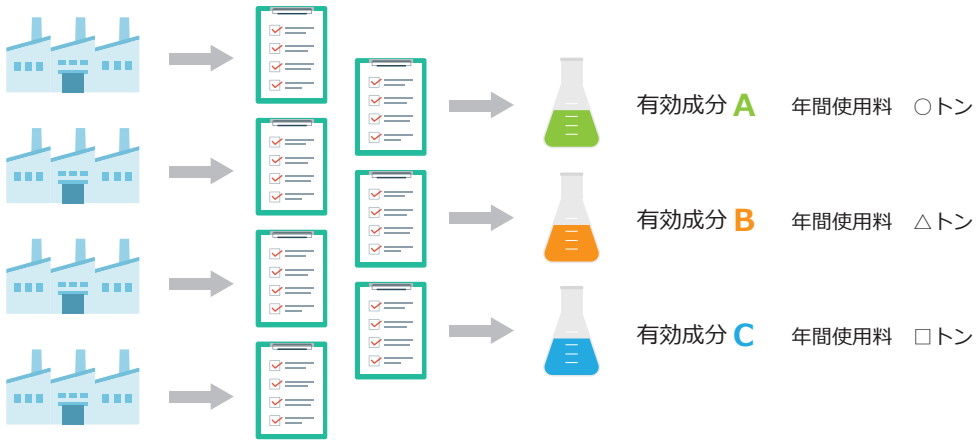

※17　有効成分とは、衛生害虫を駆除する作用を発揮する成分です。
※18　補助剤とは、有効成分の作用を促進するための成分です。

❸環境中に排出される量の推計

殺虫剤の使い方から環境中に排出される割合を設定して、環境中に排出される量を推計します。

❹都道府県別排出量の推計

都道府県別の夏日日数（衛生害虫の発生は25℃の気温が目安とされているため）と世帯数で補正して、各都道府県の排出量を推計します。（夏日補正係数×世帯数）

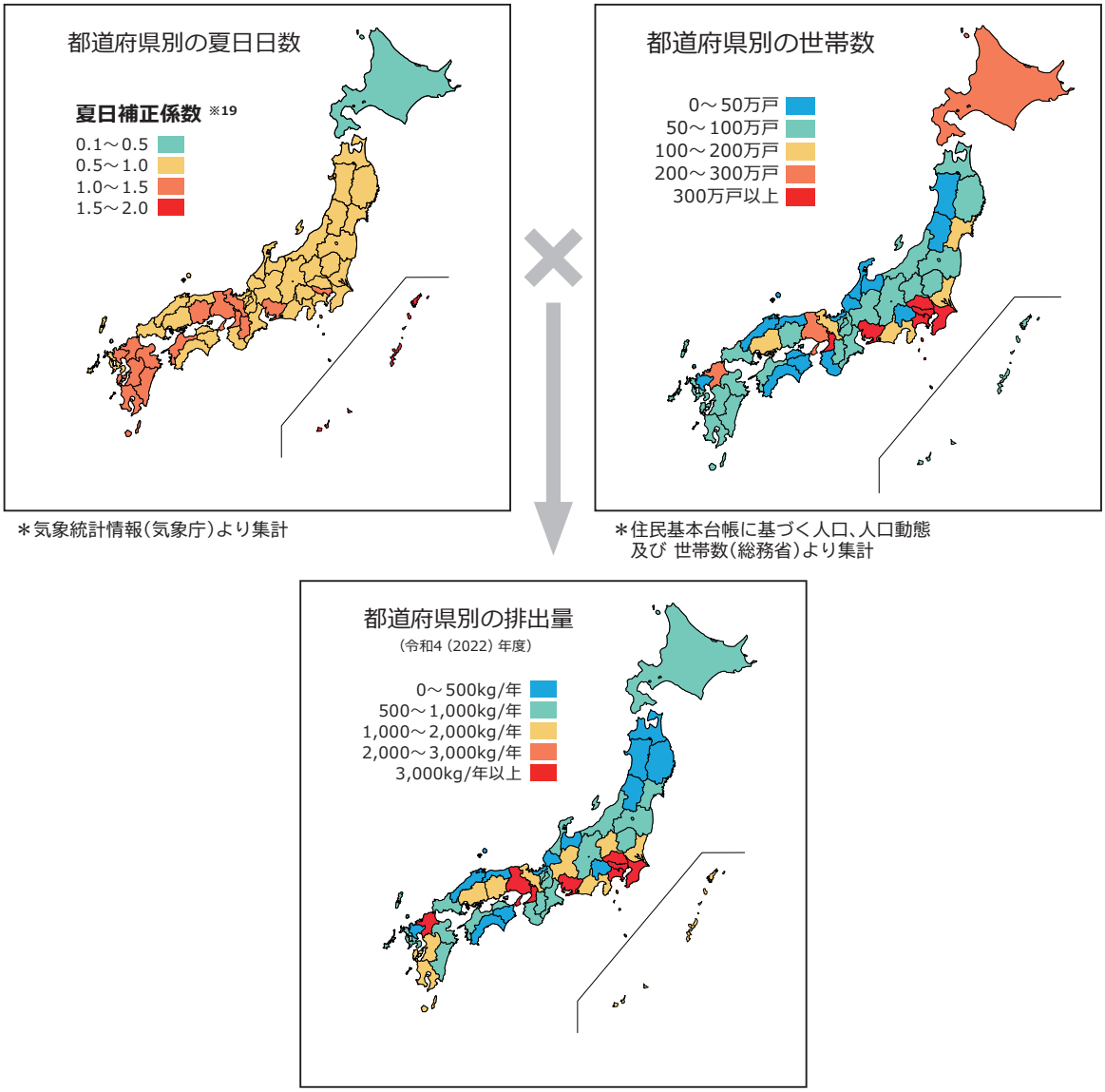

※19　東京都の夏日日数を1とした場合の各都道府県の夏日日数の値を夏日補正係数といいます。

Ⅲ PRTRデータ

1. PRTR データの概要 …… 18
（1）PRTR データの構成 …… 18
（2）基本となる集計表 …… 19
（3）PRTR データでこんなことがわかる …… 20
（4）PRTR データの取扱い上の留意点 …… 20

2. 令和４（2022）年度 PRTR データの集計結果 …… 22
（1）令和４（2022）年度 PRTR データの概要 …… 22
（2）令和４（2022）年度 PRTR データをグラフや表で見る …… 23
① 全国の届出排出量・届出外排出量 …… 23
② 都道府県別に見る …… 25
③ 排出先別割合 …… 27
④ 大気・水・土壌に多く排出されている物質 …… 28
⑤ 排出量の多い業種 …… 29
⑥ 家庭から排出される物質 …… 31
⑦ 身の周りの気になる物質 …… 32
⑧ 移動量 …… 34

3. 平成１５（2003）～令和４（2022）年度
PRTR データの集計結果 …… 38
① 届出事業所数の変遷 …… 38
② 全国の排出量・移動量 …… 38
③ 大気・水・土壌に多く排出されている物質 …… 42
④ 移動量 …… 43
⑤ 追加対象化学物質の届出排出量・移動量 …… 45

4. ホームページ上で PRTR データを見る …… 46
環境省「PRTR 集計・公表システム」 …… 46
環境省「PRTR データ地図上表示システム」 …… 50

5. 個別事業所の PRTR データを入手する …… 54
（1）個別事業所のデータと「PRTR けんさくん」の
利用について …… 54
（2）環境省「PRTR データ地図上表示システム」の
利用について …… 56
（3）開示請求 …… 56

1 PRTRデータの概要

（1）PRTRデータの構成

PRTRデータは、排出源別に次の５種類のデータで構成されています。

届出	対象となる業種に含まれ、従業員、取扱量が一定規模以上の事業所からの排出量・移動量
届出対象外	対象となる業種に含まれるが、従業員、取扱量が一定規模未満のため、届け出ていない事業所からの排出量
非対象業種	届出の対象となる業種に該当しない事業所からの排出量
家庭	家庭からの排出量
自動車など	自動車など移動体からの排出量

このうち 届出 は届出データ、届出対象外 非対象業種 家庭 自動車など は国による推計データです。
推計の対象となる主な製品などについては図に示してあります。　以外が国で推計した部分です。

●集計の対象となる排出量の構成

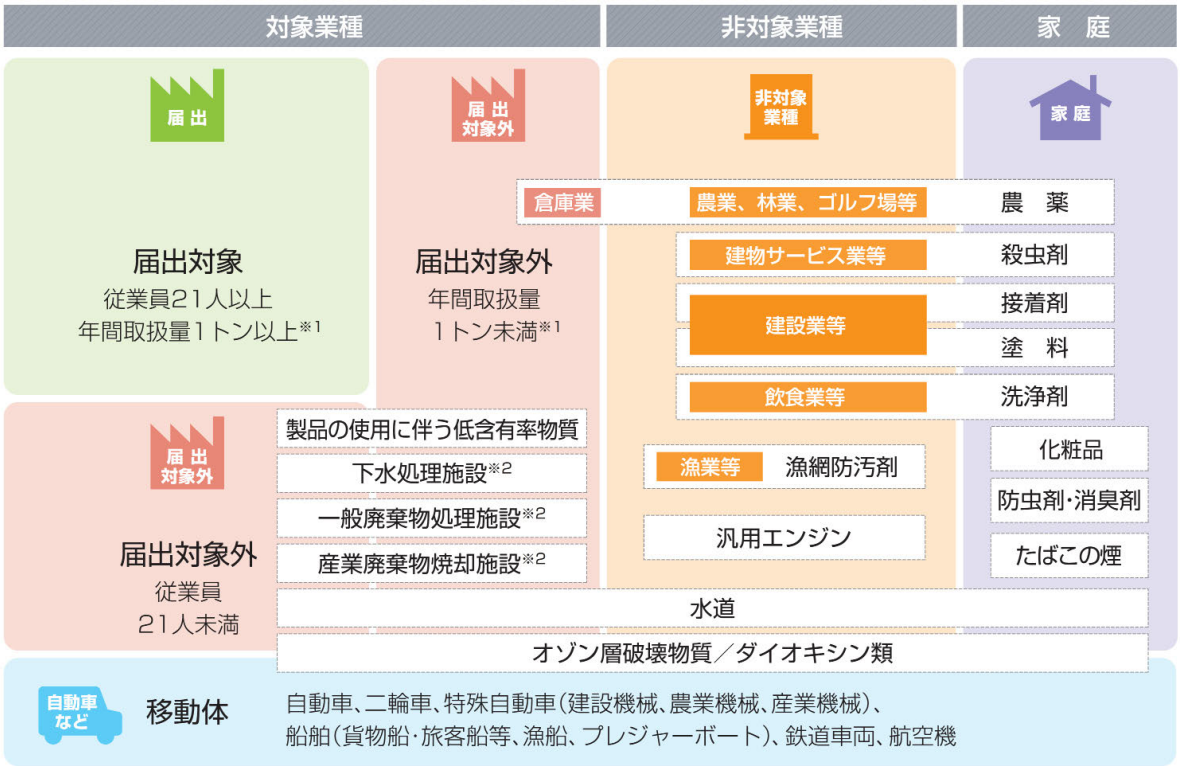

＊排出量の構成図は、あくまでイメージ図であり、面積比が排出量の割合を示すものではありません。

※1　特定第一種指定化学物質では年間取扱量は0.5トンになります。
※2　これらの施設は排出量の測定義務の物質が定められており、測定対象外の物質を国が推計しています。

（2）基本となる集計表

PRTRデータは、事業者からの届出と国の推計に基づいた化学物質の排出量・移動量を表にして公表されます。結果をわかりやすく示すために、表やグラフなどに加工してありますが、基本となるのは「化学物質の名称」とその「排出量」「排出先」についての単純な数値データです。なお、事業者の届出データには大気、公共用水域など排出先も記入されています。

令和４（2022）年度の届出データを例に見てみましょう。下表は、対象化学物質別に、いくつの事業所から届出があったか、それぞれ大気、公共用水域（河川や海など）、事業所敷地内の土壌のどこにどれだけ排出されたか、事業所敷地内にどれだけ埋立処分されたか、廃棄物として事業所の外へ運び出された量はどれくらいか、といった基礎的な情報を集計したものです。

このような数値データをもとにして、全国的に排出量の多い物質は何か、業種別や地域別にどのような特徴があるか、といったさまざまな視点で整理、集計することができます。

使用データ　届出

この物質について何件の届出があったか

廃棄物として、また下水道に年間何 kg 移動されたか

対象物質		報告事業所数（件）			排出件数（件）					移動件数（件）			排出量（kg / 年；ダイオキシン類は mg-TEQ/ 年）					移動量（kg / 年；ダイオキシン類は mg-TEQ/ 年）			排出量移動量合計（kg / 年；ダイオキシン類は mg-TEQ/ 年）
物質番号	物質名	排出	移動	全体 ※3	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	
1	亜鉛の水溶性化合物	2,540	419	3,788	81	2,500	1	1	2,583	373	111	484	9,600	590,592	0	16	600,208	2,980,381	14,885	2,995,266	3,595,474
2	アクリルアミド	22	35	89	21	6	0	0	27	31	4	35	327	7	0	0	334	3,987	18	4,005	4,339
3	アクリル酸エチル	83	66	123	80	7	1	0	88	65	7	72	10,336	295	4	0	10,635	88,281	135	88,416	99,051
4	アクリル酸及びその水溶性塩	102	108	217	97	9	0	0	106	104	13	117	30,976	935	0	0	31,911	518,580	3,491	522,071	553,982
5	アクリル酸２－（ジメチルアミノ）エチル	3	1	8	3	1	0	0	4	1	0	1	3	1	0	0	3	19	0	19	22
6	アクリル酸２－ヒドロキシエチル	30	53	98	30	1	0	0	31	53	3	56	374	15	0	0	389	785,035	1	785,036	785,425
7	アクリル酸ノルマル－ブチル	146	113	216	143	11	0	0	154	112	12	124	38,238	460	0	0	38,698	161,790	213	162,004	200,702
8	アクリル酸メチル	60	37	98	59	5	0	0	64	37	1	38	19,902	435	0	0	20,337	283,634	1	283,635	303,971
9	アクリロニトリル	102	69	136	99	18	0	0	117	68	6	74	73,370	8,444	0	0	81,813	264,090	298	264,387	346,201
10	アクロレイン	2	3	9	1	2	0	0	3	3	0	3	63	483	0	0	546	1,315	0	1,315	1,861
11	アジ化ナトリウム	1	5	12	0	1	0	0	1	5	0	5	0	74	0	0	74	11,052	0	11,052	11,126
12	アセトアルデヒド	38	9	50	36	8	0	0	44	9	0	9	40,161	10,316	0	0	50,477	38,108	0	38,108	88,585
13	アセトニトリル	197	305	337	191	17	0	0	208	302	28	330	89,133	3,533	0	0	92,666	5,394,685	32,593	5,427,277	5,519,943
14	アセトンシアノヒドリン	3	0	5	3	0	0	0	3	0	0	0	799	0	0	0	799	0	0	0	799
15	アセナフテン	16	8	32	16	0	0	0	16	8	0	8	11,434	0	0	0	11,434	4,897	0	4,897	16,330

＊四捨五入の関係で、各行の合計と合計欄が一致しない場合があります。

大気・水域・土壌・埋立に年間何 kg 排出されたか

※3 報告事業所数の「全体」は、当該化学物質を取り扱っていると報告があった件数であり、この中には排出量・移動量が0という事業者も含まれます。しかし、報告事業所数の「排出」及び「移動」には、排出量・移動量が0の場合、報告事業所数には含まれません。このため、「排出」及び「移動」の合計が、「全体」の合計と異なる場合があります。

（3）PRTRデータでこんなことがわかる

物質別や排出先別、地域別などの項目ごとに集計されたPRTRデータからは、次のようなことがわかります。

- 全国の事業者が大気、公共用水域、事業所内の土壌への排出及び事業所内で埋立処分している
- 全国の事業者が廃棄物として、あるいは下水道への放出によって事業所の外へ移動している
- 全国の届出の対象とならない事業所や家庭、自動車などから排出される

対象化学物質とその量

- 対象化学物質別の
- 業種別の
- 都道府県別の

排出量・移動量　など

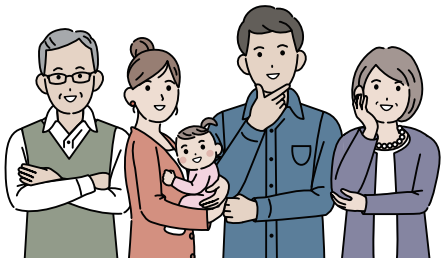

（4）PRTRデータの取扱い上の留意点

PRTRデータを見たり、活用したりする上で留意すべき点は次のとおりです。

1）届出排出量・移動量の限界

- 一定の要件を満たした事業者が届出を行うため、全国すべての事業者からの排出量等を網羅しているわけではありません。
- 事業者が届け出た排出量等は、必ずしもすべてが実際に測定した値に基づくものではないことから（12ページ参照）、データの精度には限界があります。

2）届出外排出量の限界

- 届出外排出量については、想定される主要な排出源を対象に国が推計を行っていますが、推計を行った時点で利用可能な信頼できる知見が存在する排出源のみが対象となっており、すべての排出源を網羅したものとはなっていません。
- 届出外排出量については、推計時点で利用可能な信頼できる知見に基づき推計を行っているものの、あくまで推計であり、データの精度には限界があります。また、排出源の種類によっても推計方法が異なるため、精度に開きがあります。

3）公表データによるリスク評価※4の限界

- 公表されるPRTRデータはあくまで排出量・移動量であり、環境中の濃度や、人や動植物が実際にさらされる化学物質の量（ばく露量）ではありません。また、化学物質が人の健康や動植物に影響を及ぼすおそれ（リスク）の大小を直接表すものでもありません。
- 化学物質による環境や人への影響については、PRTRデータに加え、それが環境中にどのように分布しているのか（環境中の濃度）、実際に人や生物にどれくらい取り込まれるのか（ばく露可能性）、化学物質の有害性の程度、といったさまざまな要因と併せて分析することが必要です。この過程を模式的に示すと次の図のようになります。

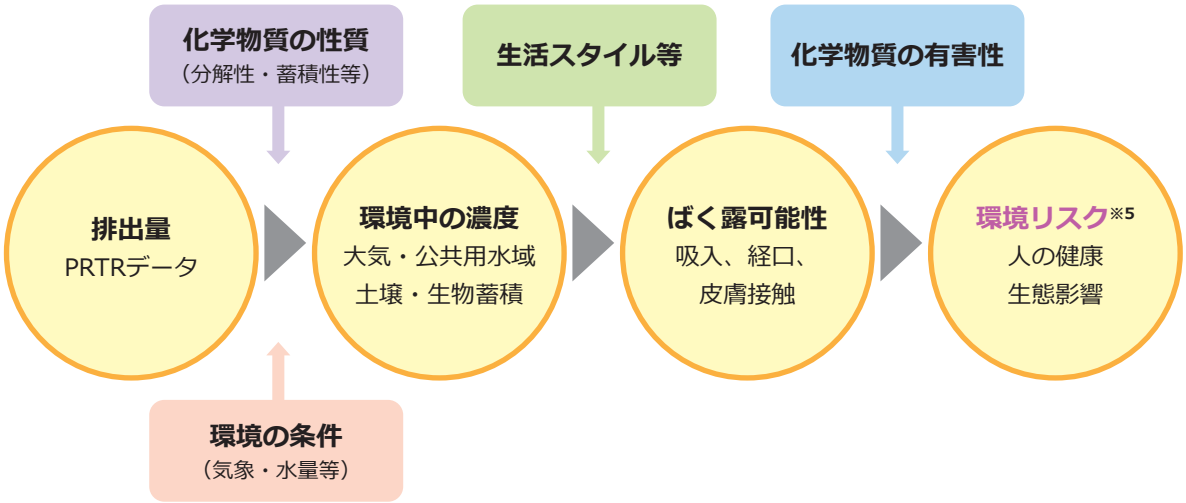

- PRTR制度で公表される排出量・移動量のみで人の健康や動植物への影響を検討することはできませんが、排出量の多い物質や地域の特定等、リスク評価あるいはそのための**ばく露評価**※6の際の着目点が把握できます。
- なお、ダイオキシン類については、届出量の単位がmg（ミリグラム：1/1,000グラム）と、他の物質と比べて極端に小さいため、図表中でも単位を区別して表しています。また、ダイオキシンにはいくつもの種類があり、それぞれに毒性が異なるため、毒性の大きさを統一した量（TEQ）に変換されて届出が行われます。（詳細は33ページ参照）

※4 リスク評価とは、人の健康や動植物への影響などを科学的に予測するために、化学物質の有害性とばく露の程度を評価することをいいます。
※5「環境リスク」については、114ページをご参照ください。
※6 ばく露評価とは、人が皮膚や口、肺などを通じて体内に取り込む化学物質の量を推定し、評価することをいいます。

2 令和４（2022）年度PRTRデータの集計結果

（1）令和４（2022）年度PRTRデータの概要

令和６（2024）年２月に公表された**PRTRデータ**[※7]の結果は、
①全国の事業者から令和５（2023）年４月１日から７月３１日※までに届出のあった、令和４（2022）年４月から翌令和５（2023）年３月までの１年間の化学物質の排出量・移動量
②届出の対象にならなかった事業所や家庭、自動車等の移動体などからの国が推計した化学物質の排出量を集計したものです。

排出量などの把握期間	届出期間	集計・推計期間	公表
令和４（2022）年４月～令和５（2023）年３月 各事業者による排出・移動量の把握	令和５（2023）年４月１日～令和５（2023）年７月３１日※ 全国 32,209 事業所から 432 物質の届出	令和５（2023）年８月～令和６（2024）年２月 集計とともに 334 物質について国で推計	令和６（2024）年２月２７日 公表・開示開始

※紙・磁気による届出の場合は6月30日

届出のあった物質と事業者

PRTR制度の届出対象である第一種指定化学物質（462物質）のうち、事業者から排出量・移動量について届出があった物質は432物質でした。

事業者から全国32,209事業所の届出があり、１事業所あたりの平均届出物質数は7.0物質でした。

国が推計を行った物質

届出を行った事業者以外からの排出は、届出の対象とならない事業者からの排出や、家庭で使用される防虫剤や塗料、洗剤などの排出、自動車等の移動体から排出される334物質を推計しました。

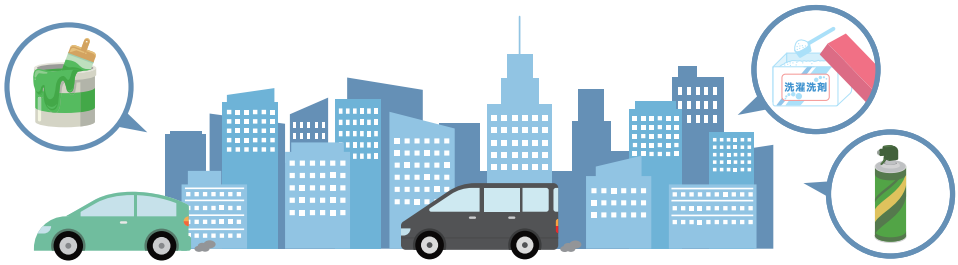

届出・推計の対象物質は平成22(2010)年度PRTRデータから変更されましたので、集計結果を見る際には留意する必要があります。また、前述したように（８ページ）、令和５(2023)年度から事業者の把握対象物質が変更されています。

※7 ここで紹介する令和４（2022）年度PRTRデータは、令和６（2024）年２月の公表時のものです。その後、届出値の修正等により、データが変更となる可能性があります。

（2）令和４（2022）年度PRTRデータをグラフや表で見る

① 全国の届出排出量･届出外排出量

［データの項目］

事業者から届け出られた排出量の432物質と、届出の対象とはならない事業者や家庭、自動車などからの排出量として国が推計した334物質について、それぞれの物質ごとに排出量を足し合わせ、全国で１年間に環境中に排出された排出量を計算します。

［集計･加工例］

届出排出量･届出外排出量の構成をグラフで示してみました。

届出排出量と届出外排出量の合計は30万9千トンで、このうち届出排出量は12万2千トン、届出外排出量は18万7千トンとなっています。届出外排出量の内訳は、対象業種が4万1千トン、非対象業種が6万1千トン、家庭が3万トン、自動車などの移動体が5万4千トンです。

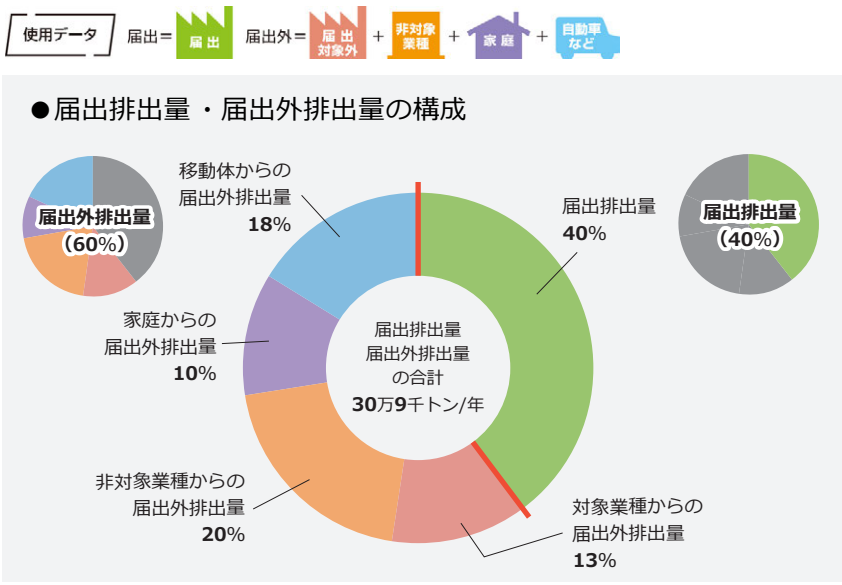

［集計･加工例］

届出排出量と届出外排出量の合計が多い上位10物質をグラフで示してみました。

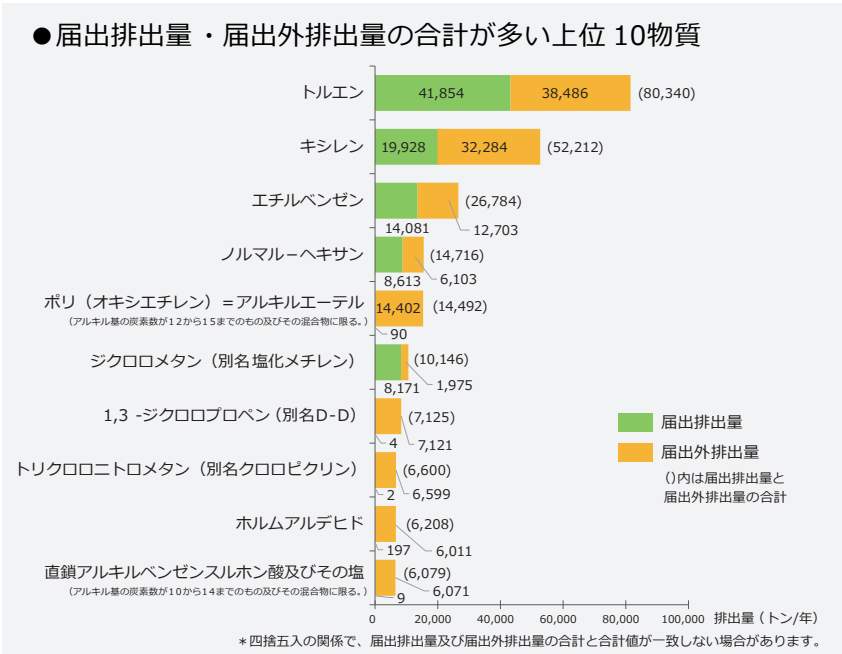

［データを見る上で留意すること］

排出量の多い物質ほど人の健康や動植物の生息もしくは生育への影響も大きいと考えがちですが、ある化学物質がどの程度の影響を及ぼすおそれがあるかについては、排出量の大小だけでは判断できません。

人の健康や環境への影響については、①化学物質の有害性の程度、②その化学物質が環境中にどのように分布しているのか（環境中の濃度）、③環境中から人や動植物にどれくらい取り込まれるのか（ばく露量）などの情報を総合的に検討する必要があります。

［関連情報］

届出排出量・届出外排出量の合計が多かった上位５物質の主な用途と**有害性**※8は次のとおりです。

排出量	物質名	主な用途	長時間（反復）ばく露による人の健康や動植物の生息もしくは生育への影響
１位	トルエン	多種多様な化学物質を合成する原料、油性塗料、印刷インキや油性接着剤などの溶剤、ガソリンの成分（排ガスにも含まれる）	トルエンを長期間にわたって体内に取り込んだ結果、視野狭さく、眼のふるえ、運動障害、記憶障害などの神経系の障害のほか、腎臓、肝臓や血液への障害が報告されています。トルエンはシックハウス症候群との関連性が疑われていることから、室内空気濃度の指針値が定められています。また、水道水質管理目標値や水質要監視項目の指針値が定められています。現時点では環境中の水生生物へ悪影響を及ぼすことはないと判断されています。
２位	キシレン	化学物質の合成原料、油性塗料、接着剤、印刷インキや農薬などの溶剤やシンナー、灯油や軽油、ガソリンの成分	高濃度のキシレンは、眼やのどなどに対する刺激性や、中枢神経へ影響を与えることが報告されています。シックハウス症候群との関連が疑われていることから、室内空気濃度の指針値が定められています。また、水質要監視項目の指針値が定められています。現時点では環境中の水生生物へ悪影響を及ぼすことはないと判断されています。
３位	エチルベンゼン	プラスチックや発砲スチロールの原料となるスチレンモノマーの原料、油性塗料や接着剤、インキなどの溶剤、混合キシレンの成分	エチルベンゼンは、シックハウス症候群との関連性が疑われていることから、室内空気濃度の指針値が定められています。現時点では環境中の水生生物へ悪影響を及ぼすことはないと判断されています。
４位	ノルマル−ヘキサン	高密度ポリエチレンやポリプロピレンの重合溶剤、接着剤、塗料やインキなどの溶剤、ガソリンの成分	雌のラットにノルマル−ヘキサンを含む空気を一定期間吸入させた実験では、胎児の体重低下が認められました。また、作業環境における疫学調査では、一定期間空気中から吸入した結果、頭痛、四肢知覚異常、筋力低下などが報告されています。
５位	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る）	台所用洗剤、洗濯用洗剤、工業用洗剤、化粧品のクリームやローションの乳化剤、農薬の補助剤、医薬品の乳化剤や分散剤	人の皮膚に対して刺激性はないか、あってもごく弱い一時的な刺激性がありますが、湿疹患者に対しては皮膚への感作性を示す可能性があります。食物や飲み物を通じて口から取り込んだ場合について、現時点では人の健康に悪影響を及ぼすことはないと考えられています。なお、皮膚からの経路については、情報の収集が必要であるとされています。

※8 化学物質一般の有害性については、114ページをご参照ください。また、個別の対象物質の有害性については、以下のウェブサイトが参考となります。
「対象化学物質情報」https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.html
「化学物質ファクトシート」https://www2.env.go.jp/chemi/prtr/factsheet/factsheet.html

② 都道府県別に見る

[データの項目]

下表は、令和４（2022）年度データの都道府県別の届出排出量及び届出外排出量の概要です。この表では、対象事業所からの届出数とその排出量、国が推計を行った排出量、届出分と推計分を合わせた排出量の合計、全国の排出量に占める各都道府県の割合などが示されています。

●令和４（2022）年度の都道府県別届出排出量及び届出外排出量

都道府県	届出数	届出排出量（kg/ 年）	届出外排出量（kg/ 年）					排出量合計（kg/年）※10	割　合
			対象業種	非対象業種	家　庭	移動体※9	合　計※10		
北海道	1,782	1,790,364	1,512,735	5,422,220	814,984	2,669,029	10,418,968	12,209,332	3.95%
青森県	397	351,094	369,049	2,147,723	607,994	822,285	3,947,051	4,298,144	1.39%
岩手県	489	1,140,093	360,359	870,327	483,995	897,716	2,612,396	3,752,489	1.21%
宮城県	704	851,078	621,002	1,229,099	509,023	1,123,115	3,482,239	4,333,317	1.40%
秋田県	438	2,508,681	421,318	551,309	400,765	625,219	1,998,611	4,507,292	1.46%
山形県	446	713,638	414,193	665,664	286,364	710,312	2,076,533	2,790,171	0.90%
福島県	856	2,261,668	880,225	723,205	682,555	1,102,704	3,388,689	5,650,356	1.83%
茨城県	1,047	4,904,574	1,523,992	3,370,293	1,039,540	1,731,910	7,665,734	12,570,308	4.06%
栃木県	686	3,444,786	760,528	984,873	605,180	1,278,800	3,629,381	7,074,168	2.29%
群馬県	755	3,258,939	854,570	2,304,903	844,373	1,195,399	5,199,245	8,458,184	2.74%
埼玉県	1,378	5,383,342	2,187,738	1,299,823	1,502,149	2,284,086	7,273,795	12,657,137	4.09%
千葉県	1,196	4,231,102	1,370,365	3,217,805	1,521,818	2,227,299	8,337,287	12,568,389	4.06%
東京都	1,005	1,206,094	3,511,981	5,067,214	1,020,958	2,572,596	12,172,750	13,378,844	4.33%
神奈川県	1,227	4,736,513	2,046,286	2,314,507	933,006	2,133,266	7,427,064	12,163,577	3.93%
新潟県	896	2,088,860	882,056	1,090,342	805,849	1,215,488	3,993,735	6,082,595	1.97%
富山県	472	1,660,353	440,656	459,156	253,830	534,640	1,688,282	3,348,635	1.08%
石川県	415	1,465,940	530,561	487,574	285,459	643,795	1,947,389	3,413,329	1.10%
福井県	317	1,743,620	393,661	599,685	209,526	519,571	1,722,443	3,466,063	1.12%
山梨県	291	1,255,478	355,923	392,408	276,854	646,664	1,671,850	2,927,328	0.95%
長野県	1,070	1,511,460	796,208	1,175,940	463,098	1,489,445	3,924,691	5,436,151	1.76%
岐阜県	823	5,190,609	887,956	574,243	640,152	1,185,412	3,287,763	8,478,372	2.74%
静岡県	1,304	7,312,969	1,449,490	1,469,296	1,207,842	1,712,296	5,838,923	13,151,892	4.25%
愛知県	1,866	8,343,115	3,000,885	3,184,413	1,961,268	2,587,446	10,734,012	19,077,128	6.17%
三重県	730	4,087,720	651,403	556,283	654,147	1,257,108	3,118,941	7,206,661	2.33%
滋賀県	586	2,830,259	416,549	211,102	256,722	846,169	1,730,541	4,560,801	1.47%
京都府	512	1,391,113	912,365	373,361	370,155	1,001,711	2,657,593	4,048,705	1.31%
大阪府	1,411	3,560,842	3,164,298	2,141,205	1,095,217	1,997,016	8,397,737	11,958,579	3.87%
兵庫県	1,405	4,825,968	1,740,074	810,426	797,548	1,762,359	5,110,408	9,936,375	3.21%
奈良県	252	413,587	440,245	167,223	340,789	716,944	1,665,201	2,078,788	0.67%
和歌山県	246	879,585	317,416	830,908	548,231	569,650	2,266,206	3,145,791	1.02%
鳥取県	223	388,911	150,356	312,732	202,753	437,048	1,102,890	1,491,801	0.48%
島根県	250	1,541,308	269,385	302,096	331,457	499,594	1,402,532	2,943,840	0.95%
岡山県	743	3,504,972	599,187	709,286	588,930	1,024,959	2,922,362	6,427,334	2.08%
広島県	768	6,766,089	1,028,677	1,315,031	732,554	1,299,073	4,375,335	11,141,424	3.60%
山口県	493	3,400,286	455,009	1,438,147	418,974	833,505	3,145,635	6,545,920	2.12%
徳島県	228	423,502	366,315	706,610	415,623	444,590	1,933,137	2,356,639	0.76%
香川県	351	3,613,826	297,957	350,301	385,024	565,707	1,598,989	5,212,815	1.69%
愛媛県	442	3,608,517	470,789	914,082	532,608	728,665	2,646,144	6,254,661	2.02%
高知県	177	448,777	244,771	909,959	351,743	405,528	1,912,002	2,360,779	0.76%
福岡県	1,112	5,325,153	1,440,686	1,801,834	1,052,926	1,765,173	6,060,619	11,385,772	3.68%
佐賀県	278	1,433,187	236,505	480,909	303,031	622,659	1,643,103	3,076,291	0.99%
長崎県	306	1,895,111	548,402	1,148,904	491,339	758,999	2,947,643	4,842,754	1.57%
熊本県	510	2,065,022	543,367	1,562,856	513,831	1,026,094	3,646,149	5,711,171	1.85%
大分県	368	1,343,773	372,121	540,296	476,678	784,575	2,173,670	3,517,444	1.14%
宮崎県	318	416,376	338,381	1,626,650	374,326	696,949	3,036,306	3,452,682	1.12%
鹿児島県	435	593,405	442,919	1,954,067	594,742	881,497	3,873,225	4,466,631	1.44%
沖縄県	205	201,714	407,773	658,449	542,009	682,453	2,290,684	2,492,398	0.81%
合計※9※10	32,209	122,313,372	41,426,687	61,424,741	29,727,938	54,358,912	186,938,278	309,251,650	100%
割合（%）		39.55%	13.40%	19.86%	9.61%	17.58%	60.45%	100%	

※9　移動体については、都道府県に配分できないものがあるため、都道府県の合計と合計欄の数値が異なります。
※10　公表されるPRTRデータのうち、届出事業所が排出した量の合計は、各事業所から届け出られたデータ（ダイオキシン類を除き小数点第１位まで）の合計について小数点第１位で四捨五入し、整数で表示したものです。このため公表される集計表の排出量などの各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合があります。

［データの項目］

全国の届出排出量と届出外排出量の合計を都道府県別に集計しました。

［集計・加工例］

排出量の合計をそれぞれ2段階に色分けし、日本地図上に示してみました。

排出量の合計が多い都道府県は、愛知県、静岡県、東京都などでした。

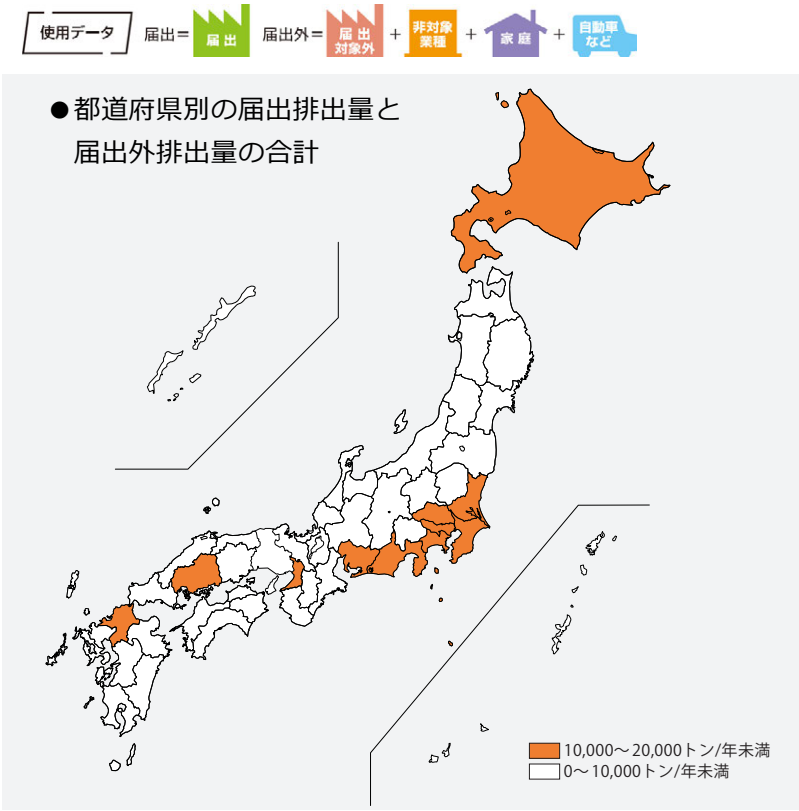

［データの項目］

全国で届出排出量と届出外排出量の合計が３番目に多いエチルベンゼンを取り上げ、都道府県別に排出量の合計を集計しました。

［集計・加工例］

排出量の合計をそれぞれ４段階に色分けし、日本地図上に示してみました。

エチルベンゼンの排出量が多い都道府県は、愛知県、神奈川県などでした。
対象事業所の主な排出業種は、輸送用機械器具製造業や金属製品製造業などです。また、届出の対象とならない事業所や、家庭、自動車などからも多く排出されています。

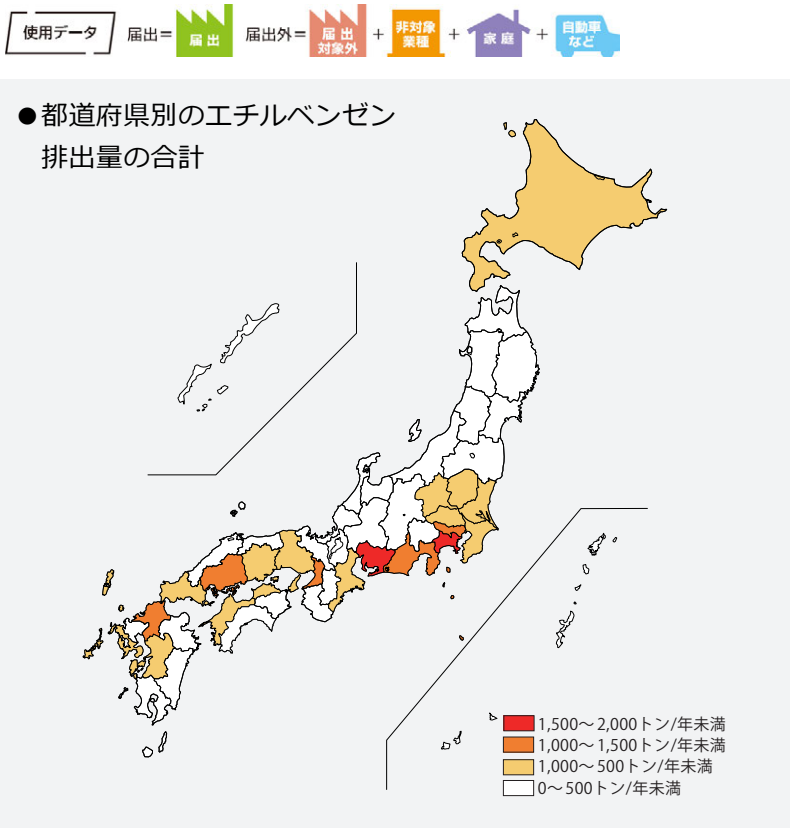

③ 排出先別割合

[データの項目]

事業者は、大気、公共用水域（河川、海など）、事業所敷地内の土壌、事業所敷地内の埋立処分のどこに化学物質を排出したかについても届け出ます。

ここでは、全国の事業所から届出された合計12万2千トンの化学物質の排出量を、大気、公共用水域、事業所内土壌、事業所内埋立処分の４つの排出先に分けて集計しました。

[集計・加工例]

排出先別の排出量の割合を見ると、大気への排出が約91%で大部分を占めていることがわかります。

●排出先別届出排出量

排出先	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計
排出量（トン/年）	110,995	6,256	2.2	5,061	122,313
割合（%）	90.7	5.1	0.002	4.1	100

＊四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

使用データ　届出

●排出先別割合（排出量12万2千トン/年）

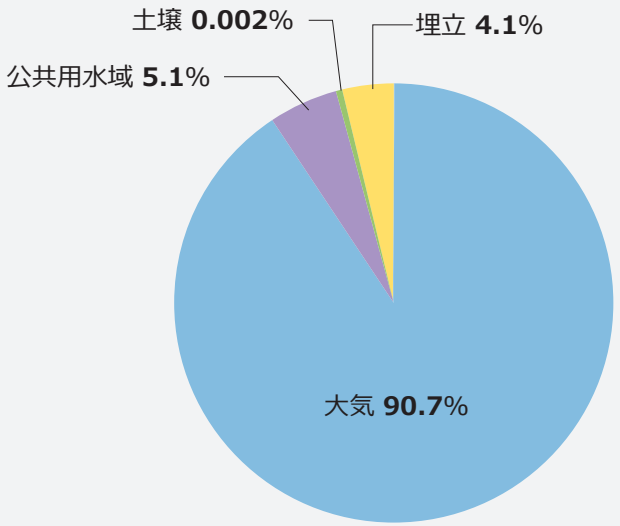

[データを見る上で留意すること]

大気や水域、土壌に排出された化学物質の中には、呼吸や飲食、皮膚接触などを通して人の身体に取り込まれ、健康に有害な影響を及ぼすおそれのあるものもあります。このため、どんな物質がどこへ排出されているかは重要な情報です。

※土壌への排出と埋立の違い

「土壌」への排出は、漏洩や地下浸透などによって環境中へ排出した量を指します。
「埋立」は、対象事業者の事業所から対象物質を含む廃棄物が発生する場合に、事業者が同一の事業所内の埋立地へ埋め立てた量を指します。なお、産業廃棄物処理業者に廃棄物処分を委ねた場合は、「当該事業所の外への移動量」となります。

④ 大気・水・土壌に多く排出されている物質

［データの項目］

全国の事業所から報告された化学物質の物質名と排出量を、排出先別に集計しました。

［集計・加工例］

排出先別に排出量の多い物質（大気、公共用水域５物質、事業所内埋立、土壌３物質）を棒グラフで示してみます。なお、グラフごとに横軸の単位が異なることに留意しましょう。

使用データ　届出

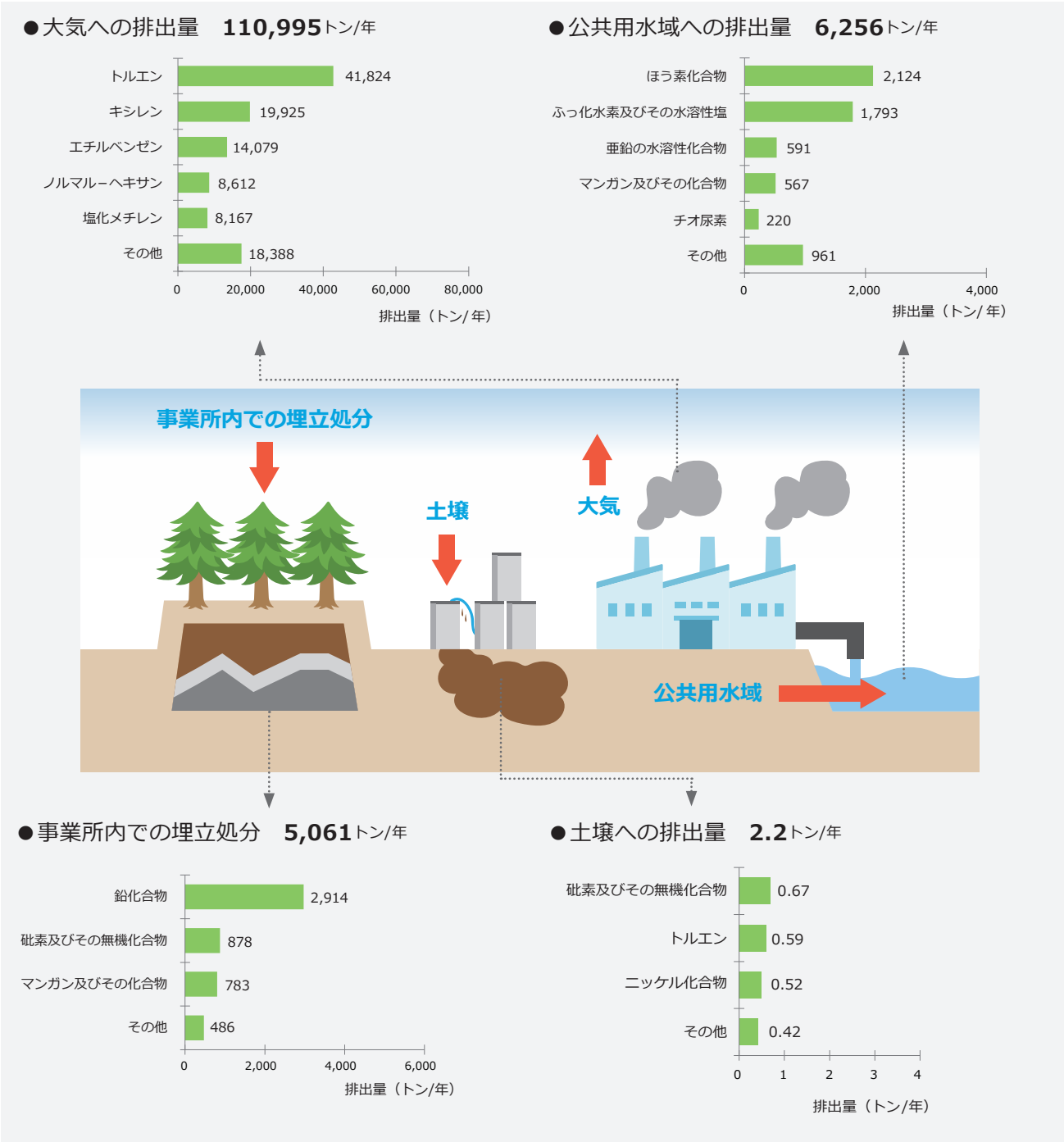

⑤ 排出量の多い業種

[データの項目]

事業者からの届出には、その事業者が属する業種（例えば、化学工業、プラスチック製品製造業など）が記入してあります。ここでは、届出データのうち同じ業種に属する事業者の排出量を合計し、業種別の排出量を算出しました。

[集計・加工例]

棒グラフにして排出量が多い順番に10業種を示してみました。

使用データ 届出

●排出量の多い上位10業種

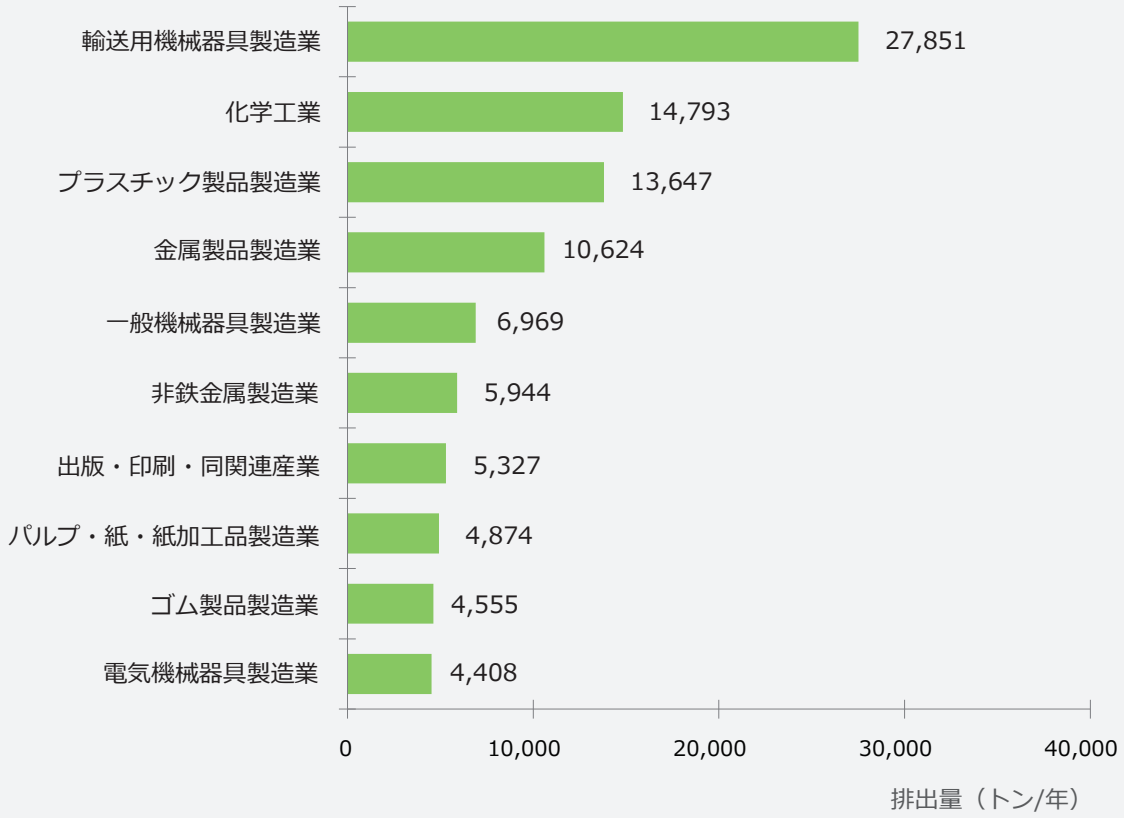

＊各業種の詳しい解説は、PRTR排出量等算出マニュアル第5.1版「4-1-2　対象業種の概要」をご参照ください。
（https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/sansyutsu/3_4_1.pdf）

[データを見る上で留意すること]

このデータは、異なる物質の排出量を単純に足し合わせたもので、その業種から排出される化学物質が環境にどのような影響を与えているのかを具体的に示す情報ではありません。ある業種がどの化学物質を優先的に削減した方が良いかといったことを知るためには、物質ごとや大気、水、土壌などの媒体ごとに見る必要があります。同じように「排出量の多い上位10事業所」といった集計も、物質ごとに詳細に見ていくことが必要です。

［データの項目］

次に、同じ業種に属する事業所の排出量を物質ごとに集計し、業種によって排出される物質の種類や量にどのような違いがあるのかを見てみましょう。

業種別に集計することで、ある物質の削減に優先的に取り組む必要があるのはどの業種かといったことを判断する手がかりを得ることができます。

［集計・加工例］

主な業種として化学系製造業、金属系製造業、機械系製造業に分けて、それぞれ排出量が多い物質順に円グラフに示してみました。

使用データ　届出

●主な業種から排出される物質の割合

化学系製造業
- ●化学工業
- ●石油製品・石炭製品製造業
- ●プラスチック製品製造業
- ●ゴム製品製造業　など

金属系製造業
- ●鉄鋼業
- ●非鉄金属製造業
- ●金属製品製造業

機械系製造業
- ●一般機械器具製造業
- ●電気機械器具製造業
- ●輸送用機械器具製造業
- ●精密機械器具製造業　など

化学系製造業

排出量合計：3万4千トン/年

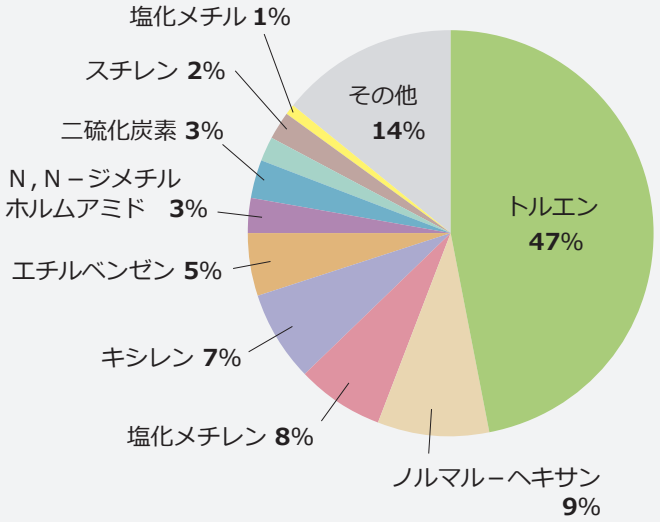

金属系製造業

排出量合計：1万9千トン/年

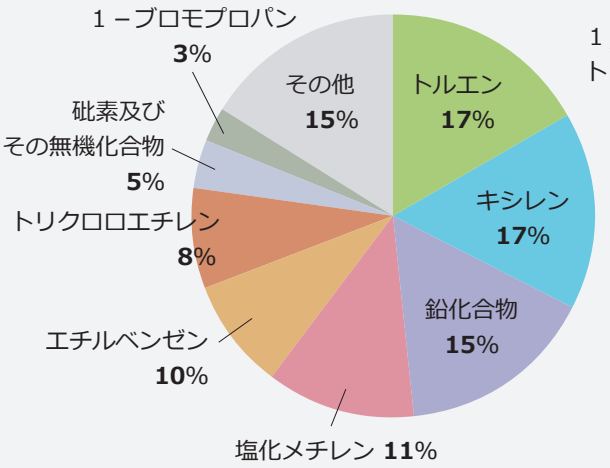

機械系製造業

排出量合計：4万トン/年

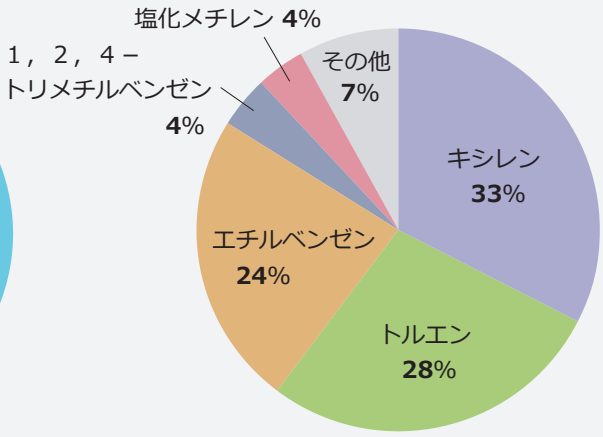

※四捨五入のため合計が 100% にならない場合がございます。

⑥家庭から排出される物質

［データの項目］

事業所からの報告とは別に、国では届出対象事業所以外からの排出量を推計しています。ここでは、家庭から排出される物質の排出量を集計してみます。

［集計・加工例］

国が推計したデータのうち、家庭から排出される量が多い物質をグラフで示してみました。

使用データ　家庭

●家庭から排出される物質の割合　（排出量合計：3万トン/年）

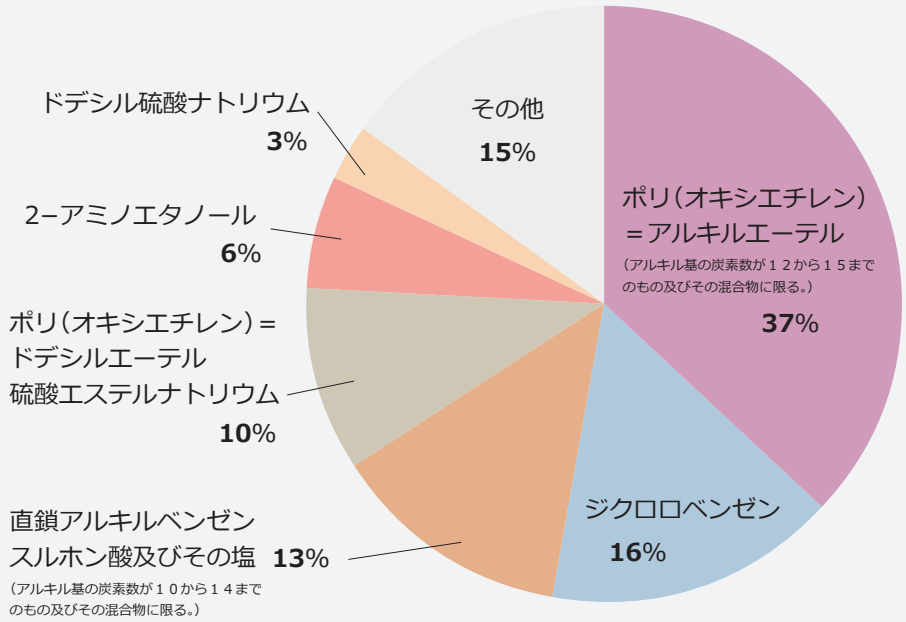

排出量の多い物質の主な用途は次のとおりです。

・ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテルは、家庭の台所用合成洗剤や洗濯用合成洗剤などに使われています。
　また、化粧品のクリームやローションなどにも使用されています。
・ジクロロベンゼンは、家庭で使用される衣類の防虫剤やトイレなどの防臭剤が主な排出源となっています。
・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は、一般には LASといわれており、そのほとんどが家庭の洗濯用合成洗剤として使われています。
・ポリ（オキシエチレン）＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウムは、シャンプーの基材として使われています。
・2−アミノエタノールは、家庭用や業務用の洗剤や洗浄剤の中和剤、金属腐食防止剤などに使われています。
・ドデシル硫酸ナトリウムは、家庭用の洗浄剤などとして使われています。

⑦身の周りの気になる物質

発がん性があると評価されている物質や自動車などから排出されている物質など、身の周りの気になる化学物質の排出量を見てみましょう。

a)発がん性があると評価されている物質

[データの項目]

令和４(2022)年度PRTR届出では、発がん性などがあると評価されている物質(特定第一種指定化学物質)(15物質)の全てのデータがありました。

特定第一種指定化学物質※11

- 石綿
- エチレンオキシド
- カドミウム及びその化合物
- 六価クロム化合物
- 塩化ビニル
- ダイオキシン類
- 鉛化合物
- ニッケル化合物
- 砒素及びその無機化合物
- 1, 3−ブタジエン
- 2−ブロモプロパン
- ベリリウム及びその化合物
- ベンジリジン＝トリクロリド
- ベンゼン
- ホルムアルデヒド

[集計・加工例]

特定第一種指定化学物質の届出排出量と届出移動量を排出先・移動先ごとに集計し、グラフで示してみました。

使用データ　届出

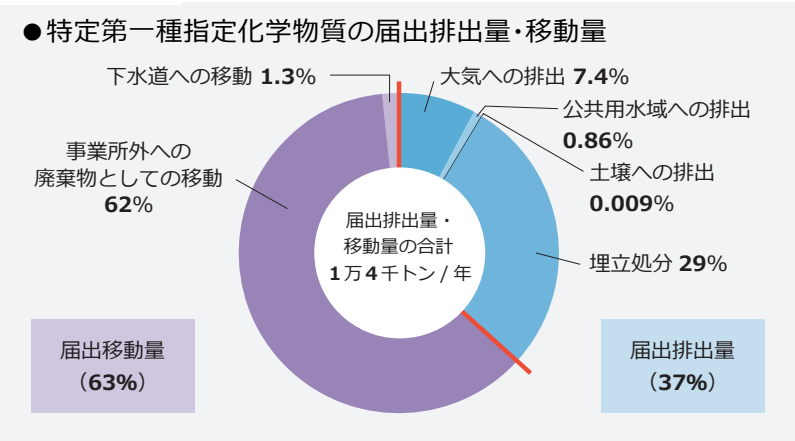

使用データ　届出＝届出　届出外＝届出対象外＋非対象業種＋家庭＋自動車など

[集計・加工例]

特定第一種指定化学物質の届出排出量と届出外排出量を集計し、排出量が多い順番にグラフで示してみました。なお、ダイオキシン類は他の物質と排出量の単位が異なるため、グラフを別にしました。

排出量が多かった物質はホルムアルデヒドやベンゼンでした。これらは主に自動車や船舶などの排気ガスに含まれて排出されています。

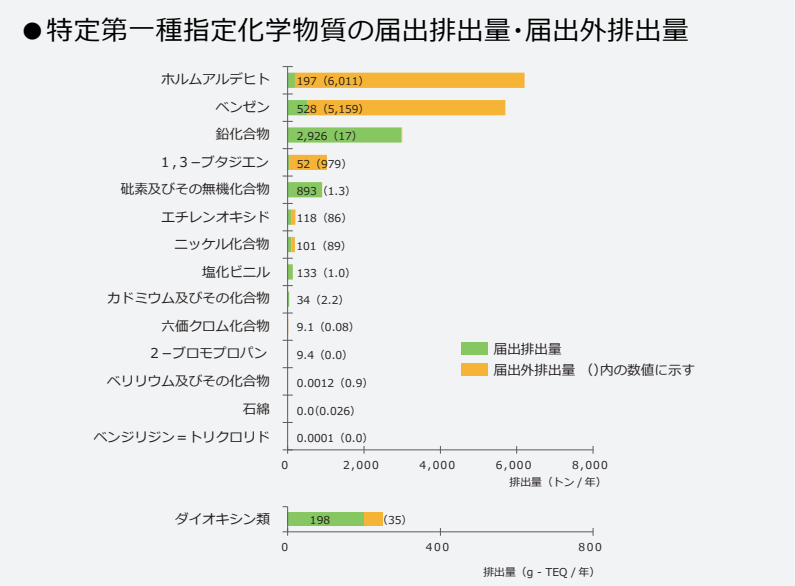

※11 特定第一種指定化学物質については、８ページをご参照ください。

b)自動車などの移動体から排出される物質

[データの項目]

移動体からの排出量の構成と、自動車などの移動体から排出される物質にはどのようなものがあるのか、見てみましょう。

使用データ　自動車など

[集計・加工例]

移動体からの排出量に占める、各移動体の種類別の割合をグラフで示してみました。

●移動体からの届出外排出量の構成

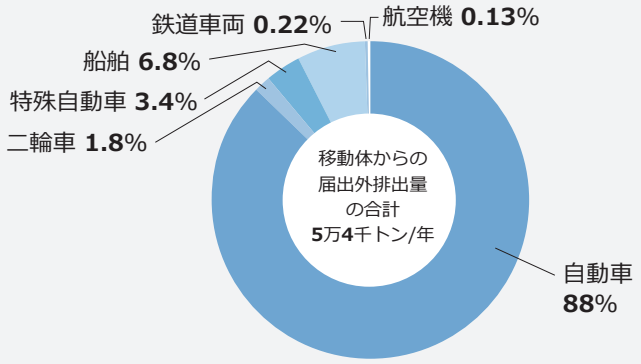

[集計・加工例]

国による推計データから、自動車などの移動体のデータを排出量が多い上位10物質の順にグラフで示してみました。

移動体から多く排出される物質は、事業所からの届出排出量の多いトルエンやキシレンでした。3番目は、ベンゼンでした。また、4番目のホルムアルデヒドは、シックハウス症候群の原因物質の一つといわれ、ディーゼル車からの排出が多いとされています。

●移動体から排出される上位１０物質

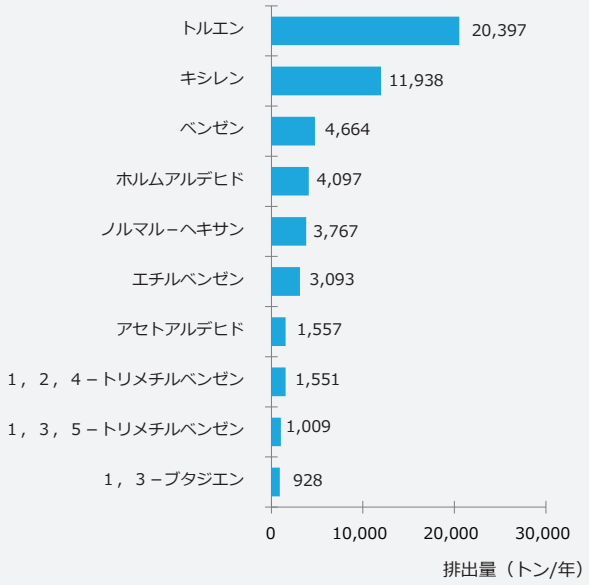

＊ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す毒性等量(TEQ)

ダイオキシン類は、PCDD(ポリ塩化ジベンゾ−パラ−ジオキシン)、PCDF(ポリ塩化ジベンゾフラン)にコプラナ−PCBを加えた総称です。また、それぞれの**異性体**※12ごとに毒性の強さが異なっており、PCDDのうち2と3と7と8の位置に塩素の付いたもの(2,3,7,8−TCDD(四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン))がダイオキシン類の仲間の中で最も毒性が強いことが知られています。そのため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するためには、合計した影響を考える必要があります。

そこで、最も毒性の強い2,3,7,8−TCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した係数が用いられています。多くのダイオキシン類の量や濃度のデータは、この毒性等価係数(TEF:Toxic Equivalency Factor)を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値(通常、毒性等量(TEQ:Toxic Equivalent)という単位で表現)が用いられています。

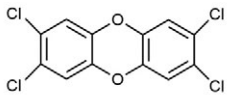

CAS登録番号:1746-01-6
2,3,7,8−テトラクロロジベンゾ−パラ−ジオキシン

※12 異性体とは、分子式は同じで異なった物理的・化学的性質を持つ化合物を指します。これは分子内における原子の配列が異なるために起こります。なお、PCDD, PCDFの塩素置換数は1～8であり、多くの異性体が存在します。

⑧移動量

[データの項目]

事業所は、大気や公共用水域、土壌などへの排出量とは別に、「移動量」も届け出ることとされています。

移動量には、

a）対象事業者の事業所から発生した対象化学物質を含む廃棄物を、廃棄物処理業者に処分を委託して、当該事業所の外へ移動した量

b）事業所内での工程からの排水や排水処理施設・装置からの排出などを、**下水道**※13に放出した量

の二つが該当します。

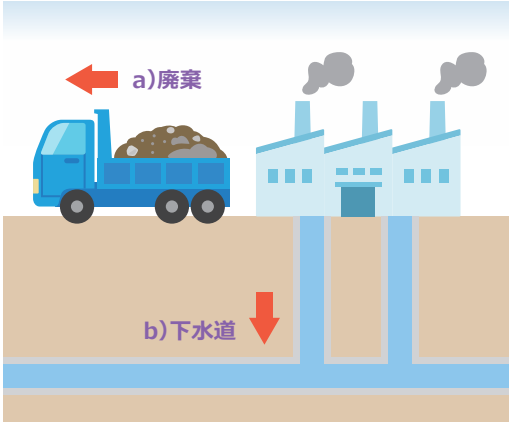

[集計・加工例]

届出排出量・移動量に占める、廃棄物としての移動と下水道への移動の割合をグラフで示してみました。

使用データ 届出

●届出排出量・移動量の排出・移動先別割合

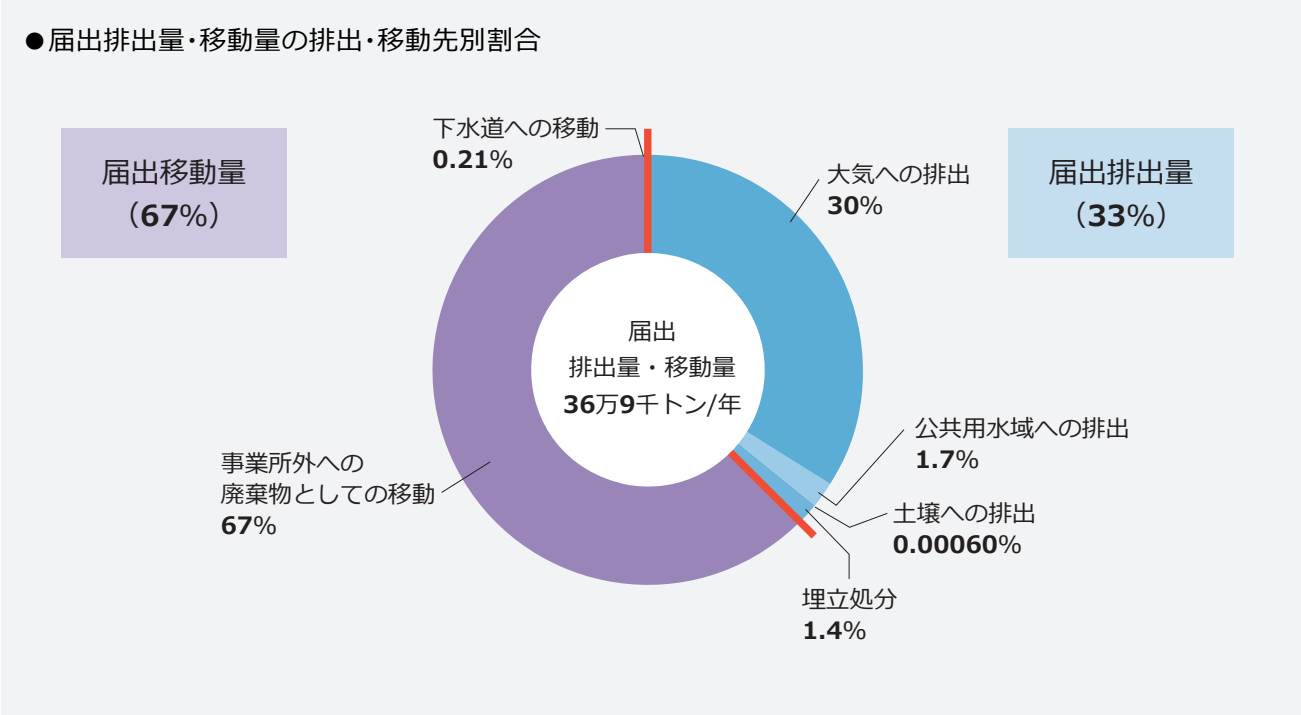

届出移動量の合計は、25万トンで、届出排出量・移動量の合計の67%を占めています。うち、ほとんどが事業所外への廃棄物としての移動（24万6千トン）となっており、下水道への移動は0.8千トンです。

※13 下水道とは、下水道法で、「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設など」と定められており、家庭や工場などで汚れた水を、下水管渠を通じて処理場に集め、浄化して自然に返す施設です。

a）廃棄物としての移動

［データの項目］

事業所では、様々な種類の廃棄物が発生します。平成22（2010）年度のデータから、移動量に加えて廃棄物の種類や処理方法も届け出ることとされています。

［集計・加工例］

廃棄物として移動される量の上位５物質をグラフで示してみました。

使用データ　届出

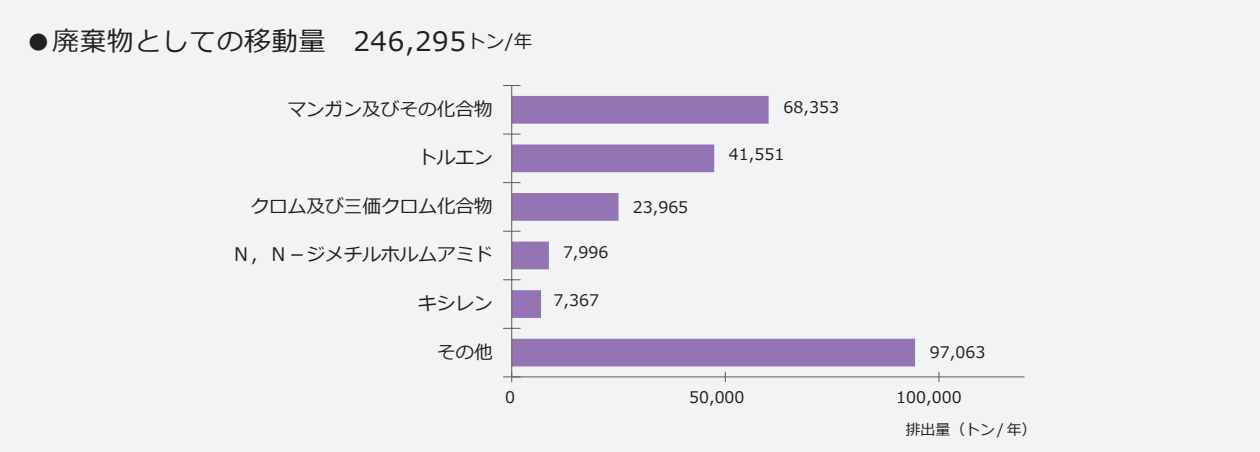

［集計・加工例］

廃棄物としての移動量が多いマンガン及びその化合物とトルエンについて、廃棄物の種類や処理方法ごとに届出件数の割合を次ページのグラフに示してみました。化学物質の移動量の割合ではありませんので留意しましょう。また、１つの物質でも廃棄物の種類や処理方法を複数届け出ている場合も含まれます。

廃棄物の主な種類と処理方法を表に整理しました。

種類	内容
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂など、すべての廃油
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類
金属くず	事業活動に伴って生じた鉄鋼または非鉄金属の研磨くず及び切削くず等
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	事業活動に伴って生じたガラスくず、コンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず等
鉱さい	事業活動に伴って生じた高炉、平炉、転炉等の残さい等
ばいじん	ばい煙発生施設または汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、もしくは金属くずの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの

処理方法	内容
脱水・乾燥	（脱水）一般に濃縮汚泥から水分を除去する操作 （乾燥）水分の多い廃棄物すなわち汚泥等から水分を気化蒸発させること
焼却・溶融	（焼却）有機性廃棄物を燃焼分解し廃棄物の安定化、減容化を行うこと （溶融）物質を溶融流動する温度以上に加熱することによって、有機物を熱分解・燃焼させ、無機物を溶融スラグ化、被溶融物に含まれる有害物を溶融スラグあるいは溶融金属中に固溶化させること
油水分離	含油廃水の処理として、廃水中の油の大部分を除去すること
中和	酸やアルカリを中性近くまで pH 調節すること
破砕・圧縮	廃棄物の処理・処分を容易にするために寸法、容積を減少させることであり、圧縮力、衝撃力、せん断力、あるいはこれらを複合して利用すること
最終処分	廃棄物を最終的に自然環境に還元すること。埋立処分及び海洋投入処分がある。

●マンガン及びその化合物の廃棄物の種類と処理方法

マンガン及びその化合物は、汚泥や鉱さい、金属くずとして廃棄物処理業者に引き渡す事業者が多く、最終処分場に埋め立てられるか焼却・溶融処理される割合が高くなっています。

使用データ 届出

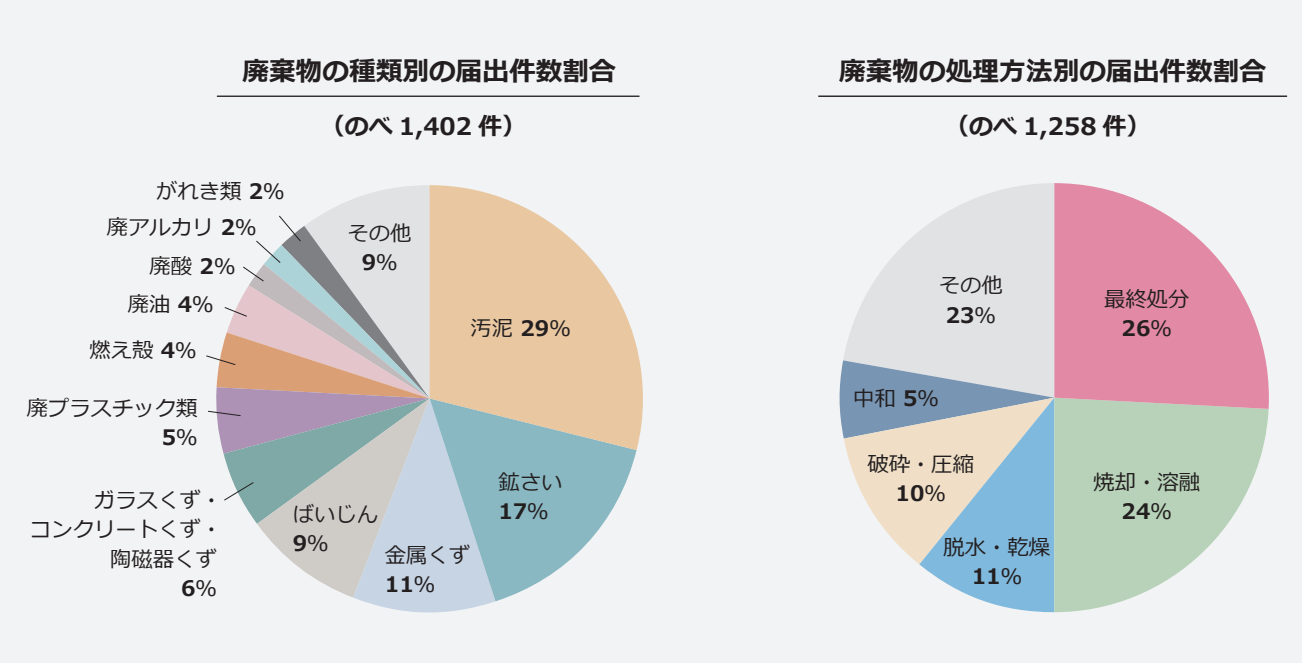

●トルエンの廃棄物の種類と処理方法

トルエンは、廃油として廃棄物処理業者に引き渡す事業者が多く、焼却処分される割合が高くなっています。

使用データ 届出

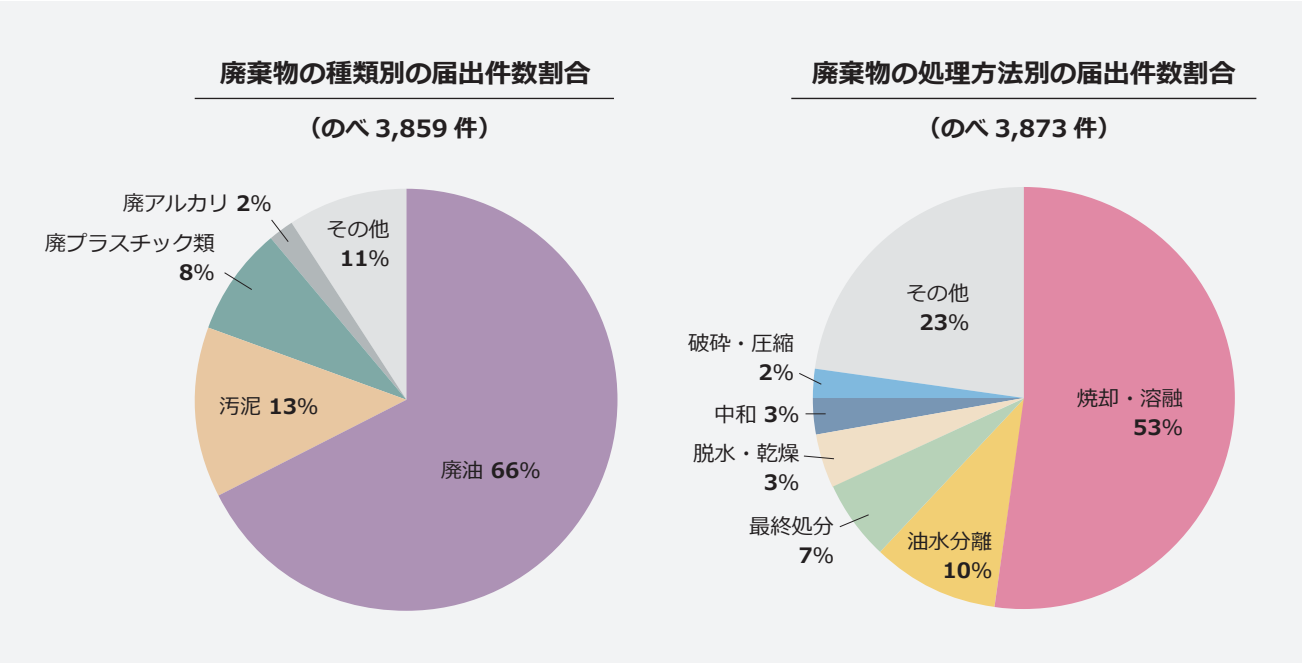

b）下水道への移動

[集計・加工例]

下水道へ移動される量の上位５物質をグラフで示してみました。

使用データ　届出

●下水道への移動量　787トン/年

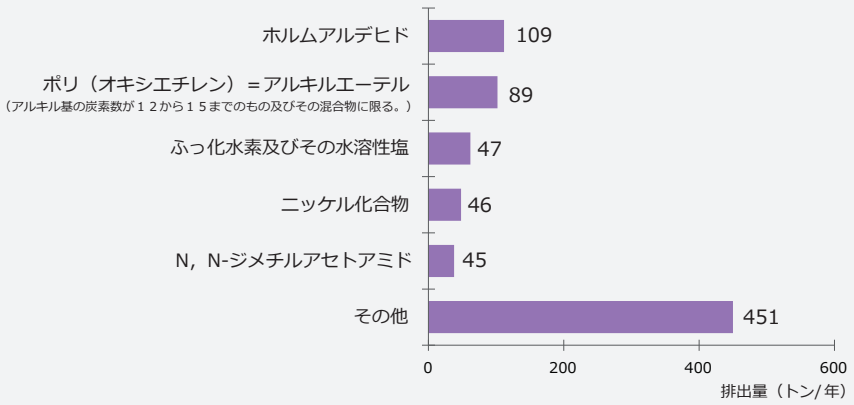

「PRTRけんさくん」で調べてみよう！

平成22（2010）年度のデータから、下水道への移動量に加えて移動先の**下水道終末処理施設の名称**※14も調べることができます。例えば、**「PRTRけんさくん」**※15を使うと、自分が住んでいる地域の下水道終末処理施設に、どの事業所からどのような化学物質が移動しているかがわかります。

❶「検索・抽出条件の設定」画面で、「事業所所在地」と「移動先の下水道終末処理施設の名称」を入力して、絞り込み検索をクリックします。

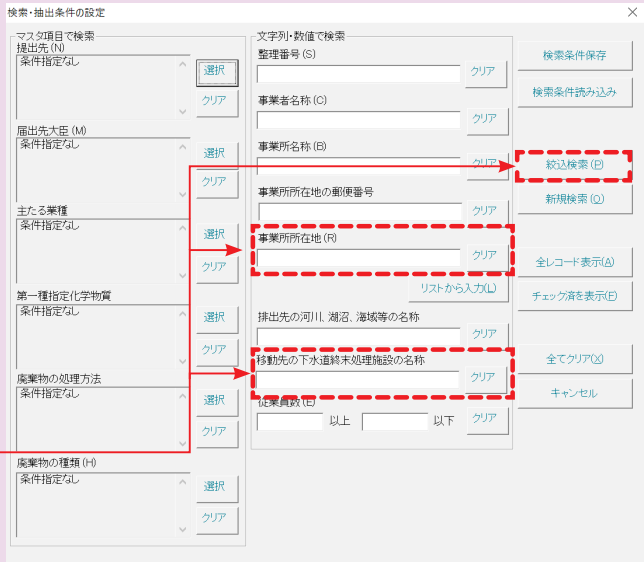

❷ 指定した下水道終末処理施設に移動している事業者のリストが表示されます。「排出量集計」ボタンをクリックすると、排出先別、業種別、第一種指定化学物質別に集計表が表示されます。

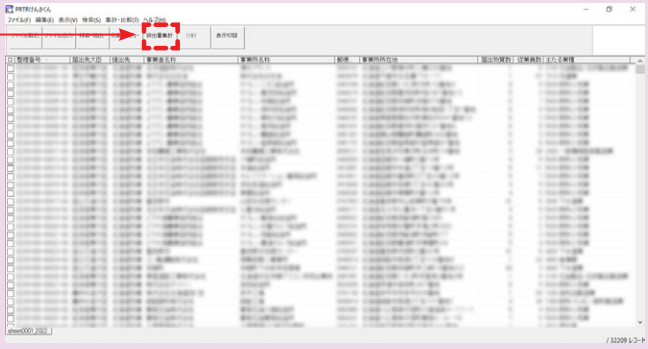

※14　下水道終末処理施設の名称リストは、以下をご参照ください。
https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/gesui_name.html
※15「PRTRけんさくん」の詳しい使い方については、54ページをご覧ください。

3 平成15（2003）～令和４（2022）年度 PRTRデータの集計結果

PRTRデータの集計結果は毎年公表されるため、ある物質の排出量など自分の関心のある項目に注目し、何年にもわたって継続的にデータを見ることは、増減の傾向を知り、削減の取組の成果が上がっているかどうかを確認するのに有効です。

ここでは、届出事業所数、全国の排出量、届出排出量・移動量上位３物質、排出先別上位３物質について、現行の届出要件の事業者による把握が開始された、平成15（2003）年度から令和４（2022）年度までの変化を表とグラフで示しました。平成20（2008）年11月の政令の改正で、平成22（2010）年度から対象化学物質が354物質から462物質に変更されたため、対象化学物質を３つに分類して平成15（2003）年度から令和４（2022）年度までの変化を見てみましょう。

● 継続物質	政令改正前後で継続して対象物質である276物質
● 追加対象化学物質	政令改正で追加された186物質
● 削除物質	政令改正で削除された73物質

①届出事業所数の変遷

令和４（2022）年度の届出事業所数は32,209事業所でした。届出事業所数は前年度より570事業所減っています。全国の届出状況は次のとおりです。

年 度	平成15（2003）年度	平成16（2004）年度	平成17（2005）年度	平成18（2006）年度	平成19（2007）年度	平成20（2008）年度	平成21（2009）年度	平成22（2010）年度	平成23（2011）年度	平成24（2012）年度	平成25（2013）年度	平成26（2014）年度	平成27（2015）年度	平成28（2016）年度	平成29（2017）年度	平成30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和4（2022）年度
届出事業所数	41,114	40,446	41,027	41,346	41,263	40,016	38,643	37,788	37,117	36,940	36,341	35,952	35,644	34,979	34,560	33,945	33,514	33,050	32,779	32,209
届出物質種類数	334	334	330	327	326	326	326	436	435	436	435	435	436	433	434	435	434	430	431	432

②全国の排出量・移動量

[データの項目]

平成15（2003）～令和４（2022）年度の届出排出量と届出移動量を見てみましょう。

[集計・加工例]

平成15（2003）～令和４（2022）年度の届出排出量と届出移動量を足した合計を、継続物質、追加対象化学物質、削除物質に色分けして棒グラフで示してみました。内訳は、右ページの表に示しています。

使用データ 届出

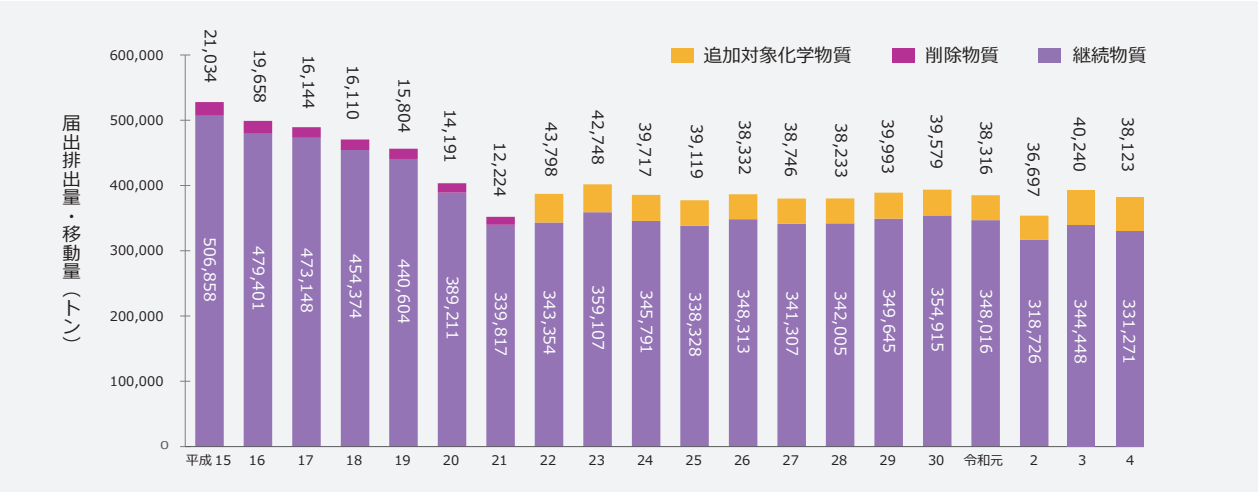

排　出　先		平成15 (2003)年度	平成16 (2004)年度	平成17 (2005)年度	平成18 (2006)年度	平成19 (2007)年度	平成20 (2008)年度	平成21 (2009)年度	平成22 (2010)年度	平成23 (2011)年度	平成24 (2012)年度
排出量（トン／年）	大気	249,240	232,325	225,377	216,694	209,740	179,142	154,769	148,093	142,095	132,504
		(251,915)	(234,562)	(227,405)	(218,624)	(211,552)	(180,829)	(156,176)	(164,940)	(158,552)	(148,036)
	公共用水域	11,489	10,186	9,841	9,433	9,305	8,904	8,091	8,311	8,161	7,439
		(12,647)	(11,243)	(10,749)	(10,131)	(9,932)	(9,507)	(8,616)	(8,777)	(8,610)	(7,767)
	土壌	7.5	4.1	3.5	27	110	153	128	106	154	1.7
		(250)	(252)	(234)	(166)	(344)	(381)	(463)	(116)	(154)	(1.7)
	埋立	27,290	24,511	22,175	17,906	14,201	10,897	11,560	8,419	8,088	7,698
		(27,290)	(24,511)	(22,175)	(17,906)	(14,201)	(10,897)	(11,560)	(8,428)	(8,106)	(7,698)
	合計	288,027	267,026	257,396	244,060	233,355	199,097	174,547	164,928	158,497	147,643
		(292,102)	(270,568)	(260,564)	(246,826)	(236,029)	(201,614)	(176,814)	(182,261)	(175,421)	(163,503)
移動量（トン／年）	廃棄物	216,146	209,914	213,576	208,449	205,811	188,911	164,096	177,221	199,532	197,131
		(232,691)	(225,644)	(226,199)	(221,492)	(218,636)	(200,344)	(173,821)	(203,207)	(224,987)	(220,617)
	下水道	2,686	2,460	2,176	1,866	1,438	1,203	1,173	1,204	1,078	1,016
		(3,100)	(2,847)	(2,529)	(2,166)	(1,744)	(1,444)	(1,406)	(1,685)	(1,447)	(1,388)
	合計	218,832	212,375	215,752	210,314	207,249	190,114	165,270	178,426	200,610	198,147
		(235,791)	(228,491)	(228,728)	(223,658)	(220,380)	(201,788)	(175,227)	(204,891)	(226,434)	(222,005)
排出量・移動量合計（トン／年）		506,858	479,401	473,148	454,374	440,604	389,211	339,817	343,354	359,107	345,791
		(527,893)	(499,059)	(489,292)	(470,484)	(456,408)	(403,402)	(352,041)	(387,152)	(401,855)	(385,508)

排　出　先		平成25 (2013)年度	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和２ (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
排出量（トン／年）	大気	129,918	128,269	124,879	121,231	122,074	119,682	113,369	99,999	100,107	97,721
		(145,909)	(144,265)	(140,568)	(136,626)	(138,011)	(135,676)	(128,477)	(113,493)	(113,615)	(110,995)
	公共用水域	7,267	7,102	6,998	7,168	6,951	7,082	6,975	6,400	6,639	6,111
		(7,471)	(7,284)	(7,203)	(7,364)	(7,150)	(7,235)	(7,124)	(6,541)	(6,788)	(6,256)
	土壌	5.4	1.4	2.9	2.6	2.9	2.1	202	24	1.3	2.2
		(5.4)	(1.5)	(3.1)	(2.9)	(3.1)	(2.1)	(202)	(24)	(1.3)	(2.2)
	埋立	7,681	7,702	7,330	7,387	7,165	6,328	5,287	5,081	5,047	5,061
		(7,681)	(7,702)	(7,330)	(7,387)	(7,165)	(6,328)	(5,287)	(5,081)	(5,047)	(5,061)
	合計	144,871	143,074	139,210	135,788	136,193	133,095	125,833	111,504	111,794	108,895
		(161,068)	(159,252)	(155,104)	(151,380)	(152,329)	(149,241)	(141,089)	(125,139)	(125,452)	(122,313)
移動量（トン／年）	廃棄物	192,376	204,354	201,126	205,222	212,718	221,096	221,457	206,563	231,837	221,715
		(215,075)	(226,249)	(223,782)	(227,699)	(236,380)	(244,357)	(244,363)	(229,504)	(258,305)	(246,295)
	下水道	1,081	885	971	994	734	724	725	659	817	661
		(1,305)	(1,144)	(1,166)	(1,158)	(929)	(895)	(879)	(782)	(932)	(787)
	合計	193,457	205,239	202,097	206,216	213,452	221,820	222,182	207,222	232,654	222,376
		(216,380)	(227,393)	(224,949)	(228,858)	(237,309)	(245,252)	(245,242)	(230,285)	(259,236)	(247,081)
排出量・移動量合計（トン／年）		338,328	348,313	341,307	342,005	349,645	354,915	348,016	318,726	344,448	331,271
		(377,447)	(386,645)	(380,053)	(380,238)	(389,638)	(394,494)	(386,332)	(355,424)	(384,688)	(369,395)

＊数値は、継続物質の届出排出量・移動量、( )内の数値は、総届出排出量・移動量です。

[集計・加工例]

継続物質に注目して平成15(2003)～令和４(2022)年度の届出排出量と届出移動量を棒グラフで示してみました。内訳は、前ページの表に示しています。

使用データ　届出

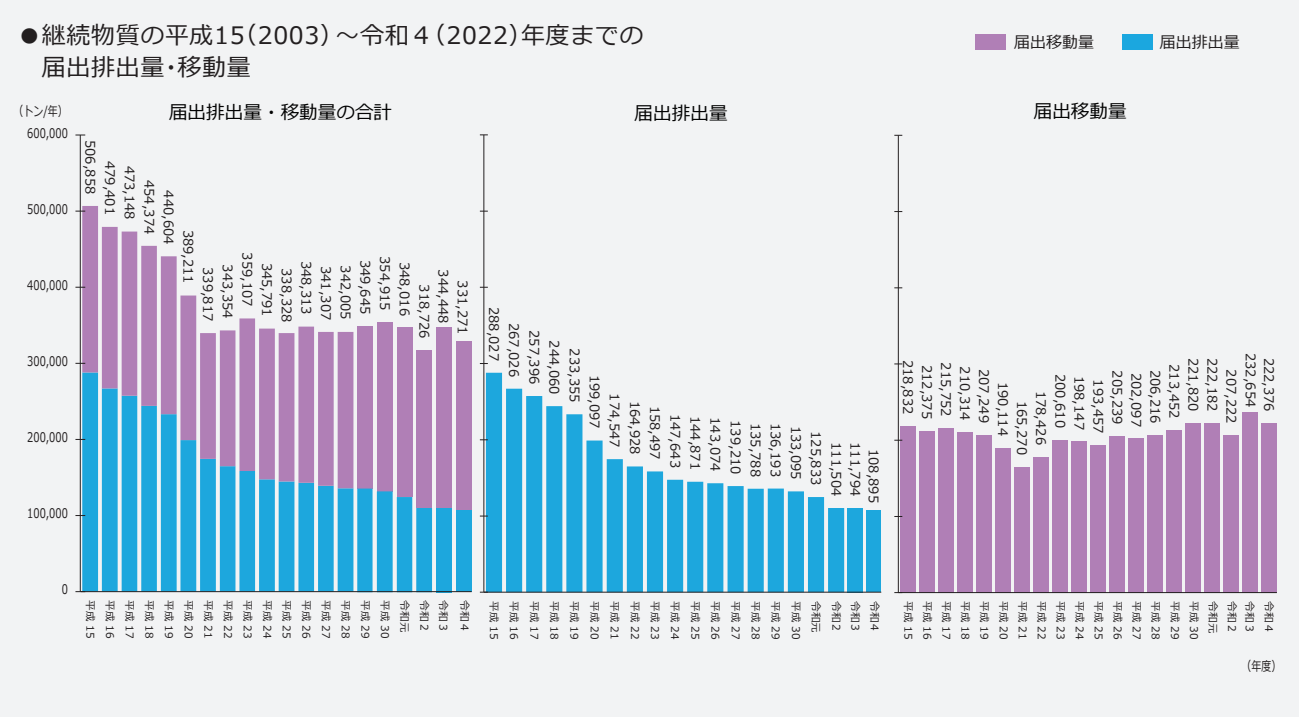

令和４(2022)年度に事業者から届出のあった届出排出量・移動量の合計は、約36万9千トンでした。そのうち、継続物質の届出排出量・移動量の合計は約33万1千トンで、前年度と比較して3.8%減少しています。

特徴的な傾向を見てみると、令和４(2022)年度に事業者から届出のあった継続物質の届出排出量は、平成15(2003)年度と比較して約38%に減少しています。その理由の一つとして、PRTR制度により事業者、市民、行政の協力のもと、自主的な取組が行われたことが考えられます。

このように、PRTR制度は、化学物質による環境リスクを削減することに効果を上げていることがわかります。

［集計・加工例］

継続物質の中で、令和４（2022）年度の届出排出量と届出移動量を足した合計が多かった上位３物質を過去19年分のデータとあわせて棒グラフで示してみました。

使用データ　届出

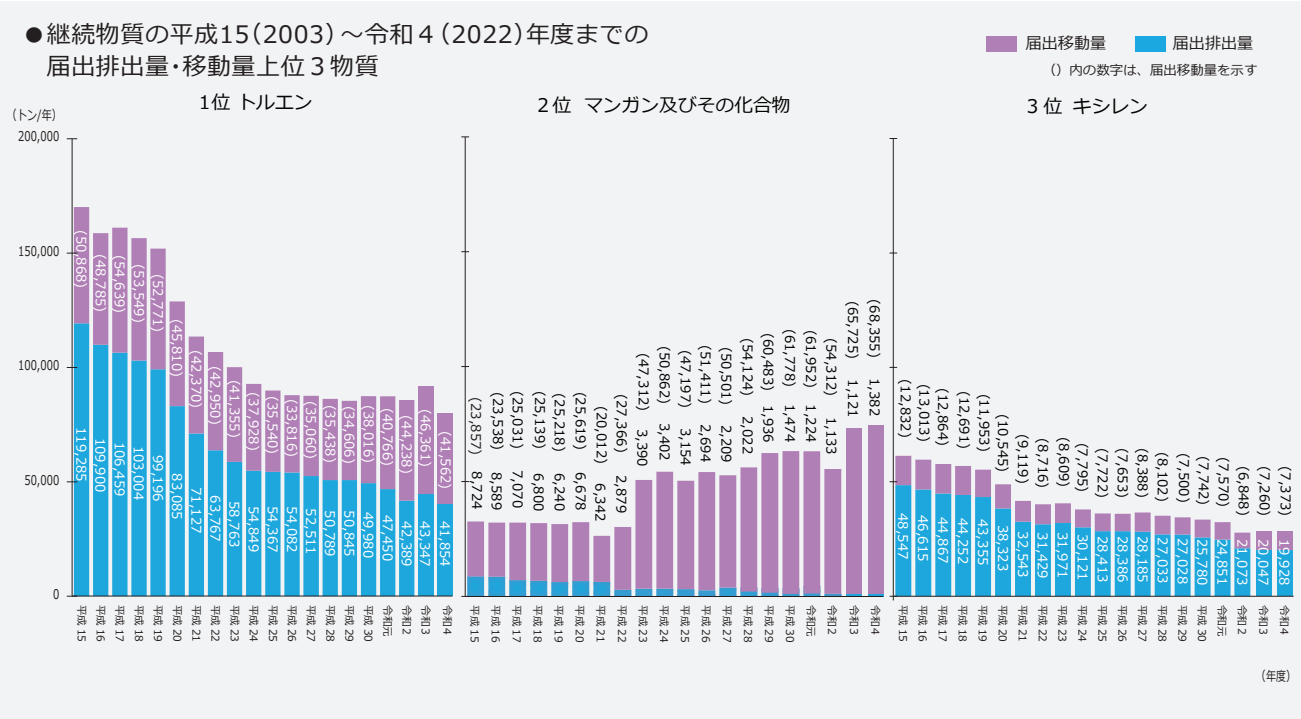

上位３物質の構成と順位は、令和3（2021）年度と同じです。排出量が多かったトルエンやキシレンは、製造業全般で主に油性塗料や接着剤などの溶剤として使われています。これらの２物質は、揮発性が高い液体という点が共通しています。マンガン及びその化合物は、主に鉄鋼業や非鉄金属製造業、化学工業などから排出されており、そのほとんどが廃棄物として事業所から移動されたり、埋立処分されたりしています。

③大気・水・土壌に多く排出されている物質

[データの項目]

継続物質について、平成15（2003）～令和４（2022）年度の排出先別（大気、公共用水域、事業所敷地内の土壌、事業所敷地内の埋立処分）の届出排出量を見てみましょう。

[集計・加工例]

令和４（2022）年度の排出先別に排出量の多い上位３物質を過去19年分のデータとあわせて棒グラフで示してみました。

使用データ　届出

●継続物質の大気への届出排出量の上位3物質

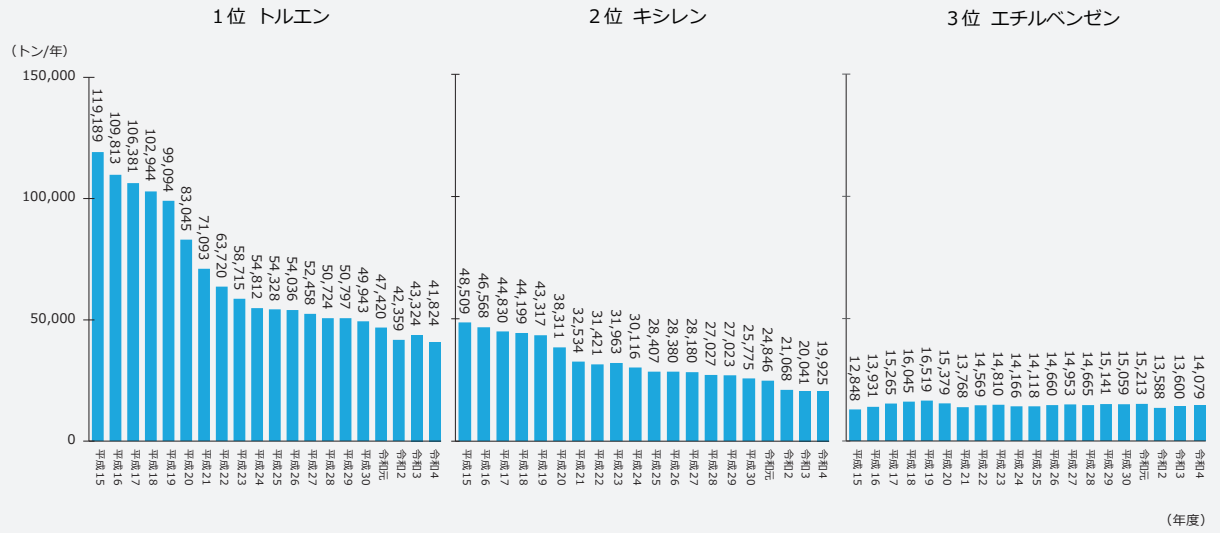

●継続物質の公共用水域への届出排出量の上位3物質

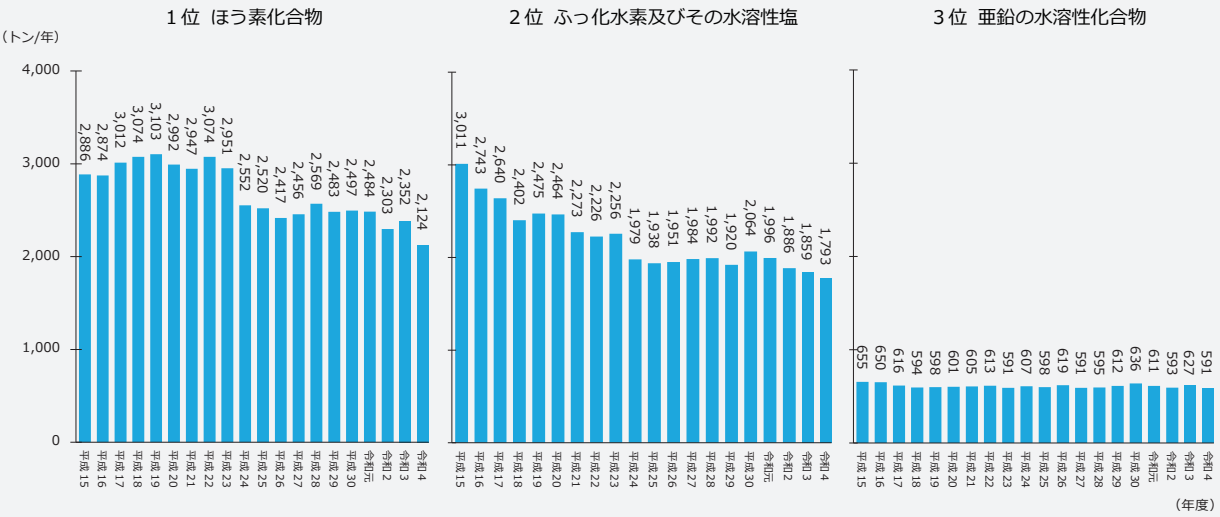

●継続物質の事業所内の土壌への届出排出量の上位3物質

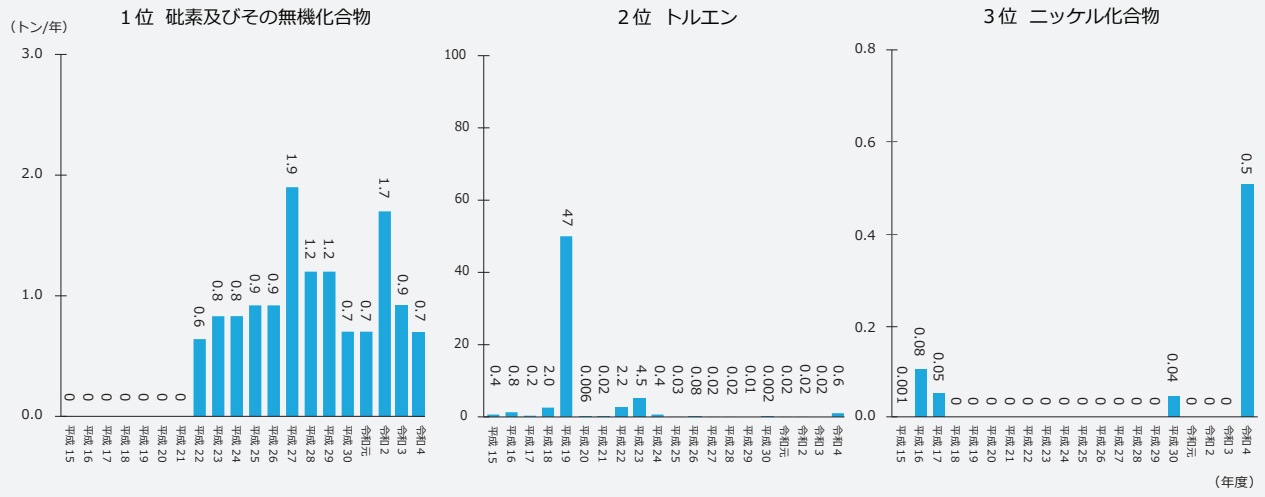

排出先が土壌の場合、縦軸の間隔が異なっていますので注意しましょう。

●継続物質の事業所内の埋立処分の届出排出量の上位3物質

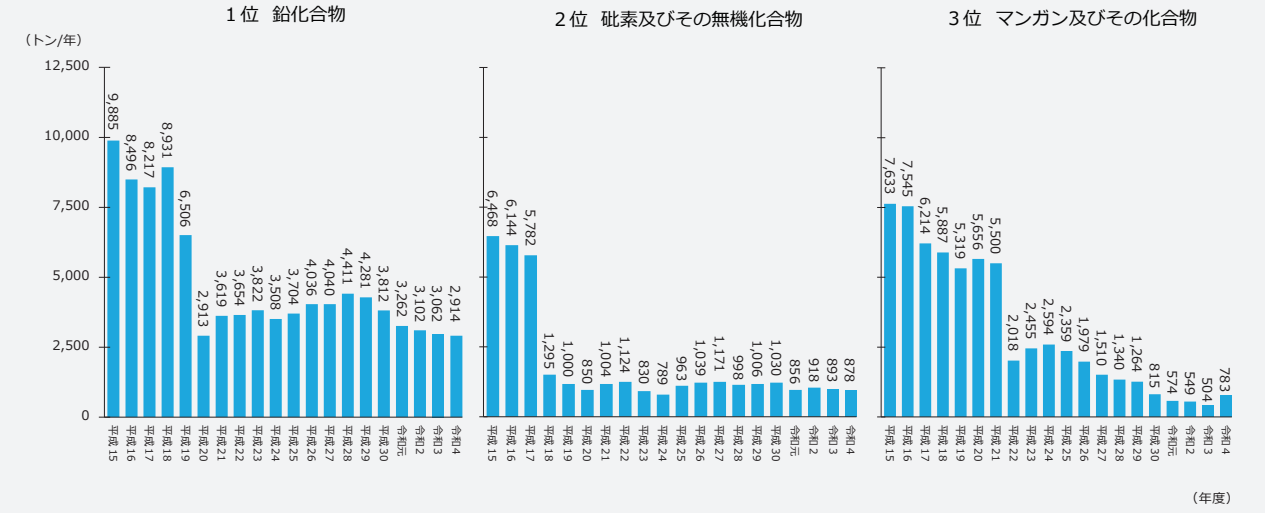

④移動量

［データの項目］

平成15（2003）～令和４（2022）年度の廃棄物に含まれて移動される物質と下水道へ移動される物質にはどのようなものがあるのか見てみましょう。

［集計・加工例］

継続物質について、令和４（2022）年度の廃棄物としての移動量と下水道への移動量のそれぞれ上位３物質を過去19年分のデータとあわせて次ページの棒グラフに示してみました。

使用データ　届出

●継続物質の事業所外への廃棄物としての届出移動量の上位3物質

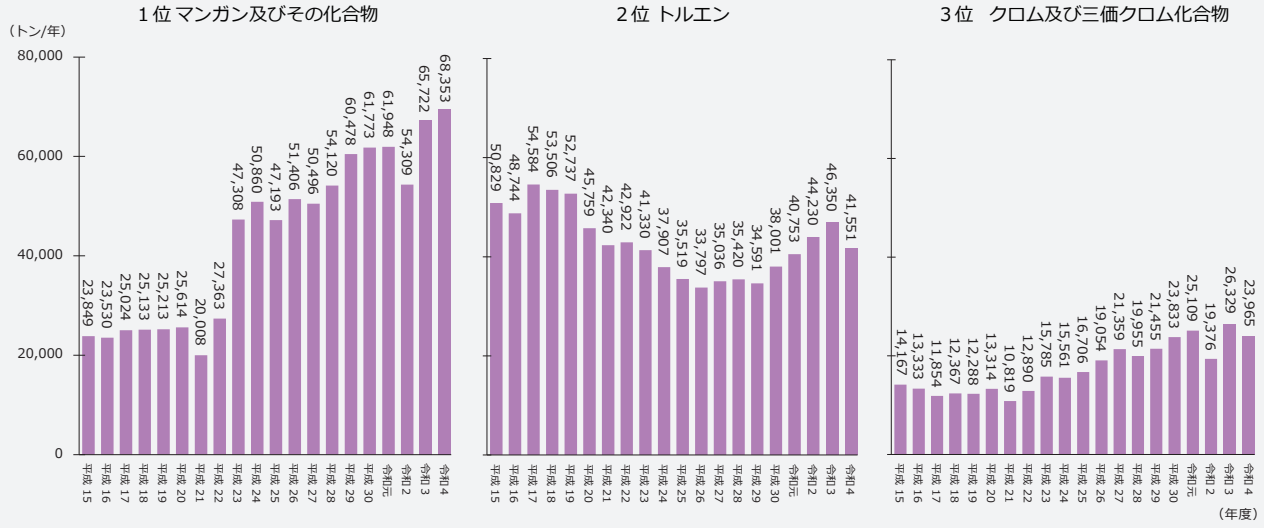

廃棄物としての届出移動量上位３物質の構成は、令和３（2021）年度と同じです。１位のマンガンは、合金の原料や鉄鋼製品を製造するときの添加剤などとして使用されています。また、マンガンの化合物としては、乾電池や酸化剤に使われる二酸化マンガンや飲料水の処理などに使われる過マンガン酸カリウムなどがあります。３番目のクロム及び３価クロム化合物は、合金の成分として特殊鋼や非鉄金属などに使用されています。

●継続物質の下水道への届出移動量の上位3物質

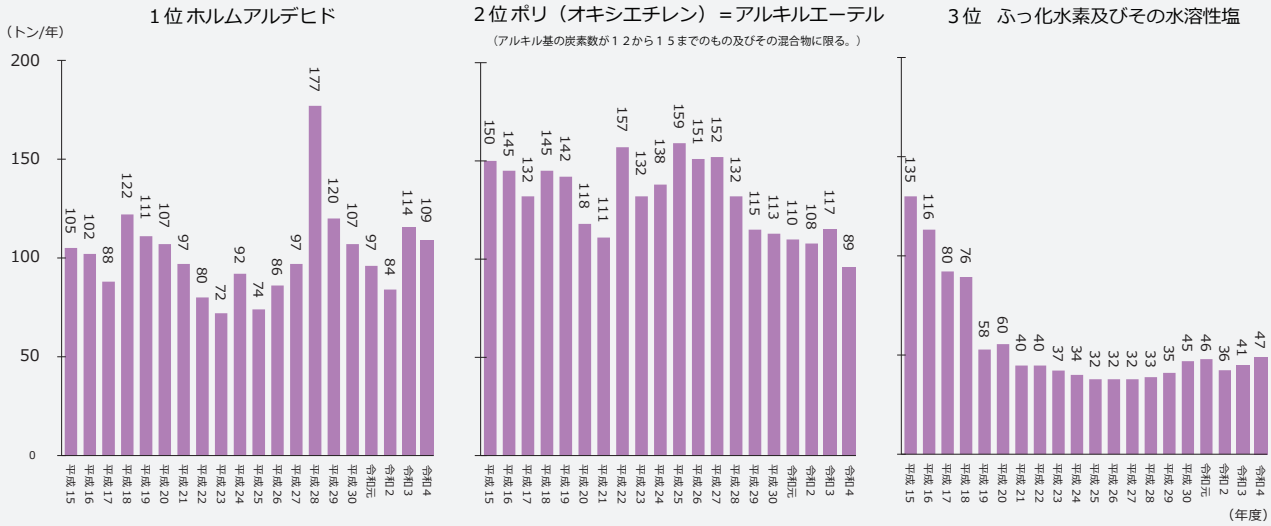

下水道への届出移動量上位3物質の構成は、令和３（2021）年度の１位と２位の物質が入れ替わるとともに、上位３番目の物質が２－アミノエタノールに代わってふっ化水素及びその水溶性塩が加わりました。ホルムアルデヒドは合成樹脂原料やパラホルムアルデヒド、繊維処理剤などに、ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る）は界面活性剤に、ふっ化水素及びその水溶性塩は、主に代替フロンやふっ素樹脂の原料として使われたり、ガラスや金属の表面加工などに使われています。

⑤追加対象化学物質の届出排出量・移動量

令和４（2022）年度に追加対象化学物質186物質のうち届出があった168物質に係る集計結果を示します。

全国の事業者から届出のあった追加対象化学物質の排出量・移動量は3万8千トン（総届出排出量・移動量比率10%）で、その内訳は排出量1万3千トン（同11%）、移動量2万5千トン（同10%）でした。

使用データ　届出

●追加対象化学物質の届出排出量・移動量の構成

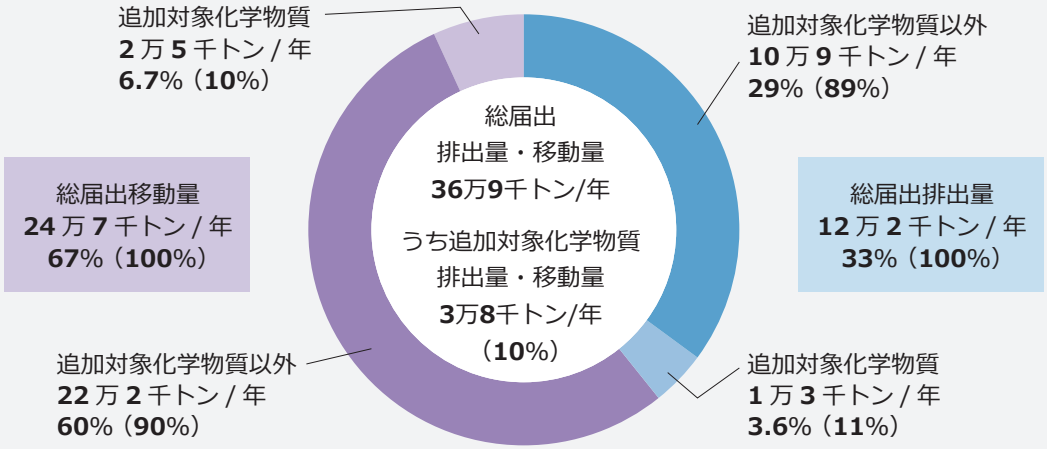

総届出排出量及び総届出移動量　トン / 年
総届出排出量・移動量比率（総届出排出量または総届出移動量比率）

●追加対象化学物質の種類と届出排出量・移動量

埋立

追加対象化学物質の事業所内の埋立処分としての届出はありませんでした。

土壌

①１,２,４-トリメチルベンゼン 0.001 t /年

追加対象化学物質の合計 0.001 t /年
（総届出排出量の0.000001%）

大気

①ノルマル-ヘキサン	8,612 t /年
②１,２,４-トリメチルベンゼン	2,565 t /年
③１-ブロモプロパン	1,154 t /年

追加対象化学物質の合計 13,274 t /年
（総届出排出量の10.9%）

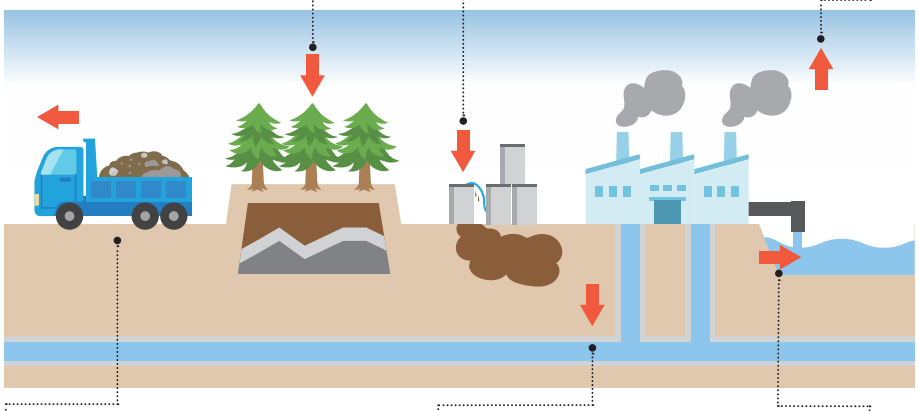

廃棄物

①塩化第二鉄	6,580 t /年
②N,N-ジメチルアセトアミド	5,893 t /年
③ノルマル-ヘキサン	4,805 t /年

追加対象化学物質の合計 24,579 t /年
（総届出移動量の9.95%）

下水道

①N,N-ジメチルアセトアミド	45 t /年
②トリエチルアミン	37 t /年
③ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエ-テル硫酸エステルナトリウム	13 t /年

追加対象化学物質の合計 126 t /年
（総届出移動量の0.05%）

公共用水域

①２,２-ジブロモ-２-シアノアセトアミド	34 t /年
②N,N-ジメチルアセトアミド	21 t /年
③ドデシル硫酸ナトリウム	16 t /年

追加対象化学物質の合計 145 t /年
（総届出排出量の0.12%）

4 ホームページ上でPRTRデータを見る

環境省のホームページからPRTRデータやその集計結果を入手することができます。

環境省「PRTR集計・公表システム」

環境省のPRTR集計・公表システムでは、集計結果の閲覧や検索、集計データのファイルをダウンロードすることができます。この「PRTR集計・公表システム（PRTRインフォメーション広場内）」を利用するには、２通りの方法があります。

[1] 検索エンジン（Yahoo!、Googleなど）から検索する

検索欄に「PRTR」と入力し、検索結果一覧の中から PRTRインフォメーション広場 をクリックしてください。

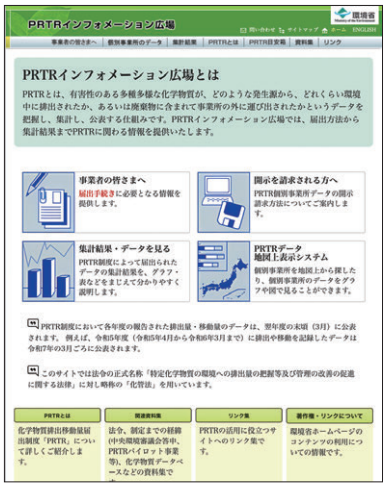

PRTRインフォメーション広場トップページ

HP	https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html

集計結果・データを見る

HP	https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/index.html

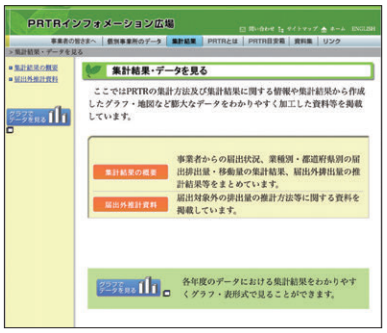

[2] 環境省のホームページから探す

環境省のトップページから次に示す手順に沿って進んでください。

HP	https://www.env.go.jp

1 「政策分野一覧」の「保健・化学物質対策」をクリックします。

2 「化学物質対策」の中の「環境リスクの低減」をクリックします。

3 「PRTR:化管法ホームページ(PRTRインフォメーション広場)」の「集計結果・データを見る」をクリックします。

4 「集計結果・データを見る」のページが表示されます。「グラフでデータを見る」をクリックします。

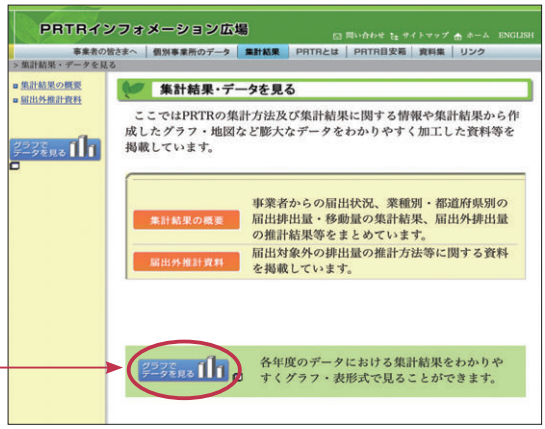

「グラフでデータを見る」のページが表示されます。
ここで「集計・公表システム」を利用できます。

HP	http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrinfo/index.html

では、関心のある物質や業種について、都道府県比較のグラフ・地図を見てみましょう。

1

目次画面「全体像」「環境への排出」「下水や廃棄物としての移動」「届出外推計結果」から、見たいグラフを選びます。
ここでは例として、「環境への排出」を選択します。

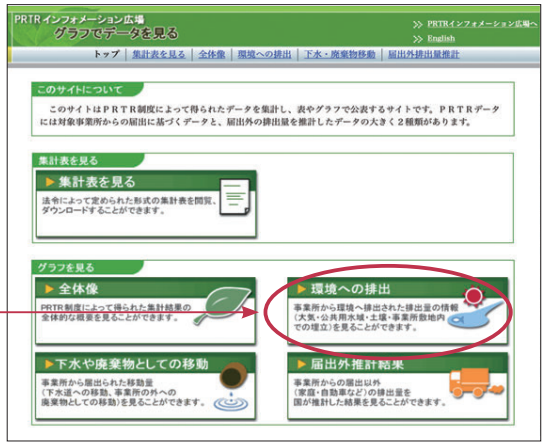

2

「主な図表」の画面になります。
や 等のアイコンをクリックすると、さまざまなグラフが表示されます。

（出力例）
排出量上位10 物質とその排出量

化学物質ファクトシートリンク	物質名	排出量(t/年)
○	トルエン	41,854
○	キシレン	19,928
○	エチルベンゼン	14,081
○	ノルマルーヘキサン	8,613
○	塩化メチレン	8,171
○	二硫化炭素	2,988
○	鉛化合物	2,926
○	1，2，4－トリメチルベンゼン	2,566
○	ほう素化合物	2,166
○	トリクロロエチレン	2,117

3

「集計表から調べる」をクリックすると、法令に基づいた集計表からデータを検索することができます。

4

1. 排出年度
2. 業種
3. 化学物質

について、それぞれ希望するものが選べます。

5

最後に、
○大気への排出量
○公共用水域への排出量
○土壌への排出量
○当該事業所敷地内での埋立
○排出量合計
の5項目から見たい項目を選択し、

をクリックしましょう。

以下のように、さまざまなグラフや地図を表示させることができます。

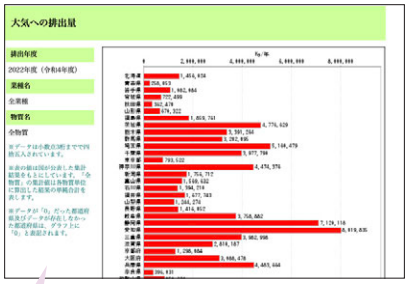

グラフでは、排出量の大きさが実数で示されているため、排出量の大小関係がわかります。

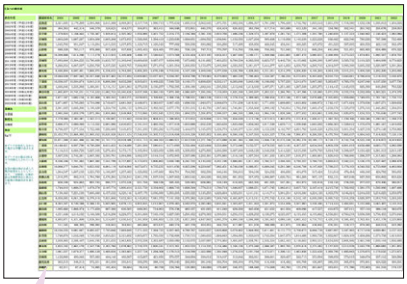

年度比較表では、排出量の増減がわかります。

環境省「PRTRデータ地図上表示システム」

「PRTRデータ地図上表示システム」で個別事業所を地図から探したり、個別事業所のデータをグラフや図で見たりできます。

この「PRTRデータ地図上表示システム」を利用するには、

PRTRインフォメーション広場＞PRTRデータ地図上表示システム をクリックして次に示す手順で進んでください。

HP	https://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrmap/index.html

1

目次画面
「地域から選ぶ」「事業所を検索する」から、検索したい方法を選びます。
・「地域から選ぶ」を選択した場合を、2-1 ～ 2-4 に示します。
・「事業所を検索する」を選択した場合を、3-1 ～ 3-2 に示します。

52ページへ

2-1

1 の画面で「地域から選ぶ」を選択すると、検索条件と日本地図が表示されます。
1.化学物質
2.排出年度
3.地方
4.都道府県
5.市区町村
6.郵便番号
について、それぞれ希望するものを選び、「検索」をクリックします。また、地図上で県名をクリックして選ぶこともできます。ここでは例として、東京都を選択して検索します。

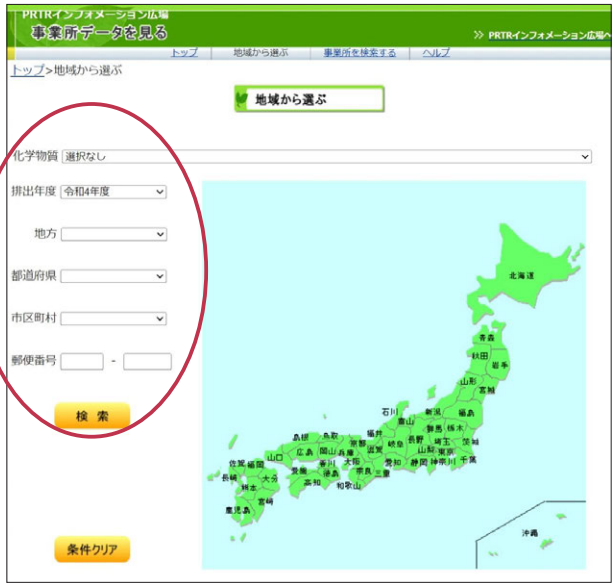

2-2

「都道府県ごとの地図画面」になります。地図上で見たい事業所の●をクリックすると、地図が拡大されます。もう１度●をクリックすると、その事業所の排出先別の排出量・移動量を示す図が表示されます（ 5 の画面）。

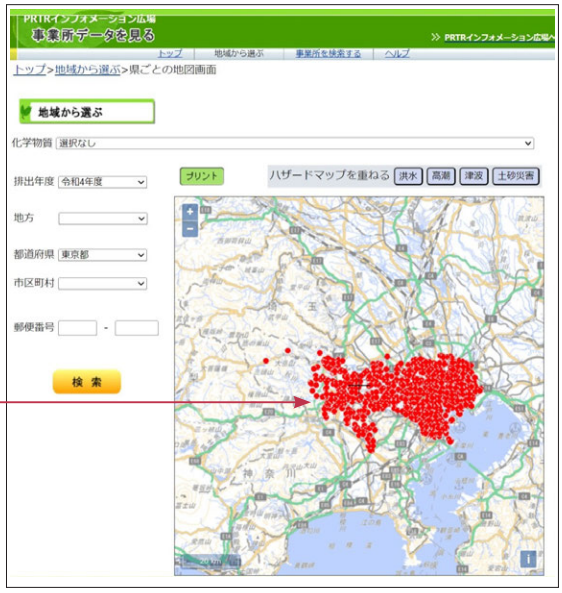

2-3

2-2 の地図を拡大・縮小して、見たい事業所を探すことができます。

2-4

地図上でドラッグ操作を行うことで、地図を移動させて見たい事業所を探すことができます。

3-1

1 の画面で「事業所を検索する」を選択すると、検索条件が表示されます。
1.排出年度　2.都道府県
3.市区町村　4.郵便番号
5.事業所名　6.物質
7.排出・移動先　8.排出条件
9.業種
10.埋立処分を行う場所
11.排出先の河川、湖沼、海域等の名称
12.移動先の下水道終末処理施設の名称
13.廃棄物の処理方法
14.廃棄物の種類
について、それぞれ希望するものを選び、「検索」をクリックします。

3-2

「事業所名」「所在地」「業種」「全排出・移動量」の一覧が表示されます。
見たい事業所の「所在地」を選択すると事業所周辺の地図が表示されます（4 の画面）。「事業所名」をクリックすると、その事業所の排出先別の排出・移動量を示す図が表示されます（5 の画面）。

4

事業所周辺の地図です。事業所の●をクリックすると、排出先別に排出・移動量を示す図が表示されます。

5

「絵で排出・移動量」の画面です。
最後に、
○グラフで排出・移動量
○事業所情報
○詳細排出・移動量
○表で経年変化
○グラフで経年変化
の５項目から見たい項目をクリックしましょう。

以下のように、さまざまなグラフや地図を表示させることができます。

「グラフで排出・移動量」では、物質別・排出先別に、排出・移動量の大小関係がわかります。

「事業所情報」では、事業者名、事業所名、事業所の所在地や従業員数など、事業所に関連する情報がわかります。

「詳細排出・移動量」では、物質別・排出先別に、排出・移動量を数値で見ることができます。

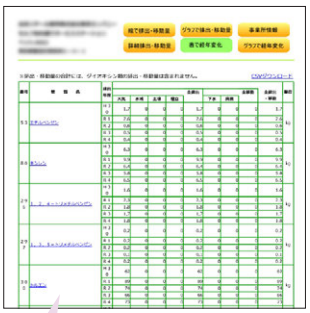

「表で経年変化」では、物質別・排出先別に、排出・移動量の経年変化がわかります。

「グラフで経年変化」では、物質別に、排出・移動量の経年変化がわかります。

5 個別事業所のPRTRデータを入手する

化学物質の環境中への排出状況に関する理解をより深めるため、個別事業所のPRTRデータを環境省のホームページ上で容易に入手することができます。

また、これまでのように所定の手続きを経て、当該データについて国へ開示請求を行うことも可能です（56ページをご参照ください）。

（1）個別事業所のデータと「PRTRけんさくん」の利用について

個別事業所のPRTRデータは、環境省のホームページ上にある「PRTRインフォメーション広場＞個別事業所のデータ」よりダウンロードできます。

HP	https://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html

ここで得られるデータは、年度ごとに「本紙ファイル（本紙.txt）」「別紙ファイル（別紙.txt）」「他業種ファイル（他業種.txt）」の３種類に分かれています。データを利用する際はこれらのファイルを一つに統合する作業が必要ですが、ソフトウェア「PRTRけんさくん」を利用すると、この作業を行うことができ、PRTRデータの再集計や分析が容易にできます。

「PRTRけんさくん」は、個別事業所のPRTRデータと同じ画面上から入手できます。

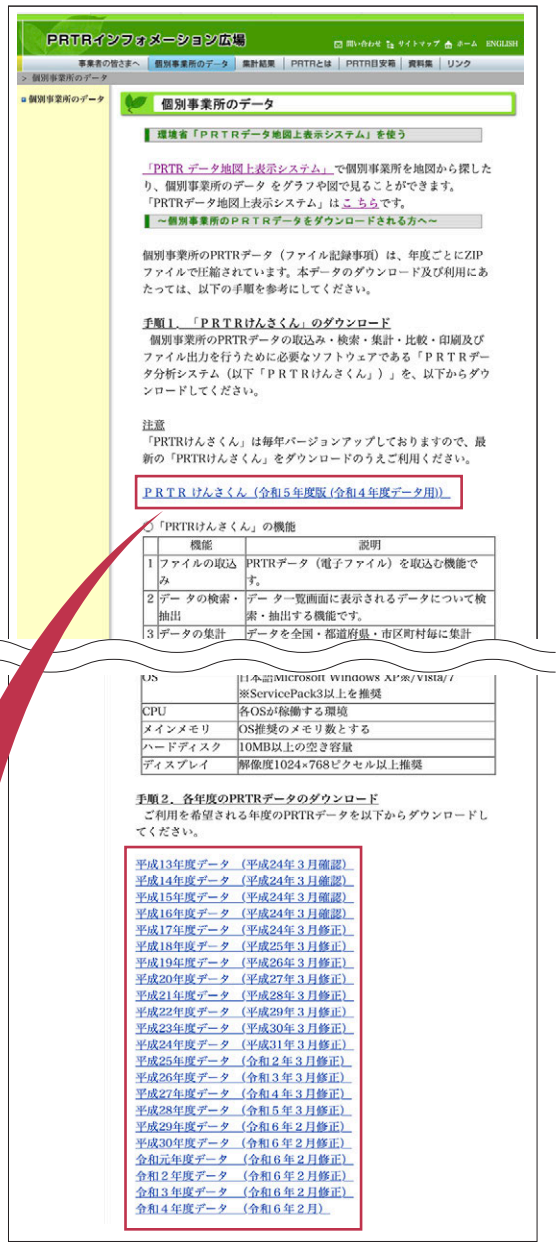

PRTRけんさくんの機能

機　　能	説　　明
1.ファイルの取り込み	PRTRデータ（電子ファイル）を取り込む機能
2.データの検索・抽出	データ一覧画面に表示されるデータについて検索・抽出する機能
3.データの集計	データを全国・都道府県・市区町村ごとに集計し、一覧表示またはグラフ表示する機能
4.データの比較	違う年度のデータを比較する機能
5.データの印刷	データを印刷する機能
6.ファイルの出力	取り込んだファイルをデータベースソフトや表計算ソフトで扱いやすいファイルに変換して出力する機能

個別の事業所からの化学物質の排出・移動量について
「PRTRけんさくん」で調べてみよう！

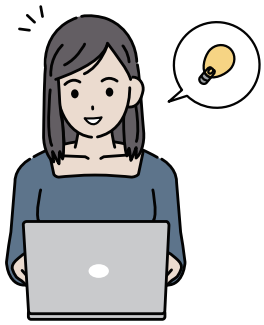

「PRTRけんさくん」を使うと、例えば自分が住んでいる地域の事業所ごとのPRTRデータを簡単に調べることができます。

『PRTRけんさくんの使い方』ガイド

「PRTRけんさくん」と「PRTRデータ」をダウンロードし、「PRTRけんさくん」を使える状態にしてください（詳細な方法については、https://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/manual.pdf を参照してください）。

1 ダウンロード後、prtrdas.exeをダブルクリックして「PRTRけんさくん」を立ち上げます（prtrdas.exe［PRTRけんさくん］は、「PRTRkensakun.zip」を解凍したフォルダの中にあります）。

2 ホームページよりダウンロードしておいた調べたい年度の「PRTRデータ」を、以下の手順で「PRTRけんさくん」に取り込みます。
［ファイル取込］→「ファイルの取込み」画面－［参照］→「開く」画面－調べたい年度の「本紙.txt」「別紙.txt」「他業種.txt」の３つのファイルを同時に選択→［開く］→［取込み開始］→「ファイル取込み処理を実行中」が表示され、「PRTRけんさくん」にPRTRデータが取り込まれます。

自分が住んでいる市区町村における個別事業所のPRTRデータ

❶「PRTRけんさくん」のメイン画面➡ ❷［検索・抽出］➡
❸文字列・数値で検索－事業所所在地➡ ❹［リストから入力］➡
❺都道府県を選択➡ ❻市区町村を選択➡ ❼［OK］➡ ❽［新規検索］➡
❾調べたい市区町村の個別事業所データが表示されます。

※ ツールバーの「表示」から「物質ごと一覧」を選択すると、個別事業所の物質ごとの排出量・移動量を表示することができます。

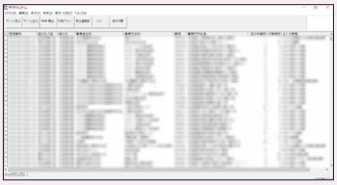

さらに調べてみましょう

自分が住んでいる市区町村における化学物質別の排出・移動量

❶「PRTRけんさくん」のメイン画面➡ ❷［排出量集計］➡
❸集計する範囲－◎市区町村別に集計にチェック➡ ❹［選択］➡
❺都道府県を選択➡ ❻市区町村を選択➡ ❼［OK］➡ ❽集計する項目－◎第一種指定化学物質 別にチェック➡❾［選択］➡［全てチェック］➡［OK］➡［集計開始］➡ 自分が住んでいる市区町村における化学物質の排出・移動量の一覧が表示されます。

排出・移動量の順番を並べ替える場合

❶排出・移動量一覧の表示画面➡ ❷大気への排出量が大きい順に並べる➡
❸

	排出量												
△	大気	▼	△	水域	▽	△	土壌	▽	△	埋立	▽		合計

クリックすると、▽が黒く（▼）なり、排出量が降順に変わります。

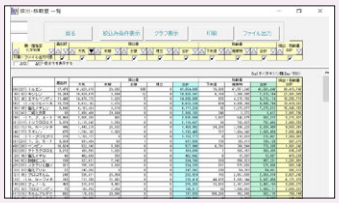

（2）環境省「PRTRデータ地図上表示システム」の利用について

環境省「PRTRデータ地図上表示システム」で個別事業所のPRTRデータやその経年変化を見ることができます。

また、それらのデータを**CSV形式**※16のファイルでダウンロードできます。

「PRTRデータ地図上表示システム」の機能や利用方法は50～53ページをご覧ください。

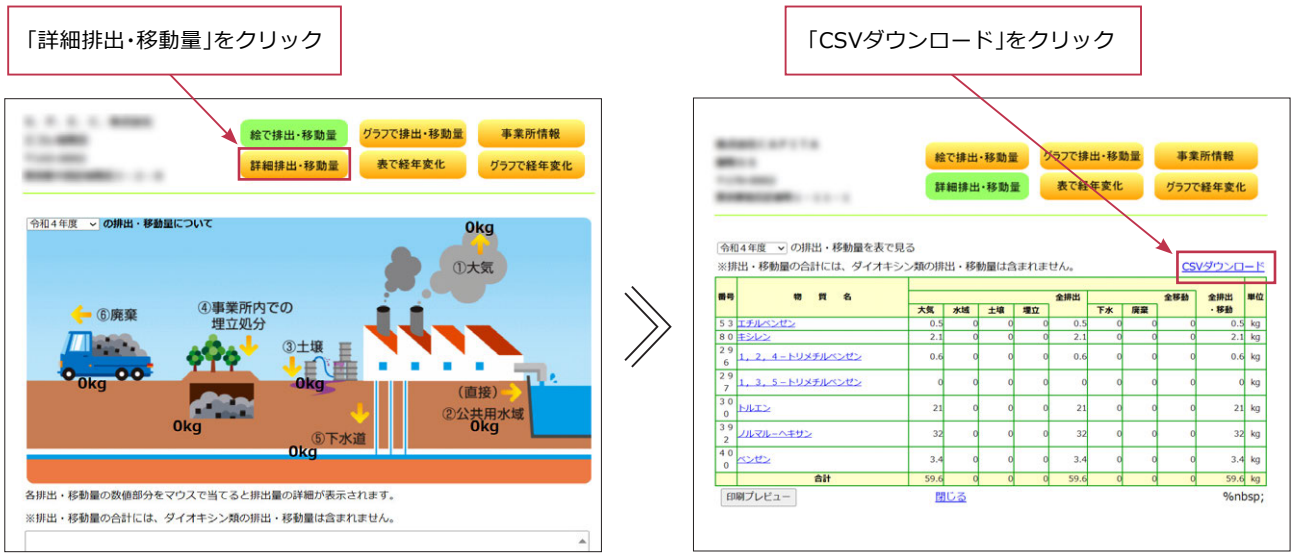

（3）開示請求

1）開示されるデータ

事業者から届けられた個別事業所ごとの情報は、開示請求をすることによっても、個人情報等を除く次の情報を入手することができます。

①事業者、事業所に関する情報（名称、所在地等）
②事業所における第一種指定化学物質の排出量・移動量に関する情報
- ▷第一種指定化学物質の名称
- ▷大気への排出量、公共用水域への排出量、事業所における土壌への排出量、事業所における埋立処分量及び排出先の名称
- ▷下水道への移動量
- ▷事業所外への移動量

開示されるデータは、電磁的記録媒体（CD-R等）による交付、用紙による交付のうち、いずれかの方法を選択することができます。

電磁的記録媒体により交付される事業所データの電子ファイルは、CSV形式で提供され、データベースソフトや表計算ソフトの多くで読み書きができ、開示請求者が独自に表を作成したり、集計・分析等を行うことが可能です。

※16 CSV形式とは、項目の間をカンマで区切ったテキスト形式のファイルのことです。

また、電子ファイルにはPRTRデータ分析システム「PRTRけんさくん」が納められており、集計・分析等が簡単に行えます。「PRTRけんさくん」の利用については、54ページをご参照ください。

国による集計結果の公表日以降であれば、誰でも個別の事業所が届け出た排出量等のデータについて、国に対して開示請求をすることができます。請求先は、環境省、経済産業省及び事業者の営業活動を管轄する省庁です。

2）開示請求の窓口

環境省及び経済産業省の窓口では、全国すべての事業者からの届出について開示請求を受け付けるほか、開示にあたっての事前照会（開示を希望する事業所等を特定するための事前の手続き）や開示手続全般の問い合わせにも対応しています。

それ以外の事業所管省庁（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省）では、その省庁が所管している事業者からの届出分について、開示請求を受け付けています。

各省庁に設置されているPRTR開示窓口は、以下のとおりです。

省庁名	問い合わせ部署	住所／電話／電子メール	対象となる業種
財務省	理財局総務課たばこ塩事業室	〒100-8940　東京都千代田区霞が関3-1-1 電話：03－3581－4111（内線2259）	たばこ塩製造業など
文部科学省	研究開発局環境エネルギー課	〒100-8959　東京都千代田区霞が関3-2-2 電話：03－5253－4111（内線4143）	高等教育機関など
厚生労働省	医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室	〒100-8916　東京都千代田区霞が関1-2-2 電話：03－5253－1111（内線2428）	医薬品製造業など
農林水産省	消費・安全局農産安全管理課農薬対策室	〒100-8950　東京都千代田区霞が関1-2-1 電話：03－3502－8111（内線4500）	農薬製造業など
経済産業省	産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学物質リスク評価室	〒100-8901　東京都千代田区霞が関1-3-1 電話：03－3501－1511（内線3691～3695）	全業種
国土交通省	総合政策局環境政策課	〒100-8918　東京都千代田区霞が関2-1-3 電話：03－5253－8111（内線24312）	下水道、自動車整備業など
環境省	環境保健部化学物質安全課	〒100-8975　東京都千代田区霞が関1-2-2 電話：03－3581－3351（内線6358） 電子メール：ehs@env.go.jp	全業種
防衛省	地方協力局環境政策課	〒162-8801　東京都新宿区市谷本村町5-1 電話：03－3268－3111（内線36362）	駐屯地など

3）請求の方法

開示請求には、開示請求者の氏名及び住所、開示請求しようとする事業所の名称及び所在地、その他の開示を希望する事業所を特定できる事項が必要です。また、特定の事業所に限定せず、ある年度に届出のあったすべての事業所のデータを請求することもできます。

開示請求する場合は、必要な事項を「ファイル記録事項開示請求書」（59ページ参照；https://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/kaiji2.html）に記入し、
①開示窓口に直接提出する、②郵送により提出する、③インターネットを利用し提出するという、3つの方法のうちいずれかを選択します。

提出方法（国民）	開示方法（環境省）
①開示窓口に直接提出する	CD-R等の電磁的記録媒体をお渡しします。
②郵送により提出する	CD-R等の電磁的記録媒体を郵送しますので、切手を貼付した返信用封筒（A4以下でCD-Rが入る大きさのもの）が必要となります。切手代は、CD-R1枚の場合、９月30日までは140円、10月１日以降は180円〔定形外郵便（規格内）〕です。
③インターネットを利用し提出する（電子政府の総合窓口（e-Gov）の「電子申請」から行う）	

4）開示請求の手数料

開示請求には、所定の手数料が必要です。手数料は、開示を受ける媒体及びデータの量（容量）によって決まります。手数料は、開示請求書に収入印紙を貼付して納付します。なお、インターネットにより開示請求する場合には、電子納付します。

内　　容	開示媒体	手数料算出方法
事業所を検索して開示	用紙（A4）	紙１枚につき20円
	電磁的記録媒体	電磁的記録媒体１枚につき200円＋0.5MBまでごとに260円
年度の全データを開示	電磁的記録媒体	電磁的記録媒体１枚につき200円＋200MBまでごとに900円

最新年度の全国・全事業所のデータのみを1枚の電磁的記録媒体に収録したものは「1,100円」、複数年度を希望される場合は、ファイルサイズを調べ、金額をお知らせします。

開示請求に関する詳しい情報は、環境省のホームページ「PRTRインフォメーション広場」の「PRTRデータの開示請求をされる方へ」をご参照ください。

HP	https://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/kaiji2.html

ファイル記録事項開示請求書

令和　6年　4月　1日

環境大臣　殿

請求者

住所　〒	100 － 8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
氏名	環境太郎
※法人その他の団体にあっては、その所在地・名称及び代表者の氏名を記載。	
問い合わせ先（電話番号）※郵送で開示を請求する場合のみ記載。 （郵送先は、上記住所あてとなります。） 03 － 3581 － 3351　（内線 6358 ） （担当者の氏名　霞ヶ関花子　）	
※法人その他の団体にあっては、担当者の氏名も記載。	

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第１０条第１項に基づき、次のとおりファイル記録事項の開示を請求します。

開示を請求するファイル記録事項の対象年度（排出年度）	平成・令和　4年度に第一種指定化学物質等取扱事業者が把握した情報
開示を請求する情報	※以下のいずれかの□にレ点を付してください。 ☑ すべてのファイル記録事項 □ ファイル記録事項の一部（→裏面にも御記入ください。）
希望する開示実施方法	※以下のいずれかの□にレ点を付してください。上記で「すべてのファイル記録事項」を選択された場合、この欄への記載は不要です。（電磁的記録媒体での開示となります。） □ 用紙（Ａ４）への出力 ☑ 電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）

※以下の欄には記入しないでください。

（受付印）

用紙・電磁的記録媒体 枚／　MB
（料金） 円

（収入印紙貼付欄）

（裏面）

※開示を請求する情報で「ファイル記録事項の一部」を選択した場合は、必ず以下を御記入ください。

※以下のいずれかの□にレ点を付し、必要事項を記入してください。
欄が足りない場合は、備考欄を活用してください。

□ 特定の事業所の情報　※事業所の名称及び所在地を記入してください。

☑ 一定の条件を満たす事業所の情報　※以下、①～④の空欄に検索条件を記載してください。（複数選択可）

※以下①～④のすべての条件を満たす事業所について、開示を求めます。

①都道府県・市区町村名	東京都千代田区 に所在する事業所であること
②業種名又は業種コード	化学工業（業種コード2000） に属する事業を営む事業所であること
③化学物質名称及び管理番号	名称：四塩化炭素 番号：149 の届出をした事業所であること
④その他	

備考

＜記入に当たっての注意事項＞

1．開示を求める事業所が特定されている場合には、「特定の事業所の情報」に、検索項目（①～④）により事業所を絞り込んで特定する場合は「一定の条件を満たす事業所の情報」に、該当するいずれか一方を選択して、記載してください。
2．特定の事業所の情報（事業所の名称及び所在地）の欄には、事業者が特定できるよう、事業所の正式な名称並びに所在する都道府県及び市区町村名を記載してください。
3．一定の条件を満たす事業所の情報①～④には、それぞれ複数の事項を記載することができます。
4．一定の条件を満たす事業所の情報「④その他」の欄には、①～③以外の条件を記載することができます。（可能な限り具体的に記載してください。）
ただし、ファイル記録事項にある項目以外の項目で検索することはできません。

Ⅳ 化学物質による環境リスク低減のために

1. 市民・事業者・行政のそれぞれの役割 …… 62

2. リスクコミュニケーション …… 63
（1）リスクコミュニケーションとは …… 63
（2）近隣の工場とリスクコミュニケーションしたい時は …… 64
コラム 1 リスクコミュニケーションを支援する仕組み「化学物質に関する情報提供」 …… 65
コラム 2 リスクコミュニケーションを支援する仕組み「化学物質アドバイザー」 …… 66
コラム 3 リスクコミュニケーションを支援する仕組み「GHS」 …… 67

3. PRTR データの活用例 …… 68
（1）NGO・NPO の取組 …… 68
（2）D.Chem-Core（災害・事故時の環境リスク管理に関する情報基盤）に触れてみよう！ …… 69
（3）地方公共団体・事業者の取組 …… 72

1 市民・事業者・行政のそれぞれの役割

PRTR制度は、個々の物質を規制するのではなく、化学物質の排出に関する情報を公表することにより、地域全体で化学物質による環境リスクを減らしていくことを目指した仕組みです。この制度では、国や地方公共団体などの行政と事業者、そして市民や専門家などが、それぞれの役割を果たしていかなければ、公表された情報は活かされません。PRTR制度におけるそれぞれの役割を下図に示します。

市民には、まず身の周りの化学物質に関心を持ち、公表されたデータを見ることが期待されます。PRTR制度で情報が公表されるようになっても、私たちが関心を持ってそれを見なければ制度を活かすことができません。毎年一人でも多くの市民がPRTRデータに目を通し、それをきっかけに自らの暮らしを見直したり、事業者や行政とコミュニケーションを図ったりすることが、社会全体で化学物質による環境リスクを減らしていく取組につながります。

2 リスクコミュニケーション

PRTR制度による「化学物質に関する情報」を市民、事業者、行政が共有し対話することにより、化学物質による環境リスクを減らしていくことが期待されています。地域全体で化学物質による環境リスクを減らす取組を進めるためには、一人一人が生活を見直し、少しでも化学物質の使用や排出を削減するように心がけることと併せて、市民、事業者、行政の間でコミュニケーションを図ることが欠かせません。

（1）リスクコミュニケーションとは

化学物質による人や動植物への影響を把握するには、科学的な知見が必要です。影響の度合いがわかったら（**リスク評価**）、次は化学物質の量が人や動植物に悪影響を及ぼすレベルにならないよう、適切に管理すること（**リスク管理**）が必要になります。

より合理的にリスクを管理し削減するためには、市民、事業者、行政が化学物質に関する情報を共有し、意見交換を通じて意思疎通を図ることが必要です。これを「**リスクコミュニケーション**」と呼んでいます。

市民や事業者、行政がそれぞれ自分たちの都合だけを主張していては、化学物質による環境リスクを削減する取組がなかなか進みません。そこで、お互いの考えていることを理解しあい、力を合わせて取組を進めようとするものです。

リスク評価

化学物質の有害性とばく露の程度を評価する。

リスク管理

化学物質による人や動植物への悪影響が生じないよう、適正な範囲にコントロールする。

リスクコミュニケーション

化学物質に関する情報をすべての関係者が共有し、意見交換を通じて化学物質によるリスクの削減に取り組む。

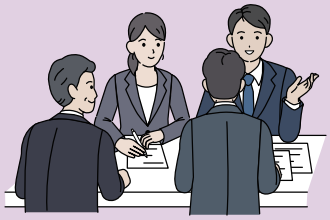

（2）近隣の工場とリスクコミュニケーションしたい時は

「近所のあの工場からどのような化学物質が出ているか、以前から不安」という方は、リスクコミュニケーションしたいと思われるかもしれません。また、日頃不安がなくてもリスクコミュニケーションを実施することは重要です。なぜなら、化学物質に対するイメージや考え方は人それぞれだからです。

リスクコミュニケーションのない状態で、万が一、工場で事故が発生してその影響が住民にも及ぶようなことがあった場合、感情的な対立が先行して、建設的な話し合いや有効な対策の推進が困難であったり遅れたりすることになりかねません。日頃から市民、事業者、行政が情報を交換し、信頼関係を築いておくことが必要です。

では、どのようにリスクコミュニケーションを始めれば良いのでしょうか。

1）市民からアクションを起こす

まずは事業者が化学物質についてどのような取組をしているかを知ることから始めると良いでしょう。

事業者には必ず問合せ窓口がありますので、そこに「PRTR届出状況について説明してほしい」「**環境報告書**※1に掲載されている情報について解説してほしい」「**環境マネジメントシステム**※2や**レスポンシブル・ケア**※3の実施状況について説明してほしい」などと要請すれば対応してもらえることが多いでしょう。個人レベルでも良いのですが、お互いに関心のあるグループ単位で要請した方が、事業者としても対応しやすいでしょう。

また、市役所等の環境担当部署に「リスクコミュニケーションしたいので仲介してほしい」と依頼してみてください。さらに、事業者と話し合う前に、個別事業所のデータを入手したり、他の事業所と排出量を比較したりして予習しておくと効果的です。

最初から難しい議論をしようとせず、まずは「わからないことを聞く」、「自分たちが何を考えているかを知らせる」、また「事業者の取組を知る」ことから始めましょう。

2）事業者からアクションを起こす

事業者は、地域清掃への協力、お祭り等のイベントへの協賛など、地域社会との関わりを持っていることもあります。おそらくは総務部門が担当していることと思いますので、環境安全部署の方は、すでに地域住民との信頼関係がある部署のチャネルを通じてコミュニケーションを始めれば、テーマを化学物質に移しても、比較的すんなりとコミュニケーションが進められると思われます。

また、市役所等に相談し、町内会長など地域住民の核となる方の紹介を要請してみてください。

3）行政からアクションを起こす

行政には、市民と事業者が協力して、自主的にリスクコミュニケーションが推進されるよう支援することが求められます。事業者や市民に「リスクコミュニケーションの考え方」「実践方法」「得られるメリット」などを説明しリスクコミュニケーションを促すとともに、事業者や市民から「リスクコミュニケーションしたい」という手が挙がったら、積極的に協力しましょう。

※1「環境報告書」については、116ページをご参照ください。
※2「環境マネジメントシステム」については、116ページをご参照ください。
※3「レスポンシブル・ケア」については、115ページをご参照ください。

Column コラム 01

リスクコミュニケーションを支援する仕組み

化学物質に関する情報提供

● 化学物質ファクトシート

環境省では、第一種指定化学物質について、個々の情報をわかりやすく整理し、簡素にまとめた「化学物質ファクトシート」をホームページで公開しています。

ファクトシートには、以下のような項目について、専門家以外の方にもわかりやすく整理されています。

リスクコミュニケーションのための
化学物質ファクトシート

2008年改正対象物質へ　2021年改正対象物質

化学物質ファクトシートとは | 審判用にあたって | 対象物質一覧 | 検索 | 用語解説一覧 | お問い合わせ・御意見

化学物質ファクトシートとは（2021年改正、把握年度：2023～）

2021改正対応初版作成: 2023年3月
最終改訂: 2024年5月

◆ 目的

化学物質とその環境リスクの問題は、日常生活における身近な環境問題として社会的に関心が高いものの一つです。
その一方で、化学物質に関して提供される様々な情報は専門的かつ断片的なものが多いため、専門家以外の人々にとって正確に理解することが難しく、誤解に基づく無用な不安を引き起こしてしまう恐れがあるばかりでなく、私たちが普段の生活の中で行うことのできる環境リスクの削減のための取組を進める上でも障害になっています。

このため、平成15(2003)年度より、環境省では各分野の専門家からなる作業委員会を設置し、『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律』（平成11(1999)年法律第86号、略称：化管法）の第一種指定化学物質を対象に「化学物質ファクトシート」の作成を開始しました。このファクトシートは、専門家以外の方にもご理解いただけるよう、化学物質の情報についてわかりやすく整理し、できる限り簡潔にまとめたものです。平成24(2012)年には、平成20(2008)年化管法改正に対応した「化学物質ファクトシート2012年版」（以下、「2012年版」と表記します）を発行しました。

今回の「化学物質ファクトシート(2021年改正対応)」では、令和3(2021)年10月20日に公布された化管法政令改正で新たに第一種指定化学物質（以下、「PRTR対象物質」と表記します）となった196物質について新たに作成するとともに、従来からのPRTR対象物質のうち2012年版で未作成のり1物質と分離された1物質について新たに作成しています。なお、2012年版で作成したPRTR対象物質（2021年改正後も継続対象の物質）については、次年度以降に順次、内容の更新を実施する予定です。
作成した化学物質ファクトシートは、環境省のホームページ「リスクコミュニケーションの推進」への掲載、化学物質アドバイザーによる活用、その他化学物質関連の様々な場で紹介するなど、広くご活用いただけるよう努めます。

なお、「化学物質ファクトシート」は、ホームページ上でのみ提供しており、冊子の提供はありません。また、2021年政令改正前のPRTR対象物質については、「化学物質ファクトシート」ホームページ上で政令改正年を切り替えてご覧になれます。

①物質名、別名、PRTR政令番号、CAS登録番号、構造式
②用途（その化学物質がどのように使用されているか）
③排出・移動（環境中への排出量・移動量、主な排出源、主な排出先など）
④環境中での動き（環境中に排出された後の化学物質の動き、当該物質が主に存在する媒体など）
⑤健康影響（人の健康への有害性についての記載、またはPRTR対象化学物質に選ばれる理由となった毒性等について）
⑥基本的な情報の一覧表（性状、生産量、排出・移動量、PRTR対象選定理由、環境データ、適用法令等）
⑦引用・参考文献及び用途に関する参考文献のリスト

HP	https://www2.env.go.jp/chemi/prtr/factsheet/factsheet.html

● かんたん化学物質ガイド

環境省では、家庭や自動車等の身近なところから排出される化学物質について、市民が自らの生活と関連付けて考え、化学物質の正しい利用や廃棄など、市民一人一人ができる環境リスクの低減のための取組について考えるきっかけとなるよう、子どもにも親しみやすい小冊子形式で「かんたん化学物質ガイド」を環境省のホームページに公開しています。

かんたん化学物質ガイドシリーズは、①生活編（総論編）、②乗り物編、③洗剤編、④殺虫剤編、⑤塗料・接着剤編が発行されています。

HP	https://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/index.html

Column
コラム
02

リスクコミュニケーションを支援する仕組み

化学物質アドバイザー

化学物質やその環境リスクに関する話は、専門的になりがちで、市民には理解できないことも多々あります。また、事業者の中にも「化学物質は使っているが、詳しい知識が必ずしもあるわけではなく、うまく説明できない」場合もあります。そのような状態でコミュニケーションをしても、相手の説明が理解できなかったり、場合によっては「難しい言葉ばかりを並べ立てられて言いくるめられてしまった」というようなマイナスイメージを持ってしまったりします。

そこで、環境省では化学に関する知識が少ない市民や化学物質の専門家でない事業者を知識の面から支援する仕組みとして「化学物質アドバイザー」制度を設けています。

化学物質アドバイザーの活躍場面はリスクコミュニケーションの場だけではありません。この他に「身の周りの化学物質について」、「界面活性剤（洗剤）について」など皆さんの生活に密接に関わっている化学物質をより理解していただけるようお手伝いをしています。もちろん、行政や事業者の内部研修会や行政が主催する各種説明会にも講師として参加し、幅広く活躍しています。

化学物質アドバイザーに関するお問い合わせ先は下記URLで確認してください。

HP	https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html

Column コラム 03

リスクコミュニケーションを支援する仕組み

GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）

GHS（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）とは、化学品の危険有害性（ハザード）ごとの各国の分類基準及びラベルや安全データシートの内容を調和させ、世界的に統一したルールとして提供するというものです。

GHSで分類・表示される危険有害性としては、爆発性や引火性、急性毒性、発がん性、水生環境有害性などがあり、それぞれに危険有害性の程度に応じた絵表示（ピクトグラム）と、「危険」または「警告」という注意喚起のための表示（注意喚起語）などが決められています。さらに、ラベルには、「飲み込むと生命に危険」といった危険有害性情報、応急処置や廃棄方法といった注意書きが付けられます。

GHSは、世界的に統一された分類・表示により、化学品の危険有害性をわかりやすくすることを目的とした仕組みであり、この制度の導入により、化学品による事故などを減らすことが期待されます。また、化学品を購入する時に、人の健康や環境に配慮した製品を選択することができるようになります。

具体的には、化学品の製造業者や輸入業者などが、GHSで決められた基準に従って化学品を分類し、表示を行っていくこととなります。販売業者や消費者などは、この分類表示により、身の周りにある化学品の危険有害性をより正しく知ることができるようになります。

また、それらの表示に従って化学品を正しく取り扱うことで、誤った取扱いによって引き起こされる事故などを防ぎ、人の健康及び環境の保護がより進むことが期待されます。

HP	https://www.env.go.jp/chemi/ghs/

3 PRTRデータの活用例

（1）NGO･NPOの取組

特定非営利活動法人 有害化学物質削減ネットワーク（略称：Ｔウォッチ）

https://toxwatch.net

PRTRデータを市民が有効活用できるように、わかりやすく情報提供する市民のネットワークです（2002年任意団体として発足、2004年10月NPO法人として認可）。

PRTR情報を活用して、有害化学物質削減に取り組んでおり、ホームページ上のPRTR検索データベースでは、さまざまな検索方法でPRTR届出情報の閲覧や比較をすることができます。

例）個別の工場や会社を
　　名称･業種･住所で検索　など

エコケミストリー研究会

http://www.ecochemi.jp

1990年に「化学物質と環境との調和」という目標を掲げて設立され、幅広い立場の人が化学物質に関する最新情報を共有し、意見交換できる場を提供しています。

ホームページ上のPRTR情報には、リスクの高い地域や物質がわかる「市区町村別の毒性重み付け排出量」とその順位や原因物質、自主管理の目標となる「環境管理参考濃度」、対象化学物質の「用途や毒性･物性」などがわかりやすく掲載されています。

この他にもさまざまな団体で活動が行われています。

（２）D.Chem-Core（災害･事故時の環境リスク管理に関する情報基盤）に触れてみよう！

1 D.Chem-Core(ディーケムコア)とは

① D.Chem-Coreが開発された背景

D.Chem-Coreは、災害･事故等により化学物質が環境中に排出された際に、環境リスクへ対応するための有用な情報を効率的に入手する情報基盤として活用されるよう、国立研究開発法人 国立環境研究所が開発したウェブサイトで、誰でも自由に利用できます。

利用者としては、主に行政担当者や専門家が想定されていますが、事業者や市民を交えたリスクコミュニケーション等の場においても活用することができます。

災害･事故時に突発的に化学物質が漏えいや流出等した場合は、平時の場合と異なり、行政担当者や専門家は迅速かつ、さまざまな対応が求められます。特に近年、自然災害が頻発化し被害が甚大化しており、緊急時への備えと緊急時の対応力強化が重要になっています。

② D.Chem-Coreでできること(機能)

D.Chem-Coreの利用により、緊急時における以下の対応力強化が期待できます。

1. 対策が必要な化学物質を特定すること
2. リスクの時間的･空間的及び質的な特徴を迅速に把握すること
3. 実態解明のための手法を入手すること

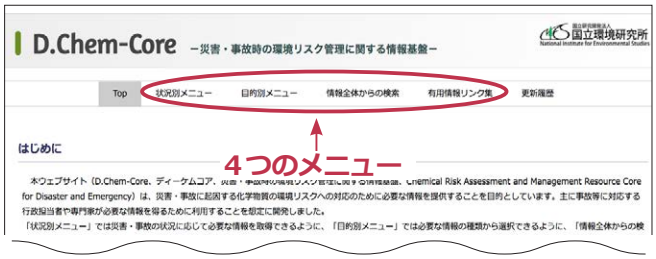

使い方は、事例の発生前から事後に至るまでさまざまで、例えば、排出された化学物質の毒性を調べること、また、国土交通省が公開しているハザードマップポータルサイトと位置情報を共有して浸水リスクの高い地区内の取扱事業所を調べるといった活用もできます。

具体的にD.Chem-Coreを見ていきましょう。

2 D.Chem-Coreの概要･特徴

災害･事故時等への備え、緊急時におけるさまざまな状況に対応できるよう、上図および以下のとおり大きく４つのメニューから構成されており、利用者のさまざまなニーズに対応できます。

サブメニューを選択すると、簡単な説明とともにシステム内の該当ページへのリンクや外部の有用なサイトへのリンクが表示され、情報を効率よく確認できます。

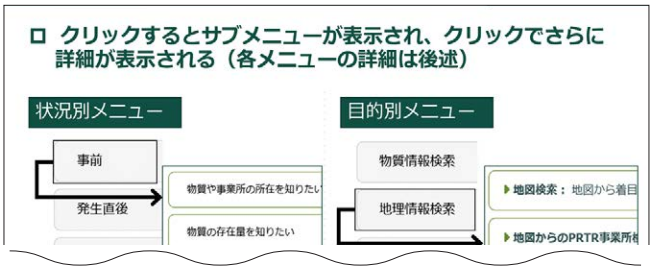

【状況別メニュー】

「事前」､「発生直後」､「調査･検討」､「事中の対策」､「事後の対応」という５つの状況･局面に応じたメニューとなっており、さらにサブメニューとして、「物質の有害性情報を知りたい」､「何が排出されているか分からない･物質を特定できない」など、実際の状況や必要な情報が分かりやすい表現で並べられています。

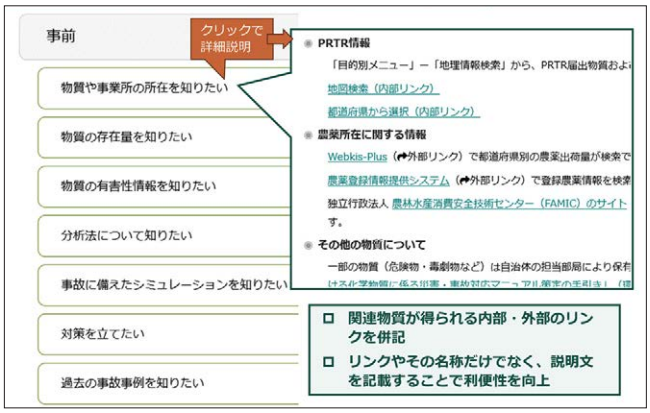

【目的別メニュー】

「物質情報」「地理情報」「分析法」「曝露予測」「発災シナリオとケーススタディ」「除去技術」という６つの情報種類別にメニューがあり、どこにどんな化学物質を扱う工場等があるか、その化学物質はどのようなものかを調べることができます。

【情報全体からの検索】

排出等の事象に関する情報には、その原因となる要因（地震、事故などの起動要因）や時間軸（発生直後、事中などのシナリオ要素）などの分類があります。また、発災後に分析やモニタリングが必要になる場合もあります。このメニューでは、そうした状況に応じてタグで絞り込み、より具体的に該当する情報だけを効率的に取り出すことができます。

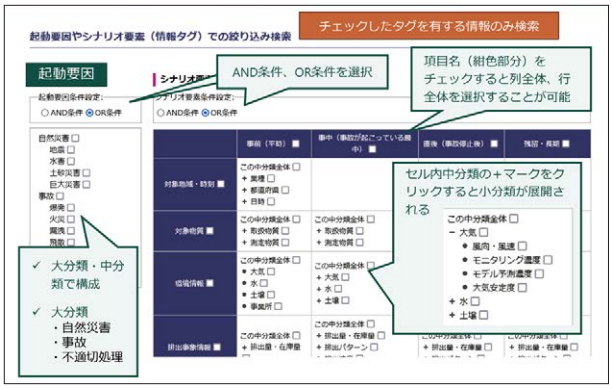

【有用情報リンク集】

有用情報へのリンクが目的別・事象別に掲載されています。

3 D.Chem-Coreに触れてみましょう

突発的な化学物質排出に対しては、災害・事故等が発生した時だけでなく、「平時」から備えておくことが重要です。D.Chem-Coreにあらかじめ触れておくことで、事前に対策を立てておくことができるだけでなく災害・事故時にもスムーズに利用することができます。

D.Chem-Coreは事業者・市民を含めて利用者の多様なニーズに対応できますが、今回は、行政担当者が利用されることを想定しながら紹介します。リスクの所在や大きさ、対策の検討など、災害・事故等で想定される状況等を確認してみましょう。

① どこで、どのような化学物質が、どれくらいの排出量や在庫量があるのかを調べてみましょう

災害・事故等が発生した時に対策が必要になる可能性のある化学物質を調べてみましょう。物質名から調べるアプローチと、地理情報から調べるアプローチがありますが、PRTRデータを活用した事例として、ここでは後者を紹介します。

「目的別メニュー」→「地理情報選択」→「地図からのPRTR事業所検索」へと進みます。

地図上に表示された届出事業所のアイコンは業種毎となっており、業種で絞り込むことも可能です。

アイコンをクリックすると、バルーンが表示され事業者・事業所名などが確認できます。さらに、バルーン内の「詳細表示」をクリックすると、ページ下部に届出された物質の排出・移動量、当該物質の推定在庫量を一覧で確認することができます。

推定在庫量は、平時の排出・移動量とは異なり、災害・事故時等に飛散・漏えい・流出する可能性がある最大値を推定したものであり、有用な情報です。

なお、地図情報からは、洪水・高潮・津波浸水想定ハザードマップを表示することなどもできます。また、近傍のアメダスデータの表示、周辺の河川データの表示、GeoJSON等の地理データのインポート・エクスポート、ユーザーが作成した地点データ（txt形式、xlsx形式）の地図上での表示機能などもあります。

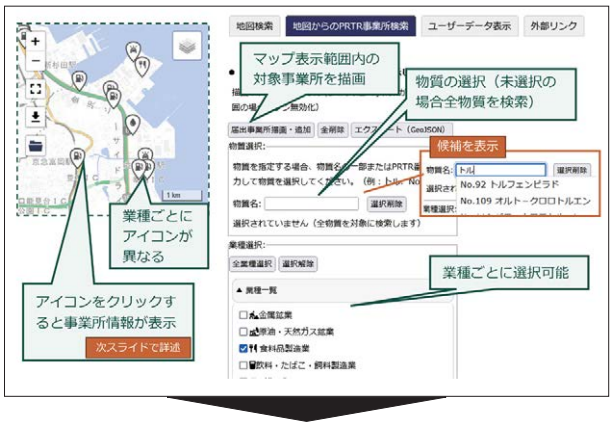

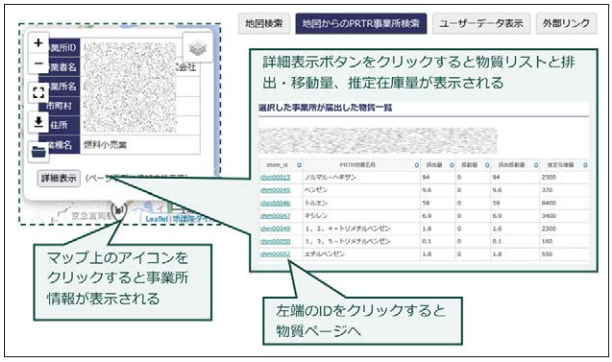

② 物質の有害性情報を調べてみましょう

前項の図のとおり、物質の左端のIDをクリックすることにより、有害性情報を確認できます。さらには、当該物質の除去技術等の情報を入手することもできます。

「目的別メニュー」→「物質情報検索」で物質を検索し、個別物質情報ページから検索することもできます。

③ 物質のカテゴリから該当する物質を抽出してみましょう

「目的別メニュー」→「物質情報検索」→「カテゴリからの検索」に進みます。

今回は、一例として人の健康や生活環境に影響を及ぼすおそれのある化学物質は何があるか、さらには、その有害性情報や除去技術等を確認してみましょう。

分類種別を以下のように選択していき、「リストの表示」を押下します。

1. GHS分類（健康・生態影響）のある物質を確認したい
2. 健康有害性のある物質を確認したい
3. 中でも急性毒性（経口）のある物質を確認したい
4. 飲み込むと生命に危険のある物質を確認したい

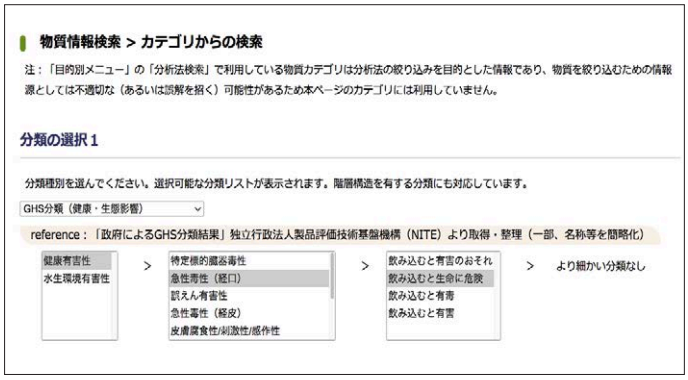

表示された物質リストの一覧から、物質左端のIDをクリックすると、②と同様に有害性情報や除去技術等に到達・入手することができます。

④ どのような対策があるか確認してみましょう

対策の確認には複数のアプローチがあります。ここでは、「状況別メニュー」からの代表例を紹介します。

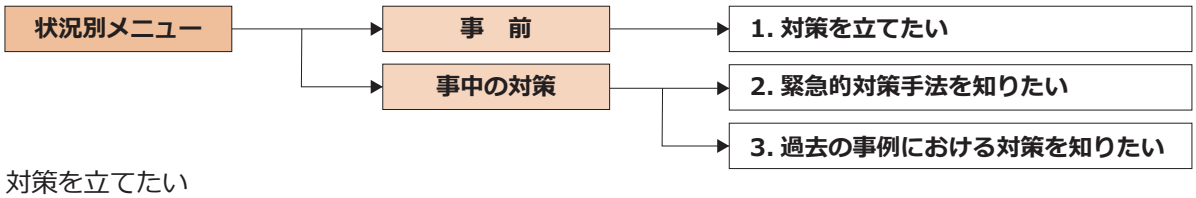

1. 対策を立てたい
   事象毎の対策マニュアルを網羅的に確認することができます。
2. 緊急的対策手法を知りたい
   事中において、拡散防止・除去対策等の緊急的対応手法を確認することができます。
3. 過去の事例における対策を知りたい
   自然災害や事故等の起動要因にチェックしたり、事前（平時）や事中等のシナリオ要素の条件をチェック・設定し、ページ下部の「抽出事象」をクリックすることで、過去事例のリストを確認することができます。

いかがでしたか。D.Chem-Coreに平時から触れ、化学物質漏えいや流出を伴う災害・事故等への備えに是非活用してみてください。

【ウェブサイトの概要】　公開場所：国立研究開発法人 国立環境研究所

URL：https://www.nies.go.jp/dchemcore/

【照会先】　環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課

（３）地方公共団体・事業者の取組

１）埼玉県における「環境コミュニケーション」の取組

埼玉県では、化学物質の管理を含む環境分野を対象にした「企業（事業者・事業体）・住民・行政によるリスクコミュニケーション」を「環境コミュニケーション」という名称で活発な活動が行われています。

企業が事業活動として取り組んでいる環境活動の情報を地域住民等に発信し、情報の共有と意見交換により、良好な関係を築き、共存していくことを目指しています。

「環境コミュニケーション」の実施状況

県下における環境コミュニケーションは、もともとは県が主体となって開催をはたらきかけてきましたが、現在では事業者によって主体的に運営されるようになり、県は事業者・市民による活動を支援する立場で参画しています。

毎年多くの事業者・事業所で実施されており、2023年度は９件実施されています。下表はその一例です。

事業者は、環境コミュニケーション活動を通じて地域住民が日ごろから事業活動に対して感じている生の声を聴くことができ、地域住民の理解・協力を得られる企業として今後の取組に役立てることができるというメリットを感じています。

埼玉県環境整備センターにおいては、地域住民の監視活動等によって寄せられた指摘や意見を運営の改善に役立てられています。

＜2023年度 埼玉県下での環境コミュニケーション実施状況の一例＞

事業者・事業体	実　施　内　容
Ａ株式会社	事業者による環境負荷の低減策（CO2 や揮発性有機化合物（VOC）排出量削減）への重点取組の説明や工場見学、化学物質アドバイザーを招いての講演と近隣住民との意見交換を実施。
Ｂ株式会社	事業活動に関する環境対策実施状況や、排出規制よりも厳しい自主目標管理の対応状況についての説明と質疑応答を実施。その後、意見交換を兼ねて社員食堂で昼食。
Ｃ株式会社	工場の環境保全（水質、大気、騒音、化学物質、温暖化対策）に関する取組、防災体制、社会貢献活動について説明するとともに、近隣住民との意見交換を実施。
埼玉県環境整備センター	県内の市町村・中小企業などのために廃棄物の広域的埋立事業を行う県直営の施設。地域住民で構成された監視員立ち会いの下、埋立作業の監視に加え、県による環境調査結果の説明及び質疑応答・意見交換を実施。夏休みには、彩の国資源循環工場と連携し、メガソーラー等の親子見学会も実施。
彩の国資源循環工場内 廃棄物リサイクル工場各社	彩の国資源循環工場は公共関与による総合的「環境循環型モデル施設」。地域住民で構成された監視員に環境調査結果の説明、廃棄物リサイクル作業の監視、質疑応答・意見交換を実施。

県による企業の環境コミュニケーション活動をサポートする取組

埼玉県では、事業者・住民向けにさまざまなメニューを用意して環境コミュニケーションの開催を支援しています。

①「環境コミュニケーション活動ガイドブック」の作成・配布：事業者向け

企業の環境活動の情報を発信するための手段と、日常的なコミュニケーション活動の実施例、ホームページへの掲載例や案内文書等の作成例を紹介しています（全20ページ）。

②「環境コミュニケーション研修会」の開催：事業者向け

グループ演習を通してコミュニケーションスキルを学ぶ研修会をさいたま市と共催で毎年開催されています。2023年度は、本年２月７日に対面開催で17名の事業者が参加され、環境関連事故に対する住民の声への対応ワークショップ・模擬対話が実施されました。

③「化学物質アドバイザー」の活用：事業者・県民向け

環境コミュニケーション研修会などにて、化学物質アドバイザーを招いてインタープリターとして活用される等、例年、全自治体の中で最も活用実績があります。2023年度は３回活用されています。

④「化学物質対策セミナー」の開催：事業者向け

化学物質の適正管理とVOC排出削減の自主的取組に向けた事業者支援を目的として毎年開催されています。2023年度は、11月10日に対面会場（50名）・オンライン（542名）のハイブリッドで開催されました。

⑤ 県民向けパンフレット「化学物質と私たちのくらし」の作成・配布：県民向け

化学物質とは何か、化学物質のリスクの考え方、化学物質と上手に付き合う方法等をまとめた県民向けパンフレットです（2024年３月発行、全８ページ）。県職員が生涯学習講座や企業の社内研修等に出向く県政出前講座「化学物質と私たちのくらし」も案内されています。

2）川崎市・横浜市の特色のある化学物質対策と連携した取組

川崎市と横浜市は、京浜工業地帯の中核都市として隣接していることから、その地域特性に即した化学物質対策に取り組むとともに、隣接都市として市民の安全・安心や環境影響の未然防止に向けて、事業者向け「化学物質対策セミナー」、市民向け「化学物質市民セミナー」を2014年度より両市の共催で毎年開催しています。なお、2023年度の化学物質対策セミナーは、2025年3月末までHPにて動画も配信しています。

【川崎市の取組】：リスク評価手法を活用した化学物質管理による計画的対策の実行

川崎市は、京浜工業地帯の中核として発展し、化学工業等の工場が集積しており、国内外の産業発展に貢献しています。

市内における化学物質の環境への総排出量は、事業者による自主的な化学物質の適正管理等により大幅に削減されてきていますが、近年の削減量は鈍化傾向となっている現状を踏まえ、これからの化学物質対策として「排出量＋環境リスク」に焦点を当て、(1)総排出量を増加させない取組を継続するとともに、(2)環境リスク低減に向けた「環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進」の両面から取組を推進することとしました。

これらの取組については、2022年３月に策定した「川崎市大気・水環境計画」に位置付けるとともに、取組の推進にあたっては、環境リスク評価の方法や物質選定に関する基準等、専門的かつ幅広い見地が求められるため、川崎市環境審議会に2022年５月に諮問し、11月に答申を受けました。その取組のプロセスは以下のとおりです。

①環境リスク評価対象物質の選定

PRTR届出対象462物質（2023年3月時点）のうち、川崎市内で大気への排出のある73物質を抽出し、右図のとおり大気汚染防止法等の法令等による規制対象物質を除く51物質のうち、有害性情報がある34物質を「環境リスク評価対象物質」として選定しました。

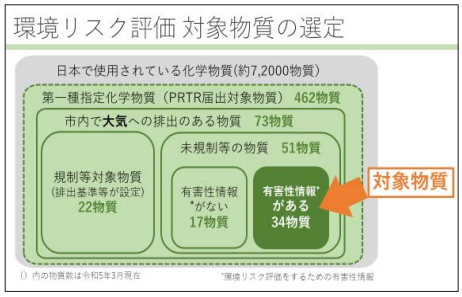

②環境リスク評価による自主管理優先物質の選定

環境リスク評価対象34物質について、「化学物質の環境リスク初期評価」（環境省）等を活用した有害性評価と、川崎市内の大気環境濃度の実態調査やPRTRデータに基づいた濃度予測により環境リスク評価を行い、事業者による自主的な管理の優先度が高い化学物質を「自主管理優先物質」※として、「排出抑制物質」と「排出管理物質」に分類し、川崎市が選定します。2023年１月に、排出抑制物質は該当なしとし、排出管理物質として６物質を選定しました。

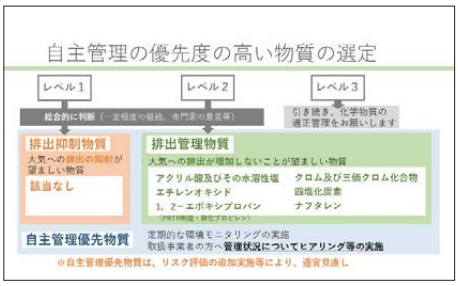

※自主管理優先物質の分類

排出抑制物質	事業者による自主的な管理の優先度が特に高く、大気への排出の抑制が望ましい化学物質
排出管理物質	事業者による自主的な管理の優先度が高く、大気への排出が増加しないことが望ましい化学物質

③自主管理優先物質の周知、取扱事業者へのヒアリングと情報提供

川崎市は、ホームページや環境リスク評価取組パンフレット（化学物質の『量』と『質』に着目した取組について）にて、情報を広く周知しています。

排出管理物質取扱事業者に対しては、当該物質の管理状況等のヒアリングを行い、事業者に自主的な化学物質の適正管理を求めるとともに、取組を支援するため市内の環境リスクに関する情報提供等を行っています。

また、ヒアリングで把握した事業者の取組の中で他の事業者に参考にしていただきたい取組は、事例集としてホームページに公開しています。

【横浜市の取組】：災害に備えた化学物質対策

近年、全国的な地震や水害の大規模災害の発生により、化学物質が漏えい等する事故が発生しています。

人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある有害化学物質が、災害等に伴って環境中に飛散、漏えい、流出するような二次災害を防止するため、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき定めた「化学物質の適正な管理に関する指針」にて、平常時からの未然防止対策と化学物質漏出を伴う事故に対する行動について規定しています。化学物質を取り扱う事業者に対し、日常の適正管理はもちろんのこと、具体的な作業手順を提示して災害への備えを促しています。

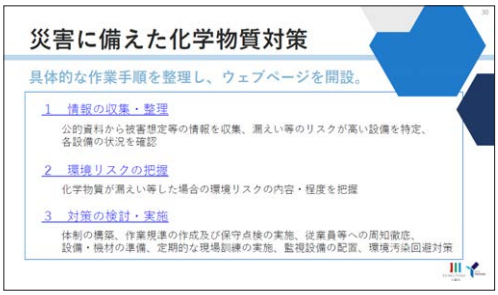

V もっと知りたい時には

1. 法律に関すること …… 76
（1）化管法の概要 …… 76
（2）化管法の見直しについて …… 77
コラム 4 情報提供を受け付ける窓口「PRTR 目安箱」 …… 79
（3）第一種指定化学物質リスト …… 80
（4）商品に表示されている第一種指定化学物質の名称 …… 109

2. PRTR に関連する用語の解説 …… 114
環境リスク　排出量　移動量　取扱量　化学物質管理指針
有害性　発がん性　変異原性　感作性　生態毒性
オゾン層破壊物質　CAS 登録番号（CAS RN）
レスポンシブル・ケア　環境マネジメントシステム
環境報告書　SDS　指定化学物質等取扱事業者

3. 関連ウェブサイト …… 118

4. 各地方公共団体の PRTR 担当窓口 …… 120

5. 索引 …… 125

1 法律に関すること

PRTR制度は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」により制度化されています。ここでは、化管法について紹介します。

（1）化管法の概要

化管法の正式名称は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」で、平成11（1999）年７月13日に公布されました。その目的や対象となる化学物質、事業者、データの届出や集計、公表について次のようなことを定めています。

1）法律の目的

● 化管法の目的（第１条）

化管法は、有害な恐れのある様々な化学物質の環境への排出量等を把握することなどにより化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障を生ずることを未然に防止することを目的としています。

2）法律の概要

● 化管法の対象化学物質（第２条）

対象となる化学物質は、人の健康や生態系に有害なおそれがあるなどの性状を有するもので、環境中にどれくらい存在しているかによって「第一種指定化学物質」と「第二種指定化学物質」の二つに区分しています。

対象化学物質の選定は、有害性についての国際的な評価や排出量などを踏まえ、専門家の意見を聴いて決定しています。

● 化管法の対象事業者（第２条）

業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量等で一定の条件に合致する事業者に、環境中への排出量及び廃棄物等としての移動量についての届出を義務付けています。

● 事業者による化学物質の管理の改善の促進（第４条）

事業者は、国が定める技術的な指針（**化学物質管理指針**※1）に留意しつつ、化学物質の管理を改善・強化します。また、化学物質の環境への排出や管理の状況などについて関係者によく理解してもらえるよう努めることが求められています。

● 情報の流れ（第５条、第8～11条）

事業者による届出は都道府県を経由して国に集められ、集計されたのち、その他の排出源（家庭、農地、自動車など）からの排出量と併せて国が公表します。また、国は届出データを都道府県に提供しますので、都道府県は地域のニーズに応じてデータを集計し公表することができます。国は、国民からの請求に基づき、個別事業所のデータを開示します。

● 国による調査の実施（第12条）

国は、PRTRの集計結果などを踏まえて、環境モニタリング調査や、人の健康や生態系への影響についての調査を行います。

● 安全データシート（SDS）の交付の義務づけ（第14条）

事業者が指定化学物質やそれを含む製品を他の事業者に譲渡・提供する際に、その相手方に対して安全データシート（SDS）を交付することにより、その成分や性質、取扱い方法などに関する情報を提供することを義務付けています。

● 国及び地方公共団体による措置（第17条）

化管法では、さらに国や地方公共団体が次のような措置に努めるよう定めています。

1. 化学物質の有害性などの科学的知見の充実
2. 化学物質の有害性などのデータベースの整備と利用の促進
3. 事業者に対する技術な助言
4. 化学物質の排出や管理の状況などについての国民理解の増進
5. ３と４のための人材育成

※1 「化学物質管理指針」については、114ページをご参照ください。

（2）化管法の見直しについて

これまで化管法は、以下のような経緯をたどってきました。

・平成11（1999）年 7 月　化管法公布
・平成12（2000）年 3 月　化管法施行
・平成13（2001）年 4 月　PRTR制度がスタート
・平成14（2002）年 4 月　事業者による排出量・移動量の届出開始
・平成15（2003）年 3 月　国が届出結果の公表開始
・平成20（2008）年11月　化管法施行令改正（対象物質、業種の変更等。平成22（2010）年4月施行）
・平成22（2010）年 4 月　化管法施行規則改正（届出様式の変更等。平成23（2011）年度報告から適用）
・令和 3（2021）年10月　化管法施行令改正（対象物質変更等。令和5（2023）年4月施行）
・令和 4（2022）年 3 月　化管法施行規則改正（特別要件施設における排出量の把握追加等。令和5（2023）年4月施行（一部、公布と同時に施行））

化管法第１回見直しの結果による政省令改正の概要

平成20（2008）年11月に化管法施行令の一部が、平成22（2010）年4月に化管法施行規則の一部が改正されました。この改正では、第一種指定化学物質・第二種指定化学物質の変更や、業種及び届出事項が追加されました。

① PRTR制度及びSDS制度の対象となる「第一種指定化学物質」について、354物質から462物質に変更
② 第一種指定化学物質のうち、PRTR制度の届出のすそ切り要件がより厳しく設定されている「特定第一種指定化学物質」について12物質から15物質に変更
③ SDS制度の対象となる「第二種指定化学物質」について、81物質から100物質に変更
④ 届出を行う義務を負う事業者（第一種指定化学物質等取扱事業者）となり得る対象業種に「医療業」を追加

化管法第２回見直しの結果による政省令改正の概要

令和3（2021）年10月に化管法施行令の一部が、令和4（2022）年3月に化管法施行規則の一部が改正されました。

化管法第1回の見直しから10年が経過した平成30（2018）年に、10年間の状況を勘案した見直しが必要とされ、産業構造審議会（経済産業省）と中央環境審議会（環境省）は合同で審議会を開催し、化管法の課題や見直しの必要性及び方針等について検討を行い、令和元（2019）年6月に中央環境審議会から「今後の化学物質環境対策の在り方について（答申）」が示されました。

<主な検討結果（制度全体）>

●対象化学物質の見直しの考え方
▷対象とする候補物質（母集団）
▷有害性の判断基準・情報源
▷環境中での存在に関する判断基準
▷環境保全施策上必要な物質の追加

●特別要件施設の点検
▷水俣条約に基づく大気汚染防止法の措置（水銀濃度測定）による水銀及びその化合物の届出対象への追加

●届出データの正確性の向上
▷届出データの正確性を客観的に検証するための届出項目の精査
▷国のPRTR排出量等算出マニュアルの見直し

●災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有
▷地方公共団体による届出排出・移動量の有効活用や事業者の自主的な取組の促進

令和元(2019)年6月の答申で示された対象化学物質の見直しの考え方に基づいて、薬事・食品衛生審議会(厚生労働省)、産業構造審議会(経済産業省)、中央環境審議会(環境省)は合同会合を開催し、検討を行い、令和2(2020)年8月に中央環境審議会において「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて(答申)」が示されました。

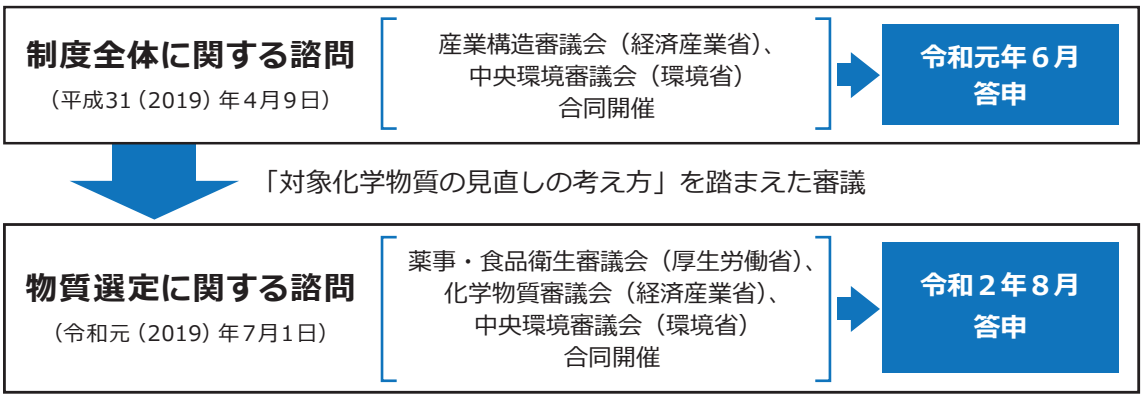

化管法の対象化学物質の見直し結果による対象化学物質の変更にあたっては、令和2(2020)年12月から令和3(2021)年1月にかけて、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集(パブリックコメント)を実施しました。令和3(2021)年10月に化管法改正政令が公布され、令和5(2023)年4月に施行されました。

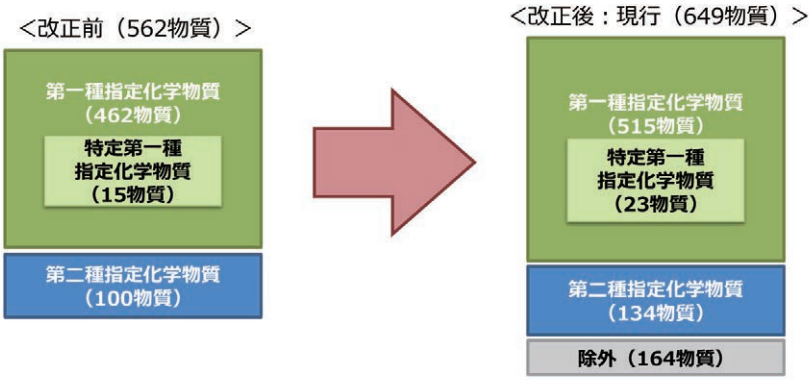

対象物質数は、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質を合わせ、562物質から649物質になりました。

また令和元(2019)年6月の答申に基づく特別要件施設の届出対象の追加や、届出様式の変更を盛り込んだ化管法改正施行規則が令和4(2022)年3月に公布されました。

令和元(2019)年6月の答申においては、これに加え、災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有が盛り込まれており、これを受けて、化管法の化学物質管理指針が令和4(2022)年11月に改正されました。

HP	令和元(2019)年 答申	https://www.env.go.jp/press/106931.html
	令和2(2020)年 答申	https://www.env.go.jp/press/108373.html
	令和3(2021)年 政令改正	https://www.env.go.jp/press/110089.html
	令和4(2022)年 規則改正	https://www.env.go.jp/press/110850.html

Column コラム 04

情報提供を受け付ける窓口

「PRTR目安箱」

化管法に基づくPRTR制度では、対象事業者は事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量・移動量を、事業者が自ら把握して主務大臣に届け出ることが義務付けられています。また、届出を行わず、または虚偽の届出をした者には、過料が適用されることが同法に規定されています。

化管法は、PRTR制度及びSDS制度の適切な実施等により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。PRTRデータは、第一種指定化学物質の排出の状況に関する理解を深める上の基本となる情報であり、その適切な届出が強く求められているところです。

このような状況から、PRTRデータの届出に関し、PRTRデータの信頼性や届出等にかかる問題について、広く国民の皆様から情報提供を受け付ける窓口として「PRTR目安箱」が設置されています。

詳しくは環境省のホームページ「PRTRインフォメーション広場＞PRTR目安箱」をご参照ください。

HP	https://www.env.go.jp/chemi/prtr/meyasubako/index.html

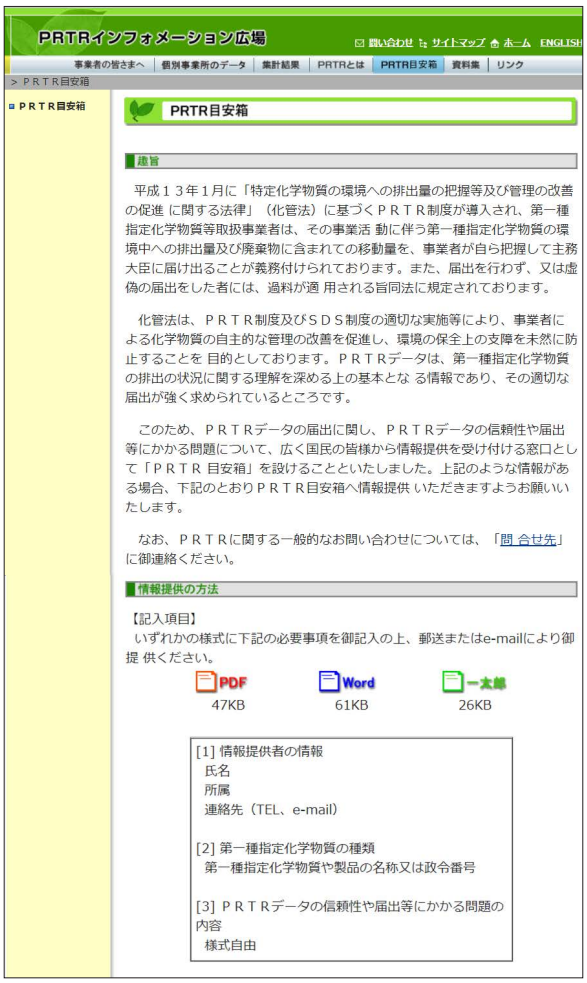

PRTRインフォメーション広場　問い合わせ　サイトマップ　ホーム　ENGLISH

事業者の皆さまへ | 個別事業所のデータ | 集計結果 | PRTRとは | PRTR目安箱 | 資料集 | リンク

＞ＰＲＴＲ目安箱

ＰＲＴＲ目安箱

PRTR目安箱

趣旨

平成１３年１月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進 に関する法律」（化管法）に基づくＰＲＴＲ制度が導入され、第一種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活 動に伴う第一種指定化学物質の環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を、事業者が自ら把握して主務大臣に届け出ることが義務付けられております。また、届出を行わず、又は虚偽の届出をした者には、過料が適 用される旨同法に規定されております。

化管法は、ＰＲＴＲ制度及びＳＤＳ制度の適切な実施等により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを 目的としております。ＰＲＴＲデータは、第一種指定化学物質の排出の状況に関する理解を深める上の基本とな る情報であり、その適切な届出が強く求められているところです。

このため、ＰＲＴＲデータの届出に関し、ＰＲＴＲデータの信頼性や届出等にかかる問題について、広く国民の皆様から情報提供を受け付ける窓口として「ＰＲＴＲ 目安箱」を設けることといたしました。上記のような情報がある場合、下記のとおりＰＲＴＲ目安箱へ情報提供 いただきますようお願いいたします。

なお、ＰＲＴＲに関する一般的なお問い合わせについては、「問 合せ先」に御連絡ください。

情報提供の方法

【記入項目】
いずれかの様式に下記の必要事項を御記入の上、郵送またはe-mailにより御提 供ください。

PDF 47KB　Word 61KB　一太郎 26KB

[1] 情報提供者の情報
氏名
所属
連絡先（TEL、e-mail）

[2] 第一種指定化学物質の種類
第一種指定化学物質や製品の名称又は政令番号

[3] ＰＲＴＲデータの信頼性や届出等にかかる問題の内容
様式自由

（3）第一種指定化学物質リスト（平成20（2008）年改正、令和３（2021）年改正）

●名称など、正式なものは環境省ホームページの対象化学物質の情報をご参照ください。
●★マークが付いているものは、**特定第一種指定化学物質**です。
※・セルの背景が灰色になっているのは、令和３（2021）年改正で削除された化学物質です。
・セルの背景が緑色になっているのは、令和３（2021）年改正で**第二種指定化学物質から第一種指定化学物質に変更**となった化学物質です。
・セルの背景が黄色になっているのは、令和３（2021）年改正で**第一種指定化学物質から第二種指定化学物質に変更**となった化学物質です。
※統合等により、令和５（2023）年度以降のPRTR届出では使用されない管理番号は背景色を灰色としています。
●平成22（2010）年度までの届出対象物質リストは、環境省ホームページの改正施行令と現行施行令における対象物質の対照表をご参照ください。

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-001	亜鉛の水溶性化合物	1-001	亜鉛の水溶性化合物	1	
1-002	亜鉛＝ビス（２－メチルプロパ－２－エノアート）			563	13189-00-9
1-003	アクリルアミド	1-002	アクリルアミド	2	79-06-1
1-004	アクリル酸エチル	1-003	アクリル酸エチル	3	140-88-5
1-005	アクリル酸２－エチルヘキシル			564	103-11-7
1-006	アクリル酸及びその水溶性塩	1-004	アクリル酸及びその水溶性塩	4	
1-007	アクリル酸２－（ジメチルアミノ）エチル	1-005	アクリル酸２－（ジメチルアミノ）エチル	5	2439-35-2
2-001	アクリル酸２－ヒドロキシエチル	1-006	アクリル酸２－ヒドロキシエチル	6	818-61-1
1-008	アクリル酸重合物			565	
1-009	アクリル酸ブチル	1-007	アクリル酸ノルマル－ブチル	7	141-32-2
1-010	アクリル酸メチル	1-008	アクリル酸メチル	8	96-33-3
1-011	アクリロニトリル	1-009	アクリロニトリル	9	107-13-1
1-012	アクロレイン	1-010	アクロレイン	10	107-02-8
		1-011	アジ化ナトリウム	11	26628-22-8
1-013	アジピン酸、（Ｎ－（２－アミノエチル）エタン－１，２－ジアミン又はＮ，Ｎ’－ビス（２－アミノエチル）エタン－１，２－ジアミン）と２－（クロロメチル）オキシランの重縮合物			566	25212-19-5
1-014	アジピン酸ジ－２－エチルヘキシル			567	103-23-1
1-015	アセチルアセトン			568	123-54-6
1-016	１－アセチル－１，２，３，４－テトラヒドロ－３－［（３－ピリジルメチル）アミノ］－６－［１，２，２，２－テトラフルオロ－１－（トリフルオロメチル）エチル］キナゾリン－２－オン（別名：ピリフルキナゾン）			569	337458-27-2
★1-017	アセトアルデヒド	1-012	アセトアルデヒド	12	75-07-0
		1-013	アセトニトリル	13	75-05-8
1-018	アセトンシアノヒドリン	1-014	アセトンシアノヒドリン	14	75-86-5
1-019	アセナフテン	1-015	アセナフテン	15	83-32-9

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
		1-016	２，２′－アゾビスイソブチロニトリル	16	78-67-1
		1-017	オルト－アニシジン	17	90-04-0
1-020	アニリン	1-018	アニリン	18	62-53-3
2-003	１－アミノ－９，１０－アントラキノン	1-019	１－アミノ－９，１０－アントラキノン	19	82-45-1
1-021	２－アミノエタノール	1-020	２－アミノエタノール	20	141-43-5
1-022	５－アミノ－４－クロロ－２－フェニルピリダジン－３（２Ｈ）－オン（別名：クロリダゾン）	1-021	５－アミノ－４－クロロ－２－フェニルピリダジン－３（２Ｈ）－オン（別名クロリダゾン）	21	1698-60-8
1-023	５－アミノ－１－［２，６－ジクロロ－４－（トリフルオロメチル）フェニル］－３－シアノ－４－［（トリフルオロメチル）スルフィニル］ピラゾール（別名：フィプロニル）	1-022	５－アミノ－１－［２，６－ジクロロ－４－（トリフルオロメチル）フェニル］－３－シアノ－４－［（トリフルオロメチル）スルフィニル］ピラゾール（別名フィプロニル）	22	120068-37-3
1-024	オルト－アミノフェノール			570	95-55-6
1-025	パラ－アミノフェノール	1-023	パラ－アミノフェノール	23	123-30-8
		1-024	メタ－アミノフェノール	24	591-27-5
1-026	４－アミノ－６－ターシャリ－ブチル－３－メチルチオ－１，２，４－トリアジン－５（４Ｈ）－オン（別名：メトリブジン）	1-025	４－アミノ－６－ターシャリ－ブチル－３－メチルチオ－１，２，４－トリアジン－５（４Ｈ）－オン（別名メトリブジン）	25	21087-64-9
		1-026	３－アミノ－１－プロペン	26	107-11-9
1-027	４－アミノ－３－メチル－６－フェニル－１，２，４－トリアジン－５（４Ｈ）－オン（別名：メタミトロン）	1-027	４－アミノ－３－メチル－６－フェニル－１，２，４－トリアジン－５（４Ｈ）－オン（別名メタミトロン）	27	41394-05-2
1-028	アリルアルコール	1-028	アリルアルコール	28	107-18-6
1-029	１－アリルオキシ－２，３－エポキシプロパン	1-029	１－アリルオキシ－２，３－エポキシプロパン	29	106-92-3
1-030	３－アリルオキシ－１，２－ベンゾイソチアゾール－１，１－ジオキシド（別名：プロベナゾール）			571	27605-76-1
1-031	４－アリル－１，２－ジメトキシベンゼン	2-006	４－アリル－１，２－ジメトキシベンゼン	468	93-15-2
1-032	アリル＝ヘキサノアート			572	123-68-2
1-033	アリル＝ヘプタノアート			573	142-19-8
1-034	アルカノール（炭素数が１０のものに限る。）（別名：デカノール）	1-257	デシルアルコール（別名デカノール）【名称変更】	257	112-30-1, 1120-06-5, 1565-81-7, 2051-31-2, 5205-34-5, 25339-17-7, 36729-58-5
1-035	［（３－アルカンアミドプロピル）（ジメチル）アンモニオ］アセタート（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が８、１０、１２、１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。）及び（Ｚ）－［［３－（オクタデカ－９－エンアミド）プロピル］（ジメチル）アンモニオ］アセタート並びにこれらの混合物			574	
1-036	（３－アルカンアミドプロピル）（メチル）［２－（アルカノイルオキシ）エチル］アンモニウム＝クロリド（アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。）			575	

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-037	アルカン－１－アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が８、１０、１２、１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。)、(Ｚ)－オクタデカ－９－エン－１－アミン及び(９Ｚ,１２Ｚ)－オクタデカ－９,１２－ジエン－１－アミン並びにこれらの混合物			576	
1-038	アルカン－１－アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が８、１０、１２、１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。)のオキシラン重付加物、(Ｚ)－オクタデカ－９－エン－１－アミンのオキシラン重付加物及び(９Ｚ,１２Ｚ)－オクタデカ－９,１２－ジエン－１－アミンのオキシラン重付加物の混合物			577	61791-26-2
1-039	アルファ－アルキル－オメガ－ヒドロキシポリ(オキシエタン－１,２－ジイル)(アルキル基の炭素数が１６から１８までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が１,０００未満のものに限る。)及びアルファ－アルケニル－オメガ－ヒドロキシポリ(オキシエタン－１,２－ジイル)(アルケニル基の炭素数が１６から１８までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が１,０００未満のものに限る。)並びにこれらの混合物			578	
1-040	アルファ－アルキル－オメガ－ヒドロキシポリ[オキシエタン－１,２－ジイル／オキシ(メチルエタン－１,２－ジイル)](アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が９から１１までのものの混合物(当該アルキル基の炭素数が１０のものを主成分とするものに限る。)に限る。)			579	154518-36-2
1-041	アルファ－アルキル－オメガ－ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(アルキル基の炭素数が９から１１までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が１,０００未満のものに限る。)			580	
1-042	アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が９のものに限る。)	1-320	ノニルフェノール【名称変更】	320	25154-52-3
1-043	パラ－アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が８のものに限る。)	1-074	パラ－オクチルフェノール【名称変更】	74	1806-26-4
1-044	アルキル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の炭素数が１２から１６までのもの及びその混合物に限る。)			581	
1-045	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が１０から１４までのもの及びその混合物に限る。)	1-030	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が１０から１４までのもの及びその混合物に限る。)	30	
1-046	アルミニウム＝トリス(エチル＝ホスホナート)(別名:ホセチル又はホセチルアルミニウム)			582	39148-24-8
1-047	安息香酸ベンジル			583	120-51-4
1-048	アンチモン及びその化合物	1-031	アンチモン及びその化合物	31	
1-049	アントラセン	1-032	アントラセン	32	120-12-7
1-050	アントラセン－９,１０－ジオン(別名:アントラキノン)			584	84-65-1
★1-051	石綿	★1-033	石綿	33	1332-21-4

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-052	アルファ－(イソシアナトベンジル)－オメガ－(イソシアナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニレン)メチレン]			585	9016-87-9
1-053	３－イソシアナトメチル－３,５,５－トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート	1-034	３－イソシアナトメチル－３,５,５－トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート	34	4098-71-9
		1-035	イソブチルアルデヒド	35	78-84-2
1-054	イソプレン	1-036	イソプレン	36	78-79-5
1-055	４,４′－イソプロピリデンジフェノール(別名:ビスフェノールＡ)	1-037	４,４′－イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールＡ)	37	80-05-7
		1-038	２,２′－{イソプロピリデンビス[(２,６－ジブロモ－４,１－フェニレン)オキシ]}ジエタノール	38	4162-45-2
		1-039	Ｎ－イソプロピルアミノホスホン酸Ｏ－エチル－Ｏ－(３－メチル－４－メチルチオフェニル)(別名フェナミホス)	39	22224-92-6
1-056	イソプロピル＝３－クロロカルバニラート(別名:クロルプロファム又はＩＰＣ)			586	101-21-3
1-057	３－(４－イソプロピルフェニル)－２－メチルプロパナール			587	103-95-7
1-058	４－イソプロピル－３－メチルフェノール			588	3228-02-2
1-059	イソプロピル＝２－(４－メトキシビフェニル－３－イル)ヒドラジノホルマート(別名:ビフェナゼート)	1-040	イソプロピル＝２－(４－メトキシビフェニル－３－イル)ヒドラジノホルマート(別名ビフェナゼート)	40	149877-41-8
1-060	３′－イソプロポキシ－２－トリフルオロメチルベンズアニリド(別名:フルトラニル)	1-041	３′－イソプロポキシ－２－トリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル)	41	66332-96-5
2-006	２－イミダゾリジンチオン	1-042	２－イミダゾリジンチオン	42	96-45-7
2-007	１,１′－[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名:イミノクタジン)	1-043	１,１′－[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名イミノクタジン)	43	13516-27-3
1-061	１,１′－(イミノジオクタメチレン)ジグアニジン＝トリアセタート(別名:イミノクタジン酢酸塩)			589	57520-17-9
1-062	インジウム及びその化合物	1-044	インジウム及びその化合物	44	
		1-045	エタンチオール	45	75-08-1
1-063	エチリデンノルボルネン			590	16219-75-3
1-064	エチル＝２－[４－(６－クロロ－２－キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名:キザロホップエチル)	1-046	エチル＝２－[４－(６－クロロ－２－キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名キザロホップエチル)	46	76578-14-8
1-065	エチルシクロヘキサン			591	1678-91-7
1-066	５－エチル－５,８－ジヒドロ－８－オキソ－[１,３]ジオキソロ[４,５－ｇ]キノリン－７－カルボン酸(別名:オキソリニック酸)			592	14698-29-4
1-067	Ｎ－エチル－Ｎ,Ｎ－ジメチルテトラデカン－１－アミニウムの塩			593	
1-068	Ｏ－エチル＝Ｏ－(６－ニトロ－メタ－トリル)＝セカンダリ－ブチルホスホルアミドチオアート(別名:ブタミホス)	1-047	Ｏ－エチル＝Ｏ－(６－ニトロ－メタ－トリル)＝セカンダリ－ブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)	47	36335-67-8
1-069	Ｏ－エチル＝Ｏ－４－ニトロフェニル＝フェニルホスホノチオアート(別名:ＥＰＮ)	1-048	Ｏ－エチル＝Ｏ－４－ニトロフェニル＝フェニルホスホノチオアート(別名ＥＰＮ)	48	2104-64-5

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-070	Ｎ－(１－エチルプロピル)－２,６－ジニトロ－３,４－キシリジン(別名:ペンディメタリン)	1-049	Ｎ－(１－エチルプロピル)－２,６－ジニトロ－３,４－キシリジン(別名ペンディメタリン)	49	40487-42-1
1-071	Ｓ－エチル＝ヘキサヒドロ－１Ｈ－アゼピン－１－カルボチオアート(別名:モリネート)	1-050	Ｓ－エチル＝ヘキサヒドロ－１Ｈ－アゼピン－１－カルボチオアート(別名モリネート)	50	2212-67-1
		1-051	２－エチルヘキサン酸	51	149-57-5
1-072	エチル＝(Ｚ)－３－[Ｎ－ベンジル－Ｎ－[[メチル(１－メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名:アラニカルブ)	1-052	エチル＝(Ｚ)－３－(Ｎ－ベンジル－Ｎ－{[メチル(１－メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ}アミノ)プロピオナート(別名アラニカルブ)	52	83130-01-2
1-073	エチルベンゼン	1-053	エチルベンゼン	53	100-41-4
1-074	Ｏ－エチル＝Ｓ－１－メチルプロピル＝(２－オキソ－３－チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名:ホスチアゼート)	1-054	Ｏ－エチル＝Ｓ－１－メチルプロピル＝(２－オキソ－３－チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)	54	98886-44-3
		1-055	エチレンイミン	55	151-56-4
★1-075	エチレンオキシド	★1-056	エチレンオキシド	56	75-21-8
1-076	エチレングリコールモノエチルエーテル	1-057	エチレングリコールモノエチルエーテル	57	110-80-5
1-077	エチレングリコールモノブチルエーテル(別名:ブチルセロソルブ)			594	111-76-2
1-078	エチレングリコールモノメチルエーテル	1-058	エチレングリコールモノメチルエーテル	58	109-86-4
1-079	エチレンジアミン	1-059	エチレンジアミン	59	107-15-3
1-080	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	1-060	エチレンジアミン四酢酸	60	60-00-4
				595	60-00-4
1-081	Ｎ,Ｎ′－エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名:マンネブ)	1-061	Ｎ,Ｎ′－エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名マンネブ)	61	12427-38-2
1-082	Ｎ,Ｎ′－エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとＮ,Ｎ′－エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名:マンコゼブ又はマンゼブ)	1-062	Ｎ,Ｎ′－エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとＮ,Ｎ′－エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)	62	8018-01-7
1-083	１,１′－エチレン－２,２′－ビピリジニウム＝ジブロミド(別名:ジクアトジブロミド又はジクワット)	1-063	１,１′－エチレン－２,２′－ビピリジニウム＝ジブロミド(別名ジクアトジブロミド又はジクワット)	63	85-00-7
1-084	(４－エトキシフェニル)[３－(４－フルオロ－３－フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン(別名:シラフルオフェン)			596	105024-66-6
1-085	２－(４－エトキシフェニル)－２－メチルプロピル＝３－フェノキシベンジルエーテル(別名:エトフェンプロックス)	1-064	２－(４－エトキシフェニル)－２－メチルプロピル＝３－フェノキシベンジルエーテル(別名エトフェンプロックス)	64	80844-07-1
1-086	エピクロロヒドリン	1-065	エピクロロヒドリン	65	106-89-8
1-087	１,２－エポキシブタン	1-066	１,２－エポキシブタン	66	106-88-7
2-010	２,３－エポキシ－１－プロパノール	1-067	２,３－エポキシ－１－プロパノール	67	556-52-5
1-088	１,２－エポキシプロパン(別名:酸化プロピレン)	1-068	１,２－エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	68	75-56-9
		1-069	２,３－エポキシプロピル＝フェニルエーテル	69	122-60-1

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
2-012	エマメクチン安息香酸塩(別名:エマメクチンＢ１ａ安息香酸塩及びエマメクチンＢ１ｂ安息香酸塩の混合物)	1-070	エマメクチン安息香酸塩(別名エマメクチンＢ１ａ安息香酸塩及びエマメクチンＢ１ｂ安息香酸塩の混合物)	70	155569-91-8
		1-071	塩化第二鉄	71	7705-08-0
1-089	塩化パラフィン(炭素数が１０から１３までのもの及びその混合物に限る。)	1-072	塩化パラフィン(炭素数が１０から１３までのもの及びその混合物に限る。)	72	85535-84-8
1-090	塩化直鎖パラフィン(炭素数が１４から１７までのもの及びその混合物に限る。)			597	
1-091	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩			598	7790-93-4
1-092	オキサシクロヘキサデカン－２－オン			599	106-02-5
1-093	４,４′－オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	2-015	４,４′－オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	477	80-51-3
1-094	１－オクタノール	1-073	１－オクタノール	73	111-87-5
1-095	オクタブロモジフェニルエーテル			600	32536-52-0
1-096	オクタメチルシクロテトラシロキサン			601	556-67-2
1-097	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩			602	
1-098	過酢酸			603	79-21-0
1-043（再掲）	パラ－アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が８のものに限る。)	1-074（再掲）	パラ－オクチルフェノール【名称変更】	74	1806-26-4
★1-099	カドミウム及びその化合物	★1-075	カドミウム及びその化合物	75	
		1-076	イプシロン－カプロラクタム	76	105-60-2
		1-077	カルシウムシアナミド	77	156-62-7
1-100	カリウム＝ジエチルジチオカルバマート			604	3699-30-7
1-101	２,４－キシレノール	1-078	２,４－キシレノール	78	105-67-9
1-102	２,６－キシレノール	1-079	２,６－キシレノール	79	576-26-1
1-103	キシレン	1-080	キシレン	80	1330-20-7
1-104	キノリン	1-081	キノリン	81	91-22-5
1-105	銀及びその水溶性化合物	1-082	銀及びその水溶性化合物	82	
1-106	クメン	1-083	クメン	83	98-82-8
1-107	グリオキサール	1-084	グリオキサール	84	107-22-2
1-108	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩			605	
1-109	グルタルアルデヒド	1-085	グルタルアルデヒド	85	111-30-8
1-110	クレゾール	1-086	クレゾール	86	1319-77-3
1-111	クロム及び三価クロム化合物	1-087	クロム及び三価クロム化合物	87	
★1-112	六価クロム化合物	★1-088	六価クロム化合物	88	
1-113	クロロアニリン	1-089	クロロアニリン	89	95-51-2, 106-47-8, 108-42-9, 27134-26-5
1-114	１－(２－クロロイミダゾ[１,２－ａ]ピリジン－３－イルスルホニル)－３－(４,６－ジメトキシピリミジン－２－イル)尿素(別名:イマゾスルフロン)			606	122548-33-8

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-115	２－クロロ－４－エチルアミノ－６－イソプロピルアミノ－１，３，５－トリアジン(別名:アトラジン)	1-090	２－クロロ－４－エチルアミノ－６－イソプロピルアミノ－１，３，５－トリアジン(別名アトラジン)	90	1912-24-9
1-116	２－(４－クロロ－６－エチルアミノ－１，３，５－トリアジン－２－イル)アミノ－２－メチルプロピオノニトリル(別名:シアナジン)	1-091	２－(４－クロロ－６－エチルアミノ－１，３，５－トリアジン－２－イル)アミノ－２－メチルプロピオノニトリル(別名シアナジン)	91	21725-46-2
1-117	４－クロロ－３－エチル－１－メチル－Ｎ－[４－(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール－５－カルボキサミド(別名:トルフェンピラド)	1-092	４－クロロ－３－エチル－１－メチル－Ｎ－[４－(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール－５－カルボキサミド(別名トルフェンピラド)	92	129558-76-5
1-118	２－クロロ－２′－エチル－Ｎ－(２－メトキシ－１－メチルエチル)－６′－メチルアセトアニリド(別名:メトラクロール)	1-093	２－クロロ－２′－エチル－Ｎ－(２－メトキシ－１－メチルエチル)－６′－メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)	93	51218-45-2
1-119	２－クロロ－２′－エチル－Ｎ－[(１Ｓ)－２－メトキシ－１－メチルエチル]－６′－メチルアセトアニリド及び２－クロロ－２′－エチル－Ｎ－[(１Ｒ)－２－メトキシ－１－メチルエチル]－６′－メチルアセトアニリドの混合物(２－クロロ－２′－エチル－Ｎ－[(１Ｓ)－２－メトキシ－１－メチルエチル]－６′－メチルアセトアニリドの含有率が８０重量パーセント以上のものに限る。)(別名:Ｓ－メトラクロール)			607	87392-12-9, 178961-20-1*16
★1-120	クロロエチレン(別名:塩化ビニル)	★1-094	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	94	75-01-4
1-121	３－クロロ－Ｎ－(３－クロロ－５－トリフルオロメチル－２－ピリジル)－アルファ,アルファ,アルファ－トリフルオロ－２，６－ジニトロ－パラ－トルイジン(別名:フルアジナム)	1-095	３－クロロ－Ｎ－(３－クロロ－５－トリフルオロメチル－２－ピリジル)－アルファ,アルファ,アルファ－トリフルオロ－２，６－ジニトロ－パラ－トルイジン(別名フルアジナム)	95	79622-59-6
1-122	１－[[２－[２－クロロ－４－(４－クロロフェノキシ)フェニル]－４－メチル－１，３－ジオキソラン－２－イル]メチル]－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール(別名:ジフェノコナゾール)	1-096	１－({２－[２－クロロ－４－(４－クロロフェノキシ)フェニル]－４－メチル－１，３－ジオキソラン－２－イル}メチル)－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)	96	119446-68-3
		1-097	１－クロロ－２－(クロロメチル)ベンゼン	97	611-19-8
1-123	クロロ酢酸	1-098	クロロ酢酸	98	79-11-8
		1-099	クロロ酢酸エチル	99	105-39-5
1-124	２－クロロ－２′，６′－ジエチル－Ｎ－(２－プロポキシエチル)アセトアニリド(別名:プレチラクロール)	1-100	２－クロロ－２′，６′－ジエチル－Ｎ－(２－プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチラクロール)	100	51218-49-6
1-125	２－クロロ－２′，６′－ジエチル－Ｎ－(メトキシメチル)アセトアニリド(別名:アラクロール)	1-101	２－クロロ－２′，６′－ジエチル－Ｎ－(メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール)	101	15972-60-8
		1-102	１－クロロ－２，４－ジニトロベンゼン	102	97-00-7
1-126	３－(４－クロロ－５－シクロペンチルオキシ－２－フルオロフェニル)－５－イソプロピリデン－１，３－オキサゾリジン－２，４－ジオン(別名:ペントキサゾン)			608	110956-75-7
1-127	５－クロロ－２－(２，４－ジクロロフェノキシ)フェノール(別名:トリクロサン)			609	3380-34-5
1-128	(ＲＳ)－５－クロロ－Ｎ－(１，３－ジヒドロ－１，１，３－トリメチルイソベンゾフラン－４－イル)－１，３－ジメチル－１Ｈ－ピラゾール－４－カルボキサミド(別名:フラメトピル)			610	123572-88-3

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-129	１－クロロ－１，１－ジフルオロエタン(別名:ＨＣＦＣ－１４２ｂ)	1-103	１－クロロ－１，１－ジフルオロエタン(別名ＨＣＦＣ－１４２ｂ)	103	75-68-3
1-130	クロロジフルオロメタン(別名:ＨＣＦＣ－２２)	1-104	クロロジフルオロメタン(別名ＨＣＦＣ－２２)	104	75-45-6
1-131	３′－クロロ－４，４′－ジメチル－１，２，３－チアジアゾール－５－カルボキサニリド(別名:チアジニル)			611	223580-51-6
1-132	(ＲＳ)－２－クロロ－Ｎ－(２，４－ジメチル－３－チエニル)－Ｎ－(２－メトキシ－１－メチルエチル)アセトアミド(別名:ジメテナミド)			612	87674-68-8
1-133	(Ｓ)－２－クロロ－Ｎ－(２，４－ジメチル－３－チエニル)－Ｎ－(２－メトキシ－１－メチルエチル)アセトアミド(別名:ジメテナミドＰ)			613	163515-14-8
1-134	３－クロロ－Ｎ－(４，６－ジメトキシピリミジン－２－イルカルバモイル)－１－メチル－４－(５－メチル－５，６－ジヒドロ－１，４，２－ジオキサジン－３－イル)ピラゾール－５－スルホンアミド(別名:メタゾスルフロン)			614	868680-84-6
1-135	３－(２－クロロ－１，３－チアゾール－５－イルメチル)－５－メチル－Ｎ－ニトロ－１，３，５－オキサジアジナン－４－イミン(別名:チアメトキサム)			615	153719-23-4
1-136	(Ｅ)－１－(２－クロロ－１，３－チアゾール－５－イルメチル)－３－メチル－２－ニトログアニジン(別名:クロチアニジン)			616	210880-92-5
1-137	２－クロロ－１，１，１，２－テトラフルオロエタン(別名:ＨＣＦＣ－１２４)	1-105	２－クロロ－１，１，１，２－テトラフルオロエタン(別名ＨＣＦＣ－１２４)	105	2837-89-0
1-138	クロロトリフルオロエタン(別名:ＨＣＦＣ－１３３)	1-106	クロロトリフルオロエタン(別名ＨＣＦＣ－１３３)	106	
		1-107	クロロトリフルオロメタン(別名ＣＦＣ－１３)	107	75-72-9
1-139	(ＲＳ)－２－(４－クロロ－オルト－トリルオキシ)プロピオン酸(別名:メコプロップ)	1-108	(ＲＳ)－２－(４－クロロ－オルト－トリルオキシ)プロピオン酸(別名メコプロップ)	108	93-65-2, 7085-19-0
2-020	オルト－クロロトルエン	1-109	オルト－クロロトルエン	109	95-49-8
2-021	パラ－クロロトルエン	1-110	パラ－クロロトルエン	110	106-43-4
		1-111	２－クロロ－４－ニトロアニリン	111	121-87-9
		1-112	２－クロロニトロベンゼン	112	88-73-3
1-140	２－クロロ－４，６－ビス(エチルアミノ)－１，３，５－トリアジン(別名:シマジン又はＣＡＴ)	1-113	２－クロロ－４，６－ビス(エチルアミノ)－１，３，５－トリアジン(別名シマジン又はＣＡＴ)	113	122-34-9
2-023	(ＲＳ)－２－[２－(３－クロロフェニル)－２，３－エポキシプロピル]－２－エチルインダン－１，３－ジオン(別名:インダノファン)	1-114	(ＲＳ)－２－[２－(３－クロロフェニル)－２，３－エポキシプロピル]－２－エチルインダン－１，３－ジオン(別名インダノファン)	114	133220-30-1
1-141	トランス－Ｎ－(６－クロロ－３－ピリジルメチル)－Ｎ′－シアノ－Ｎ－メチルアセトアミジン(別名:アセタミプリド)			617	135410-20-7
1-142	１－(６－クロロ－３－ピリジルメチル)－Ｎ－ニトロイミダゾリジン－２－イリデンアミン(別名:イミダクロプリド)			618	138261-41-3
1-143	３－(６－クロロピリジン－３－イルメチル)－１，３－チアゾリジン－２－イリデンシアナミド(別名:チアクロプリド)			619	111988-49-9

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-144	４－(２－クロロフェニル)－Ｎ－シクロヘキシル－Ｎ－エチル－４,５－ジヒドロ－５－オキソ－１Ｈ－テトラゾール－１－カルボキサミド(別名:フェントラザミド)	1-115	４－(２－クロロフェニル)－Ｎ－シクロヘキシル－Ｎ－エチル－４,５－ジヒドロ－５－オキソ－１Ｈ－テトラゾール－１－カルボキサミド(別名フェントラザミド)	115	158237-07-1
2-024	(４ＲＳ,５ＲＳ)－５－(４－クロロフェニル)－Ｎ－シクロヘキシル－４－メチル－２－オキソ－１,３－チアゾリジン－３－カルボキサミド(別名:ヘキシチアゾクス)	1-116	(４ＲＳ,５ＲＳ)－５－(４－クロロフェニル)－Ｎ－シクロヘキシル－４－メチル－２－オキソ－１,３－チアゾリジン－３－カルボキサミド(別名ヘキシチアゾクス)	116	78587-05-0
1-145	(ＲＳ)－１－パラ－クロロフェニル－４,４－ジメチル－３－(１Ｈ－１,２,４－トリアゾール－１－イルメチル)ペンタン－３－オール(別名:テブコナゾール)	1-117	(ＲＳ)－１－パラ－クロロフェニル－４,４－ジメチル－３－(１Ｈ－１,２,４－トリアゾール－１－イルメチル)ペンタン－３－オール(別名テブコナゾール)	117	107534-96-3
2-028	２－(４－クロロフェニル)－２－(１Ｈ－１,２,４－トリアゾール－１－イルメチル)ヘキサンニトリル(別名:ミクロブタニル)	1-118	２－(４－クロロフェニル)－２－(１Ｈ－１,２,４－トリアゾール－１－イルメチル)ヘキサンニトリル(別名ミクロブタニル)	118	88671-89-0
2-030	(ＲＳ)－４－(４－クロロフェニル)－２－フェニル－２－(１Ｈ－１,２,４－トリアゾール－１－イルメチル)ブチロニトリル(別名:フェンブコナゾール)	1-119	(ＲＳ)－４－(４－クロロフェニル)－２－フェニル－２－(１Ｈ－１,２,４－トリアゾール－１－イルメチル)ブチロニトリル(別名フェンブコナゾール)	119	114369-43-6
		1-120	オルト－クロロフェノール	120	95-57-8
1-146	パラ－クロロフェノール	1-121	パラ－クロロフェノール	121	106-48-9
		1-122	２－クロロプロピオン酸	122	598-78-7
1-147	３－クロロプロペン(別名:塩化アリル)	1-123	３－クロロプロペン(別名塩化アリル)	123	107-05-1
1-148	１－(２－クロロベンジル)－３－(１－メチル－１－フェニルエチル)尿素(別名:クミルロン)	1-124	１－(２－クロロベンジル)－３－(１－メチル－１－フェニルエチル)ウレア(別名クミルロン)	124	99485-76-4
1-149	クロロベンゼン	1-125	クロロベンゼン	125	108-90-7
1-150	クロロペンタフルオロエタン(別名:ＣＦＣ－１１５)	1-126	クロロペンタフルオロエタン(別名ＣＦＣ－１１５)	126	76-15-3
1-151	クロロホルム	1-127	クロロホルム	127	67-66-3
1-152	２－[２－クロロ－４－メシル－３－[(テトラヒドロフラン－２－イルメトキシ)メチル]ベンゾイル]シクロヘキサン－１,３－ジオン(別名:テフリルトリオン)			620	473278-76-1
1-153	３－(２－クロロ－４－メシルベンゾイル)－４－フェニルスルファニルビシクロ[３.２.１]オクタ－３－エン－２－オン(別名:ベンゾビシクロン)			621	156963-66-5
1-154	クロロメタン	1-128	クロロメタン(別名塩化メチル)	128	74-87-3
		1-129	４－クロロ－３－メチルフェノール	129	59-50-7
		1-130	(４－クロロ－２－メチルフェノキシ)酢酸(別名ＭＣＰ又はＭＣＰＡ)	130	94-74-6
2-033	３－クロロ－２－メチル－１－プロペン	1-131	３－クロロ－２－メチル－１－プロペン	131	563-47-3
1-155	(Ｅ)－Ｎ－[２－クロロ－５－[１－(６－メチルピリジン－２－イルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバミン酸メチル(別名:ピリベンカルブ)			622	799247-52-2
1-156	コバルト及びその化合物	1-132	コバルト及びその化合物	132	

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-157	酢酸２－エトキシエチル(別名:エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	1-133	酢酸２－エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	133	111-15-9
1-158	酢酸ビニル	1-134	酢酸ビニル	134	108-05-4
1-159	酢酸ヘキシル			623	142-92-7
1-160	酢酸２－メトキシエチル(別名:エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	1-135	酢酸２－メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	135	110-49-6
		1-136	サリチルアルデヒド	136	90-02-8
2-036	シアナミド	1-137	シアナミド	137	420-04-2
2-037	(ＲＳ)－２－シアノ－Ｎ－[(Ｒ)－１－(２,４－ジクロロフェニル)エチル]－３,３－ジメチルブチラミド(別名:ジクロシメット)	1-138	(ＲＳ)－２－シアノ－Ｎ－[(Ｒ)－１－(２,４－ジクロロフェニル)エチル]－３,３－ジメチルブチラミド(別名ジクロシメット)	138	139920-32-4
2-040	(Ｓ)－アルファ－シアノ－３－フェノキシベンジル＝(１Ｒ,３Ｓ)－２,２－ジメチル－３－(１,２,２,２－テトラブロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名:トラロメトリン)	1-139	(Ｓ)－アルファ－シアノ－３－フェノキシベンジル＝(１Ｒ,３Ｓ)－２,２－ジメチル－３－(１,２,２,２－テトラブロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラロメトリン)	139	66841-25-6
2-041	(ＲＳ)－アルファ－シアノ－３－フェノキシベンジル＝２,２,３,３－テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:フェンプロパトリン)	1-140	(ＲＳ)－アルファ－シアノ－３－フェノキシベンジル＝２,２,３,３－テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名フェンプロパトリン)	140	39515-41-8
1-161	サリチル酸メチル			624	119-36-8
1-162	トランス－１－(２－シアノ－２－メトキシイミノアセチル)－３－エチル尿素(別名:シモキサニル)	1-141	トランス－１－(２－シアノ－２－メトキシイミノアセチル)－３－エチルウレア(別名シモキサニル)	141	57966-95-7
		1-142	２,４－ジアミノアニソール	142	615-05-4
1-163	４,４'－ジアミノジフェニルエーテル	1-143	４,４'－ジアミノジフェニルエーテル	143	101-80-4
1-164	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	1-144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	144	
		1-145	２－(ジエチルアミノ)エタノール	145	100-37-8
1-165	ジイソプロピルナフタレン			625	38640-62-9
1-166	ジエタノールアミン			626	111-42-2
1-167	Ｏ－２－ジエチルアミノ－６－メチルピリミジン－４－イル＝Ｏ,Ｏ－ジメチル＝ホスホロチオアート(別名:ピリミホスメチル)	1-146	Ｏ－２－ジエチルアミノ－６－メチルピリミジン－４－イル＝Ｏ,Ｏ－ジメチル＝ホスホロチオアート(別名ピリミホスメチル)	146	29232-93-7
1-168	Ｎ,Ｎ－ジエチルチオカルバミン酸Ｓ－４－クロロベンジル(別名:チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	1-147	Ｎ,Ｎ－ジエチルチオカルバミン酸Ｓ－４－クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	147	28249-77-6
1-169	Ｎ,Ｎ－ジエチル－３－(２,４,６－トリメチルフェニルスルホニル)－１Ｈ－１,２,４－トリアゾール－１－カルボキサミド(別名:カフェンストロール)	1-148	Ｎ,Ｎ－ジエチル－３－(２,４,６－トリメチルフェニルスルホニル)－１Ｈ－１,２,４－トリアゾール－１－カルボキサミド(別名カフェンストロール)	148	125306-83-4
1-170	ジエチレングリコールモノブチルエーテル			627	112-34-5
1-171	四塩化炭素	1-149	四塩化炭素	149	56-23-5
1-172	１,４－ジオキサシクロヘプタデカン－５,１７－ジオン			628	105-95-3

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-173	１，４－ジオキサン	1-150	１，４－ジオキサン	150	123-91-1
		1-151	１，３－ジオキソラン	151	646-06-0
1-174	１，３－ジカルバモイルチオ－２－（Ｎ，Ｎ－ジメチルアミノ）－プロパン（別名：カルタップ）	1-152	１，３－ジカルバモイルチオ－２－（Ｎ，Ｎ－ジメチルアミノ）－プロパン（別名カルタップ）	152	15263-53-3
1-175	シクロヘキサ－１－エン－１，２－ジカルボキシイミドメチル＝（１ＲＳ）－シス－トランス－２，２－ジメチル－３－（２－メチルプロパ－１－エニル）シクロプロパンカルボキシラート（別名：テトラメトリン）	1-153	シクロヘキサ－１－エン－１，２－ジカルボキシイミドメチル＝（１ＲＳ）－シス－トランス－２，２－ジメチル－３－（２－メチルプロパ－１－エニル）シクロプロパンカルボキシラート（別名テトラメトリン）	153	7696-12-0
1-176	シクロヘキサン			629	110-82-7
1-177	シクロヘキシリデン（フェニル）アセトニトリル			630	10461-98-0
1-178	シクロヘキシルアミン	1-154	シクロヘキシルアミン	154	108-91-8
2-045	Ｎ－（シクロヘキシルチオ）フタルイミド	1-155	Ｎ－（シクロヘキシルチオ）フタルイミド	155	17796-82-6
1-179	シクロヘキセン			631	110-83-8
1-180	ジクロロアニリン	1-156	ジクロロアニリン	156	27134-27-6
1-181	１，２－ジクロロエタン	1-157	１，２－ジクロロエタン	157	107-06-2
1-182	１，１－ジクロロエチレン（別名：塩化ビニリデン）	1-158	１，１－ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	158	75-35-4
1-183	１，２－ジクロロエチレン	1-159	シス－１，２－ジクロロエチレン	159	156-59-2
		2-024	トランス－１，２－ジクロロエチレン	486	156-60-5
				632	156-59-2, 156-60-5, 540-59-0
1-184	４，５－ジクロロ－２－オクチルイソチアゾール－３（２Ｈ）－オン			633	64359-81-5
1-185	３，４－ジクロロ－２′－シアノ－１，２－チアゾール－５－カルボキサニリド（別名：イソチアニル）			634	224049-04-1
★1-186	３，３′－ジクロロ－４，４′－ジアミノジフェニルメタン	1-160	３，３′－ジクロロ－４，４′－ジアミノジフェニルメタン	160	101-14-4
1-187	ジクロロジフルオロメタン（別名：ＣＦＣ－１２）	1-161	ジクロロジフルオロメタン（別名ＣＦＣ－１２）	161	75-71-8
1-188	３，５－ジクロロ－Ｎ－（１，１－ジメチル－２－プロピニル）ベンズアミド（別名：プロピザミド）	1-162	３，５－ジクロロ－Ｎ－（１，１－ジメチル－２－プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）	162	23950-58-5
1-189	ジクロロテトラフルオロエタン（別名：ＣＦＣ－１１４）	1-163	ジクロロテトラフルオロエタン（別名ＣＦＣ－１１４）	163	
1-190	２，２－ジクロロ－１，１，１－トリフルオロエタン（別名：ＨＣＦＣ－１２３）	1-164	２，２－ジクロロ－１，１，１－トリフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ－１２３）	164	306-83-2
1-191	２′，４－ジクロロ－アルファ，アルファ，アルファ－トリフルオロ－４′－ニトロ－メタ－トルエンスルホンアニリド（別名：フルスルファミド）			635	106917-52-6
1-192	Ｏ－（２，６－ジクロロ－パラ－トリル）＝Ｏ，Ｏ－ジメチル＝ホスホロチオアート（別名：トルクロホスメチル）			636	57018-04-9
1-193	２－［４－（２，４－ジクロロ－メタ－トルオイル）－１，３－ジメチル－５－ピラゾリルオキシ］－４－メチルアセトフェノン（別名：ベンゾフェナップ）	2-028	２－［４－（２，４－ジクロロ－メタ－トルオイル）－１，３－ジメチル－５－ピラゾリルオキシ］－４－メチルアセトフェノン（別名ベンゾフェナップ）	490	82692-44-2

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
		1-165	２，４－ジクロロトルエン	165	95-73-8
		1-166	１，２－ジクロロ－４－ニトロベンゼン	166	99-54-7
		1-167	１，４－ジクロロ－２－ニトロベンゼン	167	89-61-2
1-194	３－（３，５－ジクロロフェニル）－Ｎ－イソプロピル－２，４－ジオキソイミダゾリジン－１－カルボキサミド（別名：イプロジオン）	1-168	３－（３，５－ジクロロフェニル）－Ｎ－イソプロピル－２，４－ジオキソイミダゾリジン－１－カルボキサミド（別名イプロジオン）	168	36734-19-7
1-195	１－（２，４－ジクロロフェニル）－Ｎ－（２，４－ジフルオロフェニル）－Ｎ－イソプロピル－５－オキソ－４，５－ジヒドロ－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－４－カルボキサミド（別名：イプフェンカルバゾン）			637	212201-70-2
1-196	Ｎ－（３，５－ジクロロフェニル）－１，２－ジメチルシクロプロパン－１，２－ジカルボキシミド（別名：プロシミドン）			638	32809-16-8
1-197	３－（３，４－ジクロロフェニル）－１，１－ジメチル尿素（別名：ジウロン又はＤＣＭＵ）	1-169	３－（３，４－ジクロロフェニル）－１，１－ジメチル尿素（別名ジウロン又はＤＣＭＵ）	169	330-54-1
2-049	（ＲＳ）－２－（２，４－ジクロロフェニル）－３－（１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－１－イル）プロピル＝１，１，２，２－テトラフルオロエチル＝エーテル（別名：テトラコナゾール）	1-170	（ＲＳ）－２－（２，４－ジクロロフェニル）－３－（１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－１－イル）プロピル＝１，１，２，２－テトラフルオロエチル＝エーテル（別名テトラコナゾール）	170	112281-77-3
1-198	（２ＲＳ，４ＲＳ）－１－［２－（２，４－ジクロロフェニル）－４－プロピル－１，３－ジオキソラン－２－イルメチル］－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール及び（２ＲＳ，４ＳＲ）－１－［２－（２，４－ジクロロフェニル）－４－プロピル－１，３－ジオキソラン－２－イルメチル］－１Ｈ－１，２，４－トリアゾールの混合物（別名：プロピコナゾール）	1-171	（２ＲＳ，４ＲＳ）－１－［２－（２，４－ジクロロフェニル）－４－プロピル－１，３－ジオキソラン－２－イルメチル］－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール及び（２ＲＳ，４ＳＲ）－１－［２－（２，４－ジクロロフェニル）－４－プロピル－１，３－ジオキソラン－２－イルメチル］－１Ｈ－１，２，４－トリアゾールの混合物（別名プロピコナゾール）	171	60207-90-1
1-199	３－［１－（３，５－ジクロロフェニル）－１－メチルエチル］－３，４－ジヒドロ－６－メチル－５－フェニル－２Ｈ－１，３－オキサジン－４－オン（別名：オキサジクロメホン）	1-172	３－［１－（３，５－ジクロロフェニル）－１－メチルエチル］－３，４－ジヒドロ－６－メチル－５－フェニル－２Ｈ－１，３－オキサジン－４－オン（別名オキサジクロメホン）	172	153197-14-9
		1-173	（ＲＳ）－３－（３，５－ジクロロフェニル）－５－メチル－５－ビニル－１，３－オキサゾリジン－２，４－ジオン（別名ビンクロゾリン）	173	50471-44-8
1-200	３－（３，４－ジクロロフェニル）－１－メトキシ－１－メチル尿素（別名：リニュロン）	1-174	３－（３，４－ジクロロフェニル）－１－メトキシ－１－メチル尿素（別名リニュロン）	174	330-55-2
1-201	２，４－ジクロロフェノキシ酢酸（別名：２，４－Ｄ又は２，４－ＰＡ）	1-175	２，４－ジクロロフェノキシ酢酸（別名２，４－Ｄ又は２，４－ＰＡ）	175	94-75-7
1-202	１，１－ジクロロ－１－フルオロエタン（別名：ＨＣＦＣ－１４１ｂ）	1-176	１，１－ジクロロ－１－フルオロエタン（別名ＨＣＦＣ－１４１ｂ）	176	1717-00-6
1-203	２，３－ジクロロ－Ｎ－４－フルオロフェニルマレイミド（別名：フルオルイミド）			639	41205-21-4
1-204	ジクロロフルオロメタン（別名：ＨＣＦＣ－２１）	1-177	ジクロロフルオロメタン（別名ＨＣＦＣ－２１）	177	75-43-4
1-205	１，３－ジクロロ－２－プロパノール	2-036	１，３－ジクロロ－２－プロパノール	498	96-23-1
★1-206	１，２－ジクロロプロパン	1-178	１，２－ジクロロプロパン	178	78-87-5
1-207	１，３－ジクロロプロペン（別名：Ｄ－Ｄ）	1-179	１，３－ジクロロプロペン（別名Ｄ－Ｄ）	179	542-75-6

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
		1-180	３，３′－ジクロロベンジジン	180	91-94-1
1-208	ジクロロベンゼン	1-181	ジクロロベンゼン	181	95-50-1, 106-46-7, 541-73-1, 25321-22-6
1-209	２－[４－(２，４－ジクロロベンゾイル)－１，３－ジメチル－５－ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名:ピラゾキシフェン)	1-182	２－[４－(２，４－ジクロロベンゾイル)－１，３－ジメチル－５－ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)	182	71561-11-0
1-210	４－(２，４－ジクロロベンゾイル)－１，３－ジメチル－５－ピラゾリル＝４－トルエンスルホナート(別名:ピラゾレート)	1-183	４－(２，４－ジクロロベンゾイル)－１，３－ジメチル－５－ピラゾリル＝４－トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)	183	58011-68-0
1-211	２，６－ジクロロベンゾニトリル(別名:ジクロベニル又はＤＢＮ)	1-184	２，６－ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又はＤＢＮ)	184	1194-65-6
1-212	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名:ＨＣＦＣ－２２５)	1-185	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名ＨＣＦＣ－２２５)	185	
1-213	ジクロロメタン(別名:塩化メチレン)	1-186	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	186	75-09-2
1-214	２－(２，４－ジクロロ－３－メチルフェノキシ)プロピオンアニリド(別名:クロメプロップ)			640	84496-56-0
1-215	２，３－ジシアノ－１，４－ジチアアントラキノン(別名:ジチアノン)	1-187	２，３－ジシアノ－１，４－ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)	187	3347-22-6
1-216	Ｎ，Ｎ－ジシクロヘキシルアミン	1-188	Ｎ，Ｎ－ジシクロヘキシルアミン	188	101-83-7
2-051	Ｎ，Ｎ－ジシクロヘキシル－２－ベンゾチアゾールスルフェンアミド	1-189	Ｎ，Ｎ－ジシクロヘキシル－２－ベンゾチアゾールスルフェンアミド	189	4979-32-2
1-217	ジシクロペンタジエン	1-190	ジシクロペンタジエン	190	77-73-6
1-218	１，３－ジチオラン－２－イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名:イソプロチオラン)	1-191	１，３－ジチオラン－２－イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	191	50512-35-1
		1-192	ジチオりん酸Ｏ－エチル－Ｓ，Ｓ－ジフェニル(別名エディフェンホス又はＥＤＤＰ)	192	17109-49-8
2-052	ジチオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｓ－(２－エチルチオエチル)(別名:エチルチオメトン又はジスルホトン)	1-193	ジチオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｓ－(２－エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	193	298-04-4
		1-194	ジチオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｓ－[(６－クロロ－２，３－ジヒドロ－２－オキソベンゾオキサゾリニル)メチル](別名ホサロン)	194	2310-17-0
1-219	ジチオりん酸Ｏ－２，４－ジクロロフェニル－Ｏ－エチル－Ｓ－プロピル(別名:プロチオホス)	1-195	ジチオりん酸Ｏ－２，４－ジクロロフェニル－Ｏ－エチル－Ｓ－プロピル(別名プロチオホス)	195	34643-46-4
1-220	ジチオりん酸Ｓ－(２，３－ジヒドロ－５－メトキシ－２－オキソ－１，３，４－チアジアゾール－３－イル)メチル－Ｏ，Ｏ－ジメチル(別名:メチダチオン又はＤＭＴＰ)	1-196	ジチオりん酸Ｓ－(２，３－ジヒドロ－５－メトキシ－２－オキソ－１，３，４－チアジアゾール－３－イル)メチル－Ｏ，Ｏ－ジメチル(別名メチダチオン又はＤＭＴＰ)	196	950-37-8
1-221	ジチオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｓ－１，２－ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名:マラソン又はマラチオン)	1-197	ジチオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｓ－１，２－ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)	197	121-75-5
1-222	ジチオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｓ－[(Ｎ－メチルカルバモイル)メチル](別名:ジメトエート)	1-198	ジチオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｓ－[(Ｎ－メチルカルバモイル)メチル](別名ジメトエート)	198	60-51-5

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-223	(３Ｒ,４Ｓ,５Ｓ,６Ｒ,７Ｒ,９Ｒ,１１Ｒ,１２Ｒ,１３Ｓ,１４Ｒ)－４－[(２,６－ジデオキシ－３－Ｃ－メチル－３－Ｏ－メチル－アルファ－Ｌ－リボ－ヘキソピラノシル)オキシ]－１４－エチル－１２,１３－ジヒドロキシ－７－メトキシ－３,５,７,９,１１,１３－ヘキサメチル－６－[[３,４,６－トリデオキシ－３－(ジメチルアミノ)－ベータ－Ｄ－キシロ－ヘキソピラノシル]オキシ]オキサシクロテトラデカン－２,１０－ジオン(別名:クラリスロマイシン)			641	81103-11-9
1-224	ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩			642	
1-225	四ナトリウム＝５,８－ビス(カルボジチオアト)－２,５,８,１１,１４－ペンタアザペンタデカンビス(ジチオアート)			643	426821-53-6
1-226	ジナトリウム＝２,２′－ビニレンビス[５－(４－モルホリノ－６－アニリノ－１,３,５－トリアジン－２－イルアミノ)ベンゼンスルホナート](別名:ＣＩフルオレスセント２６０)	1-199	ジナトリウム＝２,２′－ビニレンビス[５－(４－モルホリノ－６－アニリノ－１,３,５－トリアジン－２－イルアミノ)ベンゼンスルホナート](別名ＣＩフルオレスセント２６０)	199	16090-02-1
1-227	ジニトロトルエン	1-200	ジニトロトルエン	200	25321-14-6
1-228	２,４－ジニトロフェノール	1-201	２,４－ジニトロフェノール	201	51-28-5
		1-202	ジビニルベンゼン	202	1321-74-0
1-229	ジフェニルアミン	1-203	ジフェニルアミン	203	122-39-4
2-055	ジフェニルエーテル	1-204	ジフェニルエーテル	204	101-84-8
2-056	１,３－ジフェニルグアニジン	1-205	１,３－ジフェニルグアニジン	205	102-06-7
1-230	５,５－ジフェニル－２,４－イミダゾリジンジオン			644	57-41-0
1-231	Ｎ－ジブチルアミノチオ－Ｎ－メチルカルバミン酸２,３－ジヒドロ－２,２－ジメチル－７－ベンゾ[ｂ]フラニル(別名:カルボスルファン)	1-206	Ｎ－ジブチルアミノチオ－Ｎ－メチルカルバミン酸２,３－ジヒドロ－２,２－ジメチル－７－ベンゾ[ｂ]フラニル(別名カルボスルファン)	206	55285-14-8
1-232	２,６－ジ－ターシャリ－ブチル－４－クレゾール	1-207	２,６－ジ－ターシャリ－ブチル－４－クレゾール	207	128-37-0
1-233	４－(２,２－ジフルオロ－１,３－ベンゾジオキソール－４－イル)－１Ｈ－ピロール－３－カルボニトリル(別名:フルジオキソニル)			645	131341-86-1
1-234	Ｎ,Ｎ－ジプロピルチオカルバミン酸＝Ｓ－ベンジル(別名:プロスルホカルブ)			646	52888-80-9
1-235	１,２－ジブロモエタン(別名:二臭化エチレン又はＥＤＢ)	2-045	１,２－ジブロモエタン(別名ＥＤＢ又は二臭化エチレン)	507	106-93-4
		1-208	２,４－ジ－ターシャリ－ブチルフェノール	208	96-76-4
1-236	ジブロモクロロメタン	1-209	ジブロモクロロメタン	209	124-48-1
1-237	２,２－ジブロモ－２－シアノアセトアミド	1-210	２,２－ジブロモ－２－シアノアセトアミド	210	10222-01-2
1-238	ジブロモテトラフルオロエタン(別名:ハロン－２４０２)	1-211	ジブロモテトラフルオロエタン(別名ハロン－２４０２)	211	
1-239	２′,６′－ジブロモ－２－メチル－４′－トリフルオロメトキシ－４－トリフルオロメチル－１,３－チアゾール－５－カルボキサニリド(別名:チフルザミド)			647	130000-40-7

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-240	ジベンジルエーテル	2-049	ジベンジルエーテル	511	103-50-4
1-241	(ＲＳ)－Ｏ,Ｓ－ジメチル＝アセチルホスホルアミドチオアート(別名:アセフェート)	1-212	(ＲＳ)－Ｏ,Ｓ－ジメチル＝アセチルホスホルアミドチオアート(別名アセフェート)	212	30560-19-1
1-242	Ｎ,Ｎ－ジメチルアセトアミド	1-213	Ｎ,Ｎ－ジメチルアセトアミド	213	127-19-5
		1-214	２,４－ジメチルアニリン	214	95-68-1
		1-215	２,６－ジメチルアニリン	215	87-62-7
2-058	Ｎ,Ｎ－ジメチルアニリン	1-216	Ｎ,Ｎ－ジメチルアニリン	216	121-69-7
1-243	５－ジメチルアミノ－１,２,３－トリチアン(別名:チオシクラム)	1-217	５－ジメチルアミノ－１,２,３－トリチアン(別名チオシクラム)	217	31895-21-3
1-244	(４Ｓ,４ａＲ,５Ｓ,５ａＲ,６Ｓ,１２ａＳ)－４－(ジメチルアミノ)－３,５,６,１０,１２,１２ａ－ヘキサヒドロキシ－６－メチル－１,１１－ジオキソ－１,４,４ａ,５,５ａ,６,１１,１２ａ－オクタヒドロテトラセン－２－カルボキサミド(別名:オキシテトラサイクリン)			648	79-57-2
1-245	ジメチルアミン	1-218	ジメチルアミン	218	124-40-3
1-246	３－(３,３－ジメチルウレイド)フェニル＝ターシャリ－ブチルカルバマート(別名:カルブチレート)			649	4849-32-5
1-247	(２Ｅ)－３,７－ジメチルオクタ－２,６－ジエニル＝アセタート(別名:酢酸ゲラニル)			650	105-87-3
1-248	Ｎ,Ｎ－ジメチルオクタデシルアミン			651	124-28-7
1-249	３,７－ジメチルオクタン－３－オール			652	78-69-3
1-250	ジメチルジスルフィド	1-219	ジメチルジスルフィド	219	624-92-0
		1-220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	220	
1-251	２,２－ジメチル－２,３－ジヒドロ－１－ベンゾフラン－７－イル＝Ｎ－[Ｎ－(２－エトキシカルボニルエチル)－Ｎ－イソプロピルスルフェナモイル]－Ｎ－メチルカルバマート(別名:ベンフラカルブ)	1-221	２,２－ジメチル－２,３－ジヒドロ－１－ベンゾフラン－７－イル＝Ｎ－[Ｎ－(２－エトキシカルボニルエチル)－Ｎ－イソプロピルスルフェナモイル]－Ｎ－メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)	221	82560-54-1
		1-222	Ｎ,Ｎ－ジメチルチオカルバミン酸Ｓ－４－フェノキシブチル(別名フェノチオカルブ)	222	62850-32-2
1-252	Ｎ,Ｎ－ジメチルドデシルアミン	1-223	Ｎ,Ｎ－ジメチルドデシルアミン	223	112-18-5
1-253	Ｎ,Ｎ－ジメチルドデシルアミン＝Ｎ－オキシド	1-224	Ｎ,Ｎ－ジメチルドデシルアミン＝Ｎ－オキシド	224	1643-20-5
1-254	ジメチル＝２,２,２－トリクロロ－１－ヒドロキシエチルホスホナート(別名:トリクロルホン又はＤＥＰ)	1-225	ジメチル＝２,２,２－トリクロロ－１－ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロルホン又はＤＥＰ)	225	52-68-6
		1-226	１,１－ジメチルヒドラジン	226	57-14-7
1-255	１,１′－ジメチル－４,４′－ビピリジニウム＝ジクロリド(別名:パラコート又はパラコートジクロリド)	1-227	１,１′－ジメチル－４,４′－ビピリジニウム＝ジクロリド(別名パラコート又はパラコートジクロリド)	227	1910-42-5
		1-228	３,３′－ジメチルビフェニル－４,４′－ジイル＝ジイソシアネート	228	91-97-4
1-256	ジメチル(１－フェニルエチル)ベンゼン			653	

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-257	ジメチル＝４，４′－（オルト－フェニレン）ビス（３－チオアロファナート）（別名：チオファネートメチル）	1-229	ジメチル＝４，４′－（オルト－フェニレン）ビス（３－チオアロファナート）（別名チオファネートメチル）	229	23564-05-8
1-258	３，３－ジメチルブタン酸＝３－メシチル－２－オキソ－１－オキサスピロ［４．４］ノナ－３－エン－４－イル（別名：スピロメシフェン）			654	283594-90-1
1-259	（ＲＳ）－Ｎ－［２－（１，３－ジメチルブチル）－３－チエニル］－１－メチル－３－（トリフルオロメチル）－１Ｈ－ピラゾール－４－カルボキサミド（別名：ペンチオピラド）			655	183675-82-3
1-260	Ｎ－（１，３－ジメチルブチル）－Ｎ′－フェニル－パラ－フェニレンジアミン	1-230	Ｎ－（１，３－ジメチルブチル）－Ｎ′－フェニル－パラ－フェニレンジアミン	230	793-24-8
		1-231	３，３′－ジメチルベンジジン（別名オルト－トリジン）	231	119-93-7
1-261	２′－［（ＲＳ）－１，３－ジメチルブチル］－５－フルオロ－１，３－ジメチルピラゾール－４－カルボキサニリド（別名：ペンフルフェン）			656	494793-67-8
1-262	２，２－ジメチルプロパン酸＝（Ｅ）－２－（４－ターシャリ－ブチルフェニル）－２－シアノ－１－（１，３，４－トリメチルピラゾール－５－イル）ビニル（別名：シエノピラフェン）			657	560121-52-0
1-263	Ｎ－（１，２－ジメチルプロピル）－Ｎ－エチルチオカルバミン酸Ｓ－ベンジル（別名：エスプロカルブ）			658	85785-20-2
1-264	Ｎ，Ｎ－ジメチルホルムアミド	1-232	Ｎ，Ｎ－ジメチルホルムアミド	232	68-12-2
1-265	２，２－ジメチル－３－メチリデンビシクロ［２．２．１］ヘプタン（別名：カンフェン）			659	79-92-5
1-266	Ｎ′－［１，１－ジメチル－２－（メチルスルホニル）エチル］－３－ヨード－Ｎ－［２－メチル－４－［１，２，２，２－テトラフルオロ－１－（トリフルオロメチル）エチル］フェニル］フタルアミド（別名：フルベンジアミド）			660	272451-65-7
1-267	１，２－ジメトキシエタン			661	110-71-4
1-268	アルファ－（４，６－ジメトキシ－２－ピリミジニルカルバモイルスルファモイル）－オルト－トルイル酸メチル（別名：ベンスルフロンメチル）			662	83055-99-6
1-269	（ＲＳ）－７－（４，６－ジメトキシピリミジン－２－イルチオ）－３－メチル－２－ベンゾフラン－１（３Ｈ）－オン（別名：ピリフタリド）			663	135186-78-6
1-270	２－［（ジメトキシホスフィノチオイル）チオ］－２－フェニル酢酸エチル（別名：フェントエート又はＰＡＰ）	1-233	２－［（ジメトキシホスフィノチオイル）チオ］－２－フェニル酢酸エチル（別名フェントエート又はＰＡＰ）	233	2597-03-7
2-065	臭素	1-234	臭素	234	7726-95-6
2-066	臭素酸の水溶性塩	1-235	臭素酸の水溶性塩	235	
1-271	３，５－ジヨード－４－オクタノイルオキシベンゾニトリル（別名：アイオキシニル）	1-236	３，５－ジヨード－４－オクタノイルオキシベンゾニトリル（別名アイオキシニル）	236	3861-47-0
1-272	水銀及びその化合物	1-237	水銀及びその化合物	237	
1-273	水素化テルフェニル	1-238	水素化テルフェニル	238	61788-32-7

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-274	有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ)＝オキシドを除く。)	1-239	有機スズ化合物	239	
				664	
★1-375	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド		※(1-239)「有機スズ化合物」から分離	706	56-35-9
1-275	スチレン	1-240	スチレン	240	100-42-5
		1-241	２－スルホヘキサデカン酸－１－メチルエステルナトリウム塩	241	4016-24-4
1-276	セリウム及びその化合物			665	
1-277	セレン及びその化合物	1-242	セレン及びその化合物	242	
★1-278	ダイオキシン類	★1-243	ダイオキシン類	243	
1-279	タリウム及びその化合物			666	
1-280	炭化けい素			667	
1-281	炭酸リチウム			668	554-13-2
1-282	２－チオキソ－３，５－ジメチルテトラヒドロ－２Ｈ－１，３，５－チアジアジン(別名:ダゾメット)	1-244	２－チオキソ－３，５－ジメチルテトラヒドロ－２Ｈ－１，３，５－チアジアジン(別名ダゾメット)	244	533-74-4
1-283	チオシアン酸銅(Ｉ)			669	1111-67-7
1-284	チオ尿素	1-245	チオ尿素	245	62-56-6
		1-246	チオフェノール	246	108-98-5
		1-247	チオりん酸Ｏ－１－(４－クロロフェニル)－４－ピラゾリル－Ｏ－エチル－Ｓ－プロピル(別名ピラクロホス)	247	77458-01-6
1-285	チオりん酸Ｏ－４－シアノフェニル－Ｏ，Ｏ－ジメチル(別名:シアノホス又はＣＹＡＰ)			670	2636-26-2
1-286	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－(２－イソプロピル－６－メチル－４－ピリミジニル)(別名:ダイアジノン)	1-248	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－(２－イソプロピル－６－メチル－４－ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	248	333-41-5
1-287	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－(３，５，６－トリクロロ－２－ピリジル)(別名:クロルピリホス)	1-249	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－(３，５，６－トリクロロ－２－ピリジル)(別名クロルピリホス)	249	2921-88-2
1-288	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－(５－フェニル－３－イソオキサゾリル)(別名:イソキサチオン)	1-250	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－(５－フェニル－３－イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)	250	18854-01-8
1-289	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－(３－メチル－４－ニトロフェニル)(別名:フェニトロチオン又はＭＥＰ)	1-251	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－(３－メチル－４－ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はＭＥＰ)	251	122-14-5
1-290	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－(３－メチル－４－メチルチオフェニル)(別名:フェンチオン又はＭＰＰ)	1-252	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－(３－メチル－４－メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又はＭＰＰ)	252	55-38-9
2-067	チオりん酸Ｏ－４－ブロモ－２－クロロフェニル－Ｏ－エチル－Ｓ－プロピル(別名:プロフェノホス)	1-253	チオりん酸Ｏ－４－ブロモ－２－クロロフェニル－Ｏ－エチル－Ｓ－プロピル(別名プロフェノホス)	253	41198-08-7
1-291	チオりん酸Ｓ－ベンジル－Ｏ，Ｏ－ジイソプロピル(別名:イプロベンホス又はＩＢＰ)	1-254	チオりん酸Ｓ－ベンジル－Ｏ，Ｏ－ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はＩＢＰ)	254	26087-47-8
1-292	１，１′－[(１Ｒ，２Ｒ，３Ｓ，４Ｒ，５Ｒ，６Ｓ)－４－[[５－デオキシ－２－Ｏ－[２－デオキシ－２－(メチルアミノ)－アルファ－Ｌ－グルコピラノシル]－３－Ｃ－ホルミル－アルファ－Ｌ－リキソフラノシル]オキシ]－２，５，６－トリヒドロキシシクロヘキサン－１，３－ジイル]ジグアニジン(別名:ストレプトマイシン)			671	57-92-1

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-293	(２Ｒ,３ａＳ,５ａＲ,５ｂＳ,９Ｓ,１３Ｓ,１４Ｒ,１６ａＳ,１６ｂＲ)－２－[(６－デオキシ－２,３,４－トリ－Ｏ－メチル－アルファ－Ｌ－マンノピラノシル)オキシ]－１３－[[４－(ジメチルアミノ)－２,３,４,６－テトラデオキシ－ベータ－Ｄ－エリトロ－ヘキソピラノシル]オキシ]－９－エチル－１４－メチル－２,３,３ａ,５ａ,５ｂ,６,９,１０,１１,１２,１３,１４,１６ａ,１６ｂ－テトラデカヒドロ－１Ｈ－ａｓ－インダセノ[３,２－ｄ]オキサシクロドデシン－７,１５－ジオン(別名スピノシンＡ)及び(２Ｓ,３ａＲ,５ａＳ,５ｂＳ,９Ｓ,１３Ｓ,１４Ｒ,１６ａＳ,１６ｂＳ)－２－[(６－デオキシ－２,３,４－トリ－Ｏ－メチル－アルファ－Ｌ－マンノピラノシル)オキシ]－１３－[[４－(ジメチルアミノ)－２,３,４,６－テトラデオキシ－ベータ－Ｄ－エリトロ－ヘキソピラノシル]オキシ]－９－エチル－４,１４－ジメチル－２,３,３ａ,５ａ,５ｂ,６,９,１０,１１,１２,１３,１４,１６ａ,１６ｂ－テトラデカヒドロ－１Ｈ－ａｓ－インダセノ[３,２－ｄ]オキサシクロドデシン－７,１５－ジオン(別名スピノシンＤ)の混合物(別名:スピノサド)			672	168316-95-8
1-294	デカナール(別名:デシルアルデヒド)			673	112-31-2
1-295	デカブロモジフェニルエーテル	1-255	デカブロモジフェニルエーテル	255	1163-19-5
		1-256	デカン酸	256	334-48-5
1-034(再掲)	アルカノール(炭素数が１０のものに限る。)(別名:デカノール)	1-257(再掲)	デシルアルコール(別名デカノール)【名称変更】	257	112-30-1, 1120-06-5, 1565-81-7, 2051-31-2, 5205-34-5, 25339-17-7, 36729-58-5
1-296	１,３,５,７－テトラアザトリシクロ[３.３.１.１(３,７)]デカン(別名:ヘキサメチレンテトラミン)	1-258	１,３,５,７－テトラアザトリシクロ[３.３.１.１(３,７)]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	258	100-97-0
1-297	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名:ジスルフィラム)	1-259	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)	259	97-77-8
1-298	テトラクロロイソフタロニトリル(別名:クロロタロニル又はＴＰＮ)	1-260	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はＴＰＮ)	260	1897-45-6
1-299	４,５,６,７－テトラクロロイソベンゾフラン－１(３Ｈ)－オン(別名:フサライド)	1-261	４,５,６,７－テトラクロロイソベンゾフラン－１(３Ｈ)－オン(別名フサライド)	261	27355-22-2
1-300	１,１,２,２－テトラクロロエタン(別名:四塩化アセチレン)	2-060	１,１,２,２－テトラクロロエタン	522	79-34-5
1-301	テトラクロロエチレン	1-262	テトラクロロエチレン	262	127-18-4
		1-263	テトラクロロジフルオロエタン(別名ＣＦＣ－１１２)	263	
		1-264	２,３,５,６－テトラクロロ－パラ－ベンゾキノン	264	118-75-2
1-302	テトラヒドロフラン			674	109-99-9
1-303	テトラヒドロメチル無水フタル酸	1-265	テトラヒドロメチル無水フタル酸	265	11070-44-3
1-304	テトラフルオロエチレン			675	116-14-3
1-305	２,２,３,３－テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム(別名:テトラピオン又はフルプロパネートナトリウム塩)			676	22898-01-7

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-306	２，３，５，６－テトラフルオロ－４－メチルベンジル＝（Ｚ）－３－（２－クロロ－３，３，３－トリフルオロ－１－プロペニル）－２，２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:テフルトリン)	1-266	２，３，５，６－テトラフルオロ－４－メチルベンジル＝（Ｚ）－３－（２－クロロ－３，３，３－トリフルオロ－１－プロペニル）－２，２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)	266	79538-32-2
1-307	テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド			677	
1-308	３，７，９，１３－テトラメチル－５，１１－ジオキサ－２，８，１４－トリチア－４，７，９，１２－テトラアザペンタデカ－３，１２－ジエン－６，１０－ジオン(別名:チオジカルブ)	1-267	３，７，９，１３－テトラメチル－５，１１－ジオキサ－２，８，１４－トリチア－４，７，９，１２－テトラアザペンタデカ－３，１２－ジエン－６，１０－ジオン(別名チオジカルブ)	267	59669-26-0
1-309	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名:チウラム又はチラム)	1-268	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	268	137-26-8
		1-269	３，７，１１，１５－テトラメチルヘキサデカ－１－エン－３－オール(別名イソフィトール)	269	505-32-8
1-310	１－[(１Ｒ，２Ｒ，５Ｓ，７Ｒ)－２，６，６，８－テトラメチルトリシクロ[５．３．１．０(１，５)]ウンデカ－８－エン－９－イル]エタノン			678	32388-55-9
1-311	テルル及びその化合物			679	
1-312	テレフタル酸	1-270	テレフタル酸	270	100-21-0
1-313	テレフタル酸ジメチル	1-271	テレフタル酸ジメチル	271	120-61-6
1-314	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	1-272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	272	
1-315	１－ドデカノール(別名:ノルマル－ドデシルアルコール)	1-273	１－ドデカノール(別名ノルマル－ドデシルアルコール)	273	112-53-8
		1-274	ターシャリ－ドデカンチオール	274	25103-58-6
1-316	ドデカン－１－チオール			680	112-55-0
1-317	２－(Ｎ－ドデシル－Ｎ，Ｎ－ジメチルアンモニオ)アセタート			681	683-10-3
1-318	ドデシル硫酸ナトリウム	1-275	ドデシル硫酸ナトリウム	275	151-21-3
2-069	３，６，９－トリアザウンデカン－１，１１－ジアミン(別名:テトラエチレンペンタミン)	1-276	３，６，９－トリアザウンデカン－１，１１－ジアミン(別名テトラエチレンペンタミン)	276	112-57-2
1-319	１，３，５－トリアジン－２，４，６－トリアミン(別名:メラミン)			682	108-78-1
1-320	トリイソプロパノールアミン			683	122-20-3
1-321	トリエチルアミン	1-277	トリエチルアミン	277	121-44-8
2-070	トリエチレンテトラミン	1-278	トリエチレンテトラミン	278	112-24-3
1-322	トリオクチルアミン			684	1116-76-3
1-323	１，１，１－トリクロロエタン	1-279	１，１，１－トリクロロエタン	279	71-55-6
1-324	１，１，２－トリクロロエタン	1-280	１，１，２－トリクロロエタン	280	79-00-5
★1-325	トリクロロエチレン	1-281	トリクロロエチレン	281	79-01-6
		1-282	トリクロロ酢酸	282	76-03-9
		1-283	２，４，６－トリクロロ－１，３，５－トリアジン	283	108-77-0
1-326	トリクロロトリフルオロエタン(別名:ＣＦＣ－１１３)	1-284	トリクロロトリフルオロエタン(別名ＣＦＣ－１１３)	284	
1-327	トリクロロニトロメタン(別名:クロロピクリン)	1-285	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	285	76-06-2

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-328	(３,５,６－トリクロロ－２－ピリジル)オキシ酢酸(別名:トリクロピル)	1-286	(３,５,６－トリクロロ－２－ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロピル)	286	55335-06-3
1-329	２,４,６－トリクロロフェノール	1-287	２,４,６－トリクロロフェノール	287	88-06-2
1-330	トリクロロフルオロメタン(別名:ＣＦＣ－１１)	1-288	トリクロロフルオロメタン(別名ＣＦＣ－１１)	288	75-69-4
1-331	１,２,３－トリクロロプロパン	1-289	１,２,３－トリクロロプロパン	289	96-18-4
1-332	トリクロロベンゼン	1-290	トリクロロベンゼン	290	12002-48-1
2-071	１,３,５－トリス(２,３－エポキシプロピル)－１,３,５－トリアジン－２,４,６(１Ｈ,３Ｈ,５Ｈ)－トリオン	1-291	１,３,５－トリス(２,３－エポキシプロピル)－１,３,５－トリアジン－２,４,６(１Ｈ,３Ｈ,５Ｈ)－トリオン	291	2451-62-9
1-333	Ｎ－(トリクロロメチルチオ)－１,２,３,６－テトラヒドロフタルイミド(別名:キャプタン)			685	133-06-2
1-334	トリシクロ[５.２.１.０(２,６)]デカ－４－エン－３－イル＝プロピオナート			686	68912-13-0
1-335	トリブチルアミン	1-292	トリブチルアミン	292	102-82-9
1-336	アルファ,アルファ,アルファ－トリフルオロ－２,６－ジニトロ－Ｎ,Ｎ－ジプロピル－パラ－トルイジン(別名:トリフルラリン)	1-293	アルファ,アルファ,アルファ－トリフルオロ－２,６－ジニトロ－Ｎ,Ｎ－ジプロピル－パラ－トルイジン(別名トリフルラリン)	293	1582-09-8
2-074	２,４,６－トリブロモフェノール	1-294	２,４,６－トリブロモフェノール	294	118-79-6
2-076	３,５,５－トリメチル－１－ヘキサノール	1-295	３,５,５－トリメチル－１－ヘキサノール	295	3452-97-9
1-337	トリブロモメタン(別名:ブロモホルム)	2-066	トリブロモメタン(別名ブロモホルム)	528	75-25-2
1-338	トリメチルアミン			687	75-50-3
1-339	トリメチル(オクタデシル)アンモニウムの塩			688	
1-340	(Ｅ)－４－(２,６,６－トリメチルシクロヘキサ－１－エン－１－イル)ブタ－３－エン－２－オン			689	79-77-6
1-341	Ｎ,Ｎ,Ｎ－トリメチルドデカン－１－アミニウムの塩			690	
1-342	トリメチルベンゼン	1-296	１,２,４－トリメチルベンゼン	296	95-63-6
		1-297	１,３,５－トリメチルベンゼン	297	108-67-8
		(新規)	１,２,３－トリメチルベンゼン		526-73-8
				691	95-63-6, 108-67-8, 526-73-8, 25551-13-7
1-343	２,４,４－トリメチルペンタ－１－エン及び２,４,４－トリメチルペンタ－２－エンの混合物			692	97593-00-5
1-344	トリメトキシ－[３－(オキシラン－２－イルメトキシ)プロピル]シラン			693	2530-83-8
1-345	トリレンジイソシアネート	1-298	トリレンジイソシアネート	298	26471-62-5
★1-346	トルイジン	1-299	トルイジン	299	95-53-4, 106-49-0, 108-44-1, 26915-12-8
1-347	トルエン	1-300	トルエン	300	108-88-3

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-348	ナトリウム＝アルケンスルホナート(アルケンの炭素数が１４から１６までのもの及びその混合物に限る。)及びナトリウム＝ヒドロキシアルカンスルホナート(アルカンの炭素数が１４から１６までのもの及びその混合物に限る。)並びにこれらの混合物			694	
1-349	ナトリウム＝１－オキソ－１ラムダ(５)－ピリジン－２－チオラート			695	3811-73-2
1-350	ナトリウム＝(ドデカノイルオキシ)ベンゼンスルホナート			696	88380-00-1
1-351	ナトリウム＝１,１′－ビフェニル－２－オラート	2-068	ナトリウム＝１,１′－ビフェニル－２－オラート	530	132-27-4
2-077	トルエンジアミン	1-301	トルエンジアミン	301	25376-45-8
1-352	ナフタレン	1-302	ナフタレン	302	91-20-3
		1-303	１,５－ナフタレンジイル＝ジイソシアネート	303	3173-72-6
★1-353	鉛及びその化合物	1-304	鉛	304	7439-92-1
		★1-305	鉛化合物	305	
				697	
2-078	ニアクリル酸ヘキサメチレン	1-306	ニアクリル酸ヘキサメチレン	306	13048-33-4
		1-307	二塩化酸化ジルコニウム	307	7699-43-6
1-354	ニッケル	1-308	ニッケル	308	7440-02-0
★1-355	ニッケル化合物	★1-309	ニッケル化合物	309	
1-356	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩	1-310	ニトリロ三酢酸	310	139-13-9
				698	139-13-9
		1-311	オルト－ニトロアニソール	311	91-23-6
1-357	オルト－ニトロアニリン	1-312	オルト－ニトロアニリン	312	88-74-4
		1-313	ニトログリセリン	313	55-63-0
1-358	パラ－ニトロクロロベンゼン	1-314	パラ－ニトロクロロベンゼン	314	100-00-5
2-080	オルト－ニトロトルエン	1-315	オルト－ニトロトルエン	315	88-72-2
1-359	ニトロベンゼン	1-316	ニトロベンゼン	316	98-95-3
1-360	ニトロメタン	1-317	ニトロメタン	317	75-52-5
1-361	二硫化炭素	1-318	二硫化炭素	318	75-15-0
1-362	１－ノナノール(別名：ノルマル－ノニルアルコール)	1-319	１－ノナノール(別名ノルマル－ノニルアルコール)	319	143-08-8
1-042(再掲)	アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が９のものに限る。)	1-320(再掲)	ノニルフェノール【名称変更】	320	25154-52-3
1-363	バナジウム化合物	1-321	バナジウム化合物	321	
		1-322	５′－[Ｎ,Ｎ－ビス(２－アセチルオキシエチル)アミノ]－２′－(２－ブロモ－４,６－ジニトロフェニルアゾ)－４′－メトキシアセトアニリド	322	3618-72-2
1-364	パラホルムアルデヒド			699	30525-89-4
1-365	ビス(アルキル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が１２、１４、１６、１８又は２０のもの及びその混合物に限る。)			700	

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-366	２,４－ビス(イソプロピルアミノ)－６－メチルチオ－１,３,５－トリアジン(別名:プロメトリン)			701	7287-19-6
1-367	２,４－ビス(エチルアミノ)－６－メチルチオ－１,３,５－トリアジン(別名:シメトリン)	1-323	２,４－ビス(エチルアミノ)－６－メチルチオ－１,３,５－トリアジン(別名シメトリン)	323	1014-70-6
		1-324	１,３－ビス[(２,３－エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	324	101-90-6
1-368	ビス(２－エチルヘキシル)＝(Ｚ)－ブタ－２－エンジオアート			702	142-16-5
1-369	ビス(８－キノリノラト)銅(別名:オキシン銅又は有機銅)	1-325	ビス(８－キノリノラト)銅(別名オキシン銅又は有機銅)	325	10380-28-6
		1-326	３,６－ビス(２－クロロフェニル)－１,２,４,５－テトラジン(別名クロフェンチジン)	326	74115-24-5
		1-327	１,２－ビス(２－クロロフェニル)ヒドラジン	327	782-74-1
1-370	ビス(Ｎ,Ｎ－ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名:ジラム)	1-328	ビス(Ｎ,Ｎ－ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	328	137-30-4
1-371	ビス(Ｎ,Ｎ－ジメチルジチオカルバミン酸)Ｎ,Ｎ′－エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名:ポリカーバメート)	1-329	ビス(Ｎ,Ｎ－ジメチルジチオカルバミン酸)Ｎ,Ｎ′－エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	329	64440-88-6
2-083	ビス(１－メチル－１－フェニルエチル)＝ペルオキシド	1-330	ビス(１－メチル－１－フェニルエチル)＝ペルオキシド	330	80-43-3
1-372	ビス(２－スルフィドピリジン－１－オラト)銅			703	14915-37-8
1-373	(Ｔ－４)－ビス[２－(チオキソ－カッパＳ)－ピリジン－１(２Ｈ)－オラト－カッパＯ]亜鉛(Ⅱ)			704	13463-41-7
1-374	ビス(２,２,６,６－テトラメチル－４－ピペリジル)＝セバケート			705	52829-07-9
★1-375(再掲)	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド		※(1-239)「有機スズ化合物」から分離	706	56-35-9
1-376	Ｎ,Ｎ－ビス(２－ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が８、１０、１２、１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。)、(Ｚ)－Ｎ,Ｎ－ビス(２－ヒドロキシエチル)オクタデカ－９－エンアミド及び(９Ｚ,１２Ｚ)－Ｎ,Ｎ－ビス(２－ヒドロキシエチル)オクタデカ－９,１２－ジエンアミド並びにこれらの混合物			707	
1-377	Ｓ,Ｓ－ビス(１－メチルプロピル)＝Ｏ－エチル＝ホスホロジチオアート(別名:カズサホス)	1-331	Ｓ,Ｓ－ビス(１－メチルプロピル)＝Ｏ－エチル＝ホスホロジチオアート(別名カズサホス)	331	95465-99-9
★1-378	砒素及びその無機化合物	★1-332	砒素及びその無機化合物	332	
1-379	ヒドラジン	1-333	ヒドラジン	333	302-01-2
2-085	４－ヒドロキシ安息香酸メチル	1-334	４－ヒドロキシ安息香酸メチル	334	99-76-3
		1-335	Ｎ－(４－ヒドロキシフェニル)アセトアミド	335	103-90-2
1-380	(１－ヒドロキシエタン－１,１－ジイル)ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩			708	
1-381	ヒドロキノン	1-336	ヒドロキノン	336	123-31-9
1-382	４－ビニル－１－シクロヘキセン	1-337	４－ビニル－１－シクロヘキセン	337	100-40-3

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
2-088	２－ビニルピリジン	1-338	２－ビニルピリジン	338	100-69-6
		1-339	Ｎ－ビニル－２－ピロリドン	339	88-12-0
1-383	ビフェニル	1-340	ビフェニル	340	92-52-4
1-384	ピペラジン	1-341	ピペラジン	341	110-85-0
1-385	ピペロナール(別名:ヘリオトロピン)			709	120-57-0
1-386	ピリジン	1-342	ピリジン	342	110-86-1
1-387	ピロカテコール(別名:カテコール)	1-343	ピロカテコール(別名カテコール)	343	120-80-9
		1-344	フェニルオキシラン	344	96-09-3
		1-345	フェニルヒドラジン	345	100-63-0
1-388	２－フェニルフェノール	1-346	２－フェニルフェノール	346	90-43-7
1-389	Ｎ－フェニルマレイミド	1-347	Ｎ－フェニルマレイミド	347	941-69-5
1-390	フェニレンジアミン	1-348	フェニレンジアミン	348	95-54-5, 106-50-3, 108-45-2, 25265-76-3
1-391	フェノール	1-349	フェノール	349	108-95-2
1-392	３－フェノキシベンジル＝３－(２,２－ジクロロビニル)－２,２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:ペルメトリン)	1-350	３－フェノキシベンジル＝３－(２,２－ジクロロビニル)－２,２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペルメトリン)	350	52645-53-1
★1-393	１,３－ブタジエン	★1-351	１,３－ブタジエン	351	106-99-0
2-092	フタル酸ジアリル	1-352	フタル酸ジアリル	352	131-17-9
2-094	フタル酸ジエチル	1-353	フタル酸ジエチル	353	84-66-2
1-394	フタル酸ジオクチル			710	117-84-0
1-395	フタル酸ジブチル	1-354	フタル酸ジ－ノルマル－ブチル	354	84-74-2
1-396	フタル酸ビス(２－エチルヘキシル)	1-355	フタル酸ビス(２－エチルヘキシル)	355	117-81-7
1-397	フタル酸ブチル＝ベンジル	1-356	フタル酸ノルマル－ブチル＝ベンジル	356	85-68-7
1-398	２－ターシャリ－ブチルアミノ－４－シクロプロピルアミノ－６－メチルチオ－１,３,５－トリアジン			711	28159-98-0
1-399	２－ターシャリ－ブチルイミノ－３－イソプロピル－５－フェニルテトラヒドロ－４Ｈ－１,３,５－チアジアジン－４－オン(別名:ブプロフェジン)	1-357	２－ターシャリ－ブチルイミノ－３－イソプロピル－５－フェニルテトラヒドロ－４Ｈ－１,３,５－チアジアジン－４－オン(別名ブプロフェジン)	357	69327-76-0
1-400	ターシャリ－ブチル＝２－エチルペルオキシヘキサノアート			712	3006-82-4
1-401	Ｎ－ターシャリ－ブチル－Ｎ'－(４－エチルベンゾイル)－３,５－ジメチルベンゾヒドラジド(別名:テブフェノジド)	1-358	Ｎ－ターシャリ－ブチル－Ｎ'－(４－エチルベンゾイル)－３,５－ジメチルベンゾヒドラジド(別名テブフェノジド)	358	112410-23-8
2-097	ブチル－２,３－エポキシプロピルエーテル	1-359	ノルマル－ブチル－２,３－エポキシプロピルエーテル	359	2426-08-6
1-402	Ｎ－[１－(Ｎ－ブチルカルバモイル)－１Ｈ－２－ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名:ベノミル)	1-360	Ｎ－[１－(Ｎ－ノルマル－ブチルカルバモイル)－１Ｈ－２－ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	360	17804-35-2
1-403	ブチル＝(Ｒ)－２－[４－(４－シアノ－２－フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名:シハロホップブチル)	1-361	ブチル＝(Ｒ)－２－[４－(４－シアノ－２－フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハロホップブチル)	361	122008-85-9

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-404	１－ターシャリ－ブチル－３－(２,６－ジイソプロピル－４－フェノキシフェニル)チオ尿素(別名:ジアフェンチウロン)	1-362	１－ターシャリ－ブチル－３－(２,６－ジイソプロピル－４－フェノキシフェニル)チオ尿素(別名ジアフェンチウロン)	362	80060-09-9
1-405	２－ターシャリ－ブチルシクロヘキシル＝アセタート			713	88-41-5
1-406	４－ターシャリ－ブチルシクロヘキシル＝アセタート			714	32210-23-4
1-407	５－ターシャリ－ブチル－３－(２,４－ジクロロ－５－イソプロポキシフェニル)－１,３,４－オキサジアゾール－２(３Ｈ)－オン(別名:オキサジアゾン)	1-363	５－ターシャリ－ブチル－３－(２,４－ジクロロ－５－イソプロポキシフェニル)－１,３,４－オキサジアゾール－２(３Ｈ)－オン(別名オキサジアゾン)	363	19666-30-9
2-103	ターシャリ－ブチル＝４－[[[(１,３－ジメチル－５－フェノキシ－４－ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート(別名:フェンピロキシメート)	1-364	ターシャリ－ブチル＝４－({[(１,３－ジメチル－５－フェノキシ－４－ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ}メチル)ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)	364	134098-61-6
		1-365	ブチルヒドロキシアニソール(別名ＢＨＡ)	365	25013-16-5
2-105	ターシャリ－ブチル＝ヒドロペルオキシド	1-366	ターシャリ－ブチル＝ヒドロペルオキシド	366	75-91-2
		1-367	オルト－セカンダリ－ブチルフェノール	367	89-72-5
2-106	４－ターシャリ－ブチルフェノール	1-368	４－ターシャリ－ブチルフェノール	368	98-54-4
1-408	１－(５－ターシャリ－ブチル－１,３,４－チアジアゾール－２－イル)－１,３－ジメチル尿素(別名:テブチウロン)			715	34014-18-1
1-409	２－(４－ターシャリ－ブチルフェニル)－２－シアノ－３－オキソ－３－(２－トリフルオロメチルフェニル)プロパン酸＝２－メトキシエチル(別名:シフルメトフェン)			716	400882-07-7
1-410	３－(４－ターシャリ－ブチルフェニル)プロパナール			717	18127-01-0
1-411	３－(４－ターシャリ－ブチルフェニル)－２－メチルプロパナール			718	80-54-6
1-412	２－ターシャリ－ブチルフェノール			719	88-18-6
1-413	２－(４－ターシャリ－ブチルフェノキシ)シクロヘキシル＝２－プロピニル＝スルフィット(別名:プロパルギット又はＢＰＰＳ)	1-369	２－(４－ターシャリ－ブチルフェノキシ)シクロヘキシル＝２－プロピニル＝スルフィット(別名プロパルギット又はＢＰＰＳ)	369	2312-35-8
2-107	２－ターシャリ－ブチル－５－(４－ターシャリ－ブチルベンジルチオ)－４－クロロ－３(２Ｈ)－ピリダジノン(別名:ピリダベン)	1-370	２－ターシャリ－ブチル－５－(４－ターシャリ－ブチルベンジルチオ)－４－クロロ－３(２Ｈ)－ピリダジノン(別名ピリダベン)	370	96489-71-3
2-108	Ｎ－(４－ターシャリ－ブチルベンジル)－４－クロロ－３－エチル－１－メチルピラゾール－５－カルボキサミド(別名:テブフェンピラド)	1-371	Ｎ－(４－ターシャリ－ブチルベンジル)－４－クロロ－３－エチル－１－メチルピラゾール－５－カルボキサミド(別名テブフェンピラド)	371	119168-77-3
2-109	Ｎ－(ターシャリ－ブチル)－２－ベンゾチアゾールスルフェンアミド	1-372	Ｎ－(ターシャリ－ブチル)－２－ベンゾチアゾールスルフェンアミド	372	95-31-8
		1-373	２－ターシャリ－ブチル－５－メチルフェノール	373	88-60-8
1-414	ふっ化水素及びその水溶性塩	1-374	ふっ化水素及びその水溶性塩	374	
1-415	２－ブテナール	1-375	２－ブテナール	375	4170-30-3
1-416	２－ターシャリ－ブトキシエタノール			720	7580-85-0

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-417	Ｎ－ブトキシメチル－２－クロロ－２′，６′－ジエチルアセトアニリド(別名:ブタクロール)	1-376	Ｎ－ブトキシメチル－２－クロロ－２′，６′－ジエチルアセトアニリド(別名ブタクロール)	376	23184-66-9
2-110	フラン	1-377	フラン	377	110-00-9
1-418	フルフラール			721	98-01-1
1-419	Ｎ，Ｎ′－プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合物(別名:プロピネブ)	1-378	Ｎ，Ｎ′－プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合物(別名プロピネブ)	378	12071-83-9
		1-379	２－プロピン－１－オール	379	107-19-7
1-420	ブロモクロロジフルオロメタン(別名:ハロン－１２１１)	1-380	ブロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン－１２１１)	380	353-59-3
1-421	４－ブロモ－２－(４－クロロフェニル)－１－エトキシメチル－５－(トリフルオロメチル)ピロール－３－カルボニトリル(別名:クロルフェナピル)			722	122453-73-0
1-422	３－ブロモ－Ｎ－[４－クロロ－２－メチル－６－(メチルカルバモイル)フェニル]－１－(３－クロロピリジン－２－イル)－１Ｈ－ピラゾール－５－カルボキサミド(別名:クロラントラニリプロール)			723	500008-45-7
1-423	ブロモジクロロメタン	1-381	ブロモジクロロメタン	381	75-27-4
1-424	ブロモトリフルオロメタン(別名:ハロン－１３０１)	1-382	ブロモトリフルオロメタン(別名ハロン－１３０１)	382	75-63-8
1-425	５－ブロモ－３－セカンダリ－ブチル－６－メチル－１，２，３，４－テトラヒドロピリミジン－２，４－ジオン(別名:ブロマシル)	1-383	５－ブロモ－３－セカンダリ－ブチル－６－メチル－１，２，３，４－テトラヒドロピリミジン－２，４－ジオン(別名ブロマシル)	383	314-40-9
1-426	３－(３－ブロモ－６－フルオロ－２－メチルインドール－１－イルスルホニル)－Ｎ，Ｎ－ジメチル－１，２，４－トリアゾール－１－スルホンアミド(別名:アミスルブロム)			724	348635-87-0
1-427	１－ブロモプロパン	1-384	１－ブロモプロパン	384	106-94-5
★1-428	２－ブロモプロパン	★1-385	２－ブロモプロパン	385	75-26-3
1-429	ブロモメタン(別名:臭化メチル)	1-386	ブロモメタン(別名臭化メチル)	386	74-83-9
		1-387	ヘキサキス(２－メチル－２－フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタスズ)	387	13356-08-6
1-430	６，７，８，９，１０，１０－ヘキサクロロ－１，５，５ａ，６，９，９ａ－ヘキサヒドロ－６，９－メタノ－２，４，３－ベンゾジオキサチエピン＝３－オキシド(別名:エンドスルファン又はベンゾエピン)	1-388	６，７，８，９，１０，１０－ヘキサクロロ－１，５，５ａ，６，９，９ａ－ヘキサヒドロ－６，９－メタノ－２，４，３－ベンゾジオキサチエピン＝３－オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	388	115-29-7
1-431	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝クロリド	1-389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝クロリド	389	112-02-7
1-432	ヘキサヒドロ－１，３，５－トリス(２－ヒドロキシエチル)－１，３，５－トリアジン			725	4719-04-4
1-433	４，６，６，７，８，８－ヘキサメチル－１，３，４，６，７，８－ヘキサヒドロシクロペンタ[ｇ]イソクロメン			726	1222-05-5
1-434	ヘキサメチレンジアミン	1-390	ヘキサメチレンジアミン	390	124-09-4
1-435	ヘキサメチレン＝ジイソシアネート	1-391	ヘキサメチレン＝ジイソシアネート	391	822-06-0
1-436	ヘキサン	1-392	ノルマル－ヘキサン	392	110-54-3
1-437	ヘキサンジヒドラジド			727	1071-93-8

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-438	ヘキシル＝２－ヒドロキシベンゾアート			728	6259-76-3
1-439	１－ヘキセン			729	592-41-6
1-440	ベタナフトール	1-393	ベタナフトール	393	135-19-3
1-441	１，４，５，６，７，８，８－ヘプタクロロ－２，３－エポキシ－２，３，３ａ，４，７，７ａ－ヘキサヒドロ－４，７－メタノ－１Ｈ－インデン（別名：ヘプタクロルエポキシド）			730	1024-57-3
1-442	ヘプタン			731	142-82-5
1-443	５－ヘプチルオキソラン－２－オン			732	104-67-6
★1-444	ベリリウム及びその化合物	★1-394	ベリリウム及びその化合物	394	
1-445	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	1-395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	395	
1-446	ペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）及びその塩			733	
1-447	ペルフルオロ（オクタン－１－スルホン酸）（別名：ＰＦＯＳ）	1-396	ペルフルオロ（オクタン－１－スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）	396	1763-23-1
★1-448	ベンジリジン＝トリクロリド	★1-397	ベンジリジン＝トリクロリド	397	98-07-7
1-449	２－ベンジリデンオクタナール			734	101-86-0
1-450	ベンジル＝クロリド（別名：塩化ベンジル）	1-398	ベンジル＝クロリド（別名塩化ベンジル）	398	100-44-7
1-451	ベンズアルデヒド	1-399	ベンズアルデヒド	399	100-52-7
★1-452	ベンゼン	★1-400	ベンゼン	400	71-43-2
1-453	１，２，４－ベンゼントリカルボン酸１，２－無水物	1-401	１，２，４－ベンゼントリカルボン酸１，２－無水物	401	552-30-7
1-454	３－（１，３－ベンゾジオキソール－５－イル）－２－メチルプロパナール			735	1205-17-0
1-455	２－（２－ベンゾチアゾリルオキシ）－Ｎ－メチルアセトアニリド（別名：メフェナセット）	1-402	２－（２－ベンゾチアゾリルオキシ）－Ｎ－メチルアセトアニリド（別名メフェナセット）	402	73250-68-7
1-456	ベンゾフェノン	1-403	ベンゾフェノン	403	119-61-9
★1-457	ペンタクロロフェノール	1-404	ペンタクロロフェノール	404	87-86-5
1-458	ほう素化合物	1-405	ほう素化合物	405	
★1-459	ポリ塩化ビフェニル（別名：ＰＣＢ）	1-406	ポリ塩化ビフェニル（別名ＰＣＢ）	406	1336-36-3
1-460	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が１２から１５までのもの及びその混合物に限る。）	1-407	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が１２から１５までのもの及びその混合物に限る。）	407	
1-461	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が８のものに限る。）	1-408	ポリ（オキシエチレン）＝オクチルフェニルエーテル【名称変更】	408	9036-19-5
1-463	ポリ（オキシエチレン）＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	1-409	ポリ（オキシエチレン）＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	409	9004-82-4
1-462	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が９のものに限る。）	1-410	ポリ（オキシエチレン）＝ノニルフェニルエーテル【名称変更】	410	9016-45-9
1-463（再掲）	ポリ（オキシエチレン）＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	1-409（再掲）	ポリ（オキシエチレン）＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	409	9004-82-4
★1-464	ホルムアルデヒド	★1-411	ホルムアルデヒド	411	50-00-0
1-465	マンガン及びその化合物	1-412	マンガン及びその化合物	412	
1-466	無水酢酸			736	108-24-7

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-467	無水フタル酸	1-413	無水フタル酸	413	85-44-9
2-119	無水マレイン酸	1-414	無水マレイン酸	414	108-31-6
1-468	メタクリル酸	1-415	メタクリル酸	415	79-41-4
		1-416	メタクリル酸２－エチルヘキシル	416	688-84-6
2-120	メタクリル酸２，３－エポキシプロピル	1-417	メタクリル酸２，３－エポキシプロピル	417	106-91-2
		1-418	メタクリル酸２－(ジメチルアミノ)エチル	418	2867-47-2
2-121	メタクリル酸ブチル	1-419	メタクリル酸ノルマル－ブチル	419	97-88-1
1-469	メタクリル酸メチル	1-420	メタクリル酸メチル	420	80-62-6
		1-421	４－メチリデンオキセタン－２－オン	421	674-82-8
1-470	(Ｚ)－２′－メチルアセトフェノン＝４，６－ジメチル－２－ピリミジニルヒドラゾン(別名:フェリムゾン)	1-422	(Ｚ)－２′－メチルアセトフェノン＝４，６－ジメチル－２－ピリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)	422	89269-64-7
		1-423	メチルアミン	423	74-89-5
1-471	メチル＝イソチオシアネート	1-424	メチル＝イソチオシアネート	424	556-61-6
		1-425	Ｎ－メチルカルバミン酸２－イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はＭＩＰＣ)	425	2631-40-5
1-472	メチルイソブチルケトン			737	108-10-1
1-473	メチル＝２－(３－オキソ－２－ペンチルシクロペンチル)アセタート			738	24851-98-7
1-474	２－[メチル－[(Ｚ)－オクタデカ－９－エノイル]アミノ]酢酸(別名:オレオイルザルコシン)			739	110-25-8
1-475	Ｎ－メチルカルバミン酸２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチル－７－ベンゾ[ｂ]フラニル(別名:カルボフラン)	1-426	Ｎ－メチルカルバミン酸２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチル－７－ベンゾ[ｂ]フラニル(別名カルボフラン)	426	1563-66-2
1-476	Ｎ－メチルカルバミン酸１－ナフチル(別名:カルバリル又はＮＡＣ)	1-427	Ｎ－メチルカルバミン酸１－ナフチル(別名カルバリル又はＮＡＣ)	427	63-25-2
1-477	Ｎ－メチルカルバミン酸２－セカンダリ－ブチルフェニル(別名:フェノブカルブ又はＢＰＭＣ)	1-428	Ｎ－メチルカルバミン酸２－セカンダリ－ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はＢＰＭＣ)	428	3766-81-2
2-122	メチル＝３－クロロ－５－(４，６－ジメトキシ－２－ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)－１－メチルピラゾール－４－カルボキシラート(別名:ハロスルフロンメチル)	1-429	メチル＝３－クロロ－５－(４，６－ジメトキシ－２－ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)－１－メチルピラゾール－４－カルボキシラート(別名ハロスルフロンメチル)	429	100784-20-1
		1-430	メチル＝(Ｓ)－７－クロロ－２，３，４ａ，５－テトラヒドロ－２－[メトキシカルボニル(４－トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデノ[１，２－ｅ][１，３，４]オキサジアジン－４ａ－カルボキシラート(別名インドキサカルブ)	430	173584-44-6
1-478	メチル＝(Ｅ)－２－[２－[６－(２－シアノフェノキシ)ピリミジン－４－イルオキシ]フェニル]－３－メトキシアクリラート(別名:アゾキシストロビン)	1-431	メチル＝(Ｅ)－２－{２－[６－(２－シアノフェノキシ)ピリミジン－４－イルオキシ]フェニル}－３－メトキシアクリラート(別名アゾキシストロビン)	431	131860-33-8
2-123	３－メチル－１，５－ジ(２，４－キシリル)－１，３，５－トリアザペンタ－１，４－ジエン(別名:アミトラズ)	1-432	３－メチル－１，５－ジ(２，４－キシリル)－１，３，５－トリアザペンタ－１，４－ジエン(別名アミトラズ)	432	33089-61-1
1-479	Ｎ－メチルジチオカルバミン酸(別名:カーバム)	1-433	Ｎ－メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	433	144-54-7

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
2-127	メチル－Ｎ′,Ｎ′－ジメチル－Ｎ－[(メチルカルバモイル)オキシ]－１－チオオキサムイミデート(別名:オキサミル)	1-434	メチル－Ｎ′,Ｎ′－ジメチル－Ｎ－[(メチルカルバモイル)オキシ]－１－チオオキサムイミデート(別名オキサミル)	434	23135-22-0
		1-435	メチル＝２－(４,６－ジメトキシ－２－ピリミジニルオキシ)－６－[１－(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル)	435	136191-64-5
1-480	Ｎ－メチルジチオカルバミン酸ナトリウム(別名:メタムナトリウム塩)			740	137-42-8
1-481	Ｎ－メチルジデカン－１－イルアミン			741	7396-58-9
1-482	アルファ－メチルスチレン	1-436	アルファ－メチルスチレン	436	98-83-9
		1-437	３－メチルチオプロパナール	437	3268-49-3
1-483	２－メチルチオ－４－エチルアミノ－６－(１,２－ジメチルプロピルアミノ)－ｓ－トリアジン(別名:ジメタメトリン)			742	22936-75-0
1-484	メチル＝ドデカノアート			743	111-82-0
1-485	(Ｅ)－３－メチル－４－(２,６,６－トリメチルシクロヘキサ－２－エン－１－イル)ブタ－３－エン－２－オン			744	127-51-5
1-486	メチルナフタレン	1-438	メチルナフタレン	438	1321-94-4
1-487	(ＲＳ)－１－メチル－２－ニトロ－３－(テトラヒドロ－３－フリルメチル)グアニジン(別名:ジノテフラン)			745	165252-70-0
1-488	３－メチルピリジン	1-439	３－メチルピリジン	439	108-99-6
1-489	Ｎ－メチル－２－ピロリドン			746	872-50-4
1-490	２－メチルプロパン－２－チオール			747	75-66-1
1-491	メチル＝ベンゾイミダゾール－２－イルカルバマート(別名:カルベンダジム)	2-095	メチル＝ベンゾイミダゾール－２－イルカルバマート(別名カルベンダジム)	557	10605-21-7
1-492	３－メチルペンタ－３－エン－２－オンと３－メチリデン－７－メチルオクタ－１,６－ジエンの反応生成物であって、１－(２,３,８,８－テトラメチル－１,２,３,４,５,６,７,８－オクタヒドロ－２－ナフチル)エタノン、１－(２,３,８,８－テトラメチル－１,２,３,４,６,７,８,８ａ－オクタヒドロ－２－ナフチル)エタノン及び１－(２,３,８,８－テトラメチル－１,２,３,５,６,７,８,８ａ－オクタヒドロ－２－ナフチル)エタノンの混合物を８０重量パーセント以上含有するもの			748	
2-129	１－メチル－１－フェニルエチル＝ヒドロペルオキシド	1-440	１－メチル－１－フェニルエチル＝ヒドロペルオキシド	440	80-15-9
		1-441	２－(１－メチルプロピル)－４,６－ジニトロフェノール	441	88-85-7
1-493	２－メチル－Ｎ－[３－(１－メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名:メプロニル)	1-442	２－メチル－Ｎ－[３－(１－メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名メプロニル)	442	55814-41-0
1-494	Ｓ－メチル－Ｎ－(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート(別名:メソミル)	1-443	Ｓ－メチル－Ｎ－(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート(別名メソミル)	443	16752-77-5
1-495	メチル＝(Ｅ)－メトキシイミノ－[２－[[[[(Ｅ)－１－[３－(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート(別名:トリフロキシストロビン)	1-444	メチル＝(Ｅ)－メトキシイミノ－(２－{[({(Ｅ)－１－[３－(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン}アミノ)オキシ]メチル}フェニル)アセタート(別名トリフロキシストロビン)	444	141517-21-7

第一種指定化学物質リスト

令和３年改正政令番号	令和３(2021)年改正物質名	平成20年改正政令番号	平成20(2008)年改正物質名	管理番号	CAS登録番号の例
1-496	メチル＝（Ｅ）－メトキシイミノ［２－（オルト－トリルオキシメチル）フェニル］アセタート（別名：クレソキシムメチル）	1-445	メチル＝（Ｅ）－メトキシイミノ［２－（オルト－トリルオキシメチル）フェニル］アセタート（別名クレソキシムメチル）	445	143390-89-0
1-497	４，４′－メチレンジアニリン	1-446	４，４′－メチレンジアニリン	446	101-77-9
		1-447	メチレンビス（４，１－シクロヘキシレン）＝ジイソシアネート	447	5124-30-1
1-498	メチレンビス（４，１－フェニレン）＝ジイソシアネート	1-448	メチレンビス（４，１－フェニレン）＝ジイソシアネート	448	101-68-8
1-499	３－メトキシアニリン			749	536-90-3
1-500	（Ｅ）－２－メトキシイミノ－Ｎ－メチル－２－（２－フェノキシフェニル）アセトアミド（別名：メトミノストロビン）			750	133408-50-1
1-501	２－（２－メトキシエトキシ）エタノール			751	111-77-3
1-502	３－メトキシカルボニルアミノフェニル＝３′－メチルカルバニラート（別名：フェンメディファム）	1-449	３－メトキシカルボニルアミノフェニル＝３′－メチルカルバニラート（別名フェンメディファム）	449	13684-63-4
1-503	Ｎ－（６－メトキシ－２－ピリジル）－Ｎ－メチルチオカルバミン酸Ｏ－３－ターシャリ－ブチルフェニル（別名：ピリブチカルブ）	1-450	Ｎ－（６－メトキシ－２－ピリジル）－Ｎ－メチルチオカルバミン酸Ｏ－３－ターシャリ－ブチルフェニル（別名ピリブチカルブ）	450	88678-67-5
		1-451	２－メトキシ－５－メチルアニリン	451	120-71-8
2-132	２－メルカプトベンゾチアゾール	1-452	２－メルカプトベンゾチアゾール	452	149-30-4
1-504	１－メトキシ－２－（２－メトキシエトキシ）エタン			752	111-96-6
1-505	モリブデン及びその化合物	1-453	モリブデン及びその化合物	453	
		1-454	２－（モルホリノジチオ）ベンゾチアゾール	454	95-32-9
		1-455	モルホリン	455	110-91-8
1-506	硫化（２，４，４－トリメチルペンテン）			753	68515-88-8
1-507	硫酸ジメチル			754	77-78-1
1-508	りん化アルミニウム	1-456	りん化アルミニウム	456	20859-73-8
1-509	りん酸ジブチル＝フェニル			562	2528-36-1
1-510	りん酸ジメチル＝２，２－ジクロロビニル（別名：ジクロルボス又はＤＤＶＰ）	1-457	りん酸ジメチル＝２，２－ジクロロビニル（別名ジクロルボス又はＤＤＶＰ）	457	62-73-7
1-511	りん酸トリス（２－エチルヘキシル）	1-458	りん酸トリス（２－エチルヘキシル）	458	78-42-2
1-512	りん酸トリス（２－クロロエチル）	1-459	りん酸トリス（２－クロロエチル）	459	115-96-8
1-513	りん酸トリトリル	1-460	りん酸トリトリル	460	1330-78-5
1-514	りん酸トリフェニル	1-461	りん酸トリフェニル	461	115-86-6
1-515	りん酸トリブチル	1-462	りん酸トリ－ノルマル－ブチル	462	126-73-8

（4）商品に表示されている第一種指定化学物質の名称

家庭で使用する農薬や殺虫剤、洗濯用洗剤などに含まれる化学物質の排出量は、国が推計し公表しています。それぞれの製品に含まれる化学物質は、製品ラベルに表示されていますが、化管法の対象化学物質の名称と一致していないものもあります。

ここでは、法令や法令に基づく規定、工業会の独自規定などで製品ラベルの表示ルールが決められている商品について、第一種指定化学物質（平成20(2008)年改正）の表示名称をご紹介します。

農 薬

農薬は、農薬取締法で製品表示のルールが定められています。農薬を販売するときは、容器に農薬の種類、名称などの他、有効成分とその他の成分の別に各成分の種類と含有量等が表示されます。

有効成分は、一般名で表示されます（例えば、「ABCD乳剤」という種類名の農薬は剤型（乳剤）を除いた「ABCD」が一般名にあたります）。

その他の成分は、水、界面活性剤、有機溶剤、乳化剤などにまとめて表示されます。

農薬の有効成分の製品表示名称

PRTR対象化学物質		農薬の有効成分の表示名称※2
管理番号	第一種指定化学物質名称	
47	O−エチル＝O−（6−ニトロ−メタ−トリル）＝セカンダリ−ブチルホスホルアミドチオアート	ブタミホス
63	1,1'−エチレン−2,2'−ビピリジニウム＝ジブロミド	ジクワット
113	2−クロロ−4,6−ビス（エチルアミノ）−1,3,5−トリアジン	ＣＡＴ
162	3,5−ジクロロ−N−（1,1−ジメチル−2−プロピニル）ベンズアミド	プロピザミド
169	3−（3,4−ジクロロフェニル）−1,1−ジメチル尿素	ＤＣＭＵ
184	2,6−ジクロロベンゾニトリル	ＤＢＮ
191	1,3−ジチオラン−2−イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン
193	ジチオりん酸O,O−ジエチル−S−（2−エチルチオエチル）	エチルチオメトン
195	ジチオりん酸O−2,4−ジクロロフェニル−O−エチル−S−プロピル	プロチオホス
225	ジメチル＝2,2,2−トリクロロ−1−ヒドロキシエチルホスホナート	ＤＥＰ
227	1,1'−ジメチル−4,4'−ビピリジニウム＝ジクロリド	パラコート
247	チオりん酸O−1−（4−クロロフェニル）−4−ピラゾリル−O−エチル−S−プロピル	ピラクロホス
248	チオりん酸O,O−ジエチル−O−（2−イソプロピル−6−メチル−4−ピリミジニル）	ダイアジノン
250	チオりん酸O,O−ジエチル−O−（5−フェニル−3−イソオキサゾリル）	イソキサチオン
251	チオりん酸O,O−ジメチル−O−（3−メチル−4−ニトロフェニル）	ＭＥＰ
260	テトラクロロイソフタロニトリル	ＴＰＮ
268	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム
325	ビス（8−キノリノラト）銅	有機銅

PRTR対象化学物質		農薬の有効成分の表示名称※2
管理番号	第一種指定化学物質名称	
350	3−フェノキシベンジル =3−(2,2−ジクロロビニル) − 2,2−ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン
357	2−ターシャリーブチルイミノ−3−イソプロピル−5−フェニルテトラヒドロ− 4H −1,3,5 −チアジアジン− 4−オン	ブプロフェジン
358	N−ターシャリーブチル− N'−(4−エチルベンゾイル)− 3,5−ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド
364	ターシャリーブチル =4−[[[(1,3−ジメチル− 5−フェノキシ−4−ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート	フェンピロキシメート

※2 第一種指定化学物質に指定されている一部の農薬についての製品表示名称です。

殺 虫 剤

家庭用殺虫剤は、対象害虫の種類により家庭用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤に分かれます。

(1)家庭用殺虫剤

家庭用殺虫剤とは、衛生害虫(ハエ、カ、ゴキブリなど)の駆除を目的とした殺虫剤です。**薬機法**※3(旧薬事法)で製品表示のルールが定められています。

製品に含まれる成分や分量等の種類により、医薬品または防除用医薬部外品に分類されます。薬機法で製品表示についてルールが定められているほか、日本家庭用殺虫剤工業会が自主基準として「医薬品殺虫剤等の添付文書(製品表示)作成のガイドライン」で製品表示ルールを定め、添付文書または直接の容器や被包に、承認された医薬品及び医薬部外品の成分及び分量が表示されます。いずれも有効成分は容器等に一般名で表示されます。その他の成分は、表示ルールが定められていません。

(2)不快害虫用殺虫剤

不快害虫用殺虫剤とは、家庭用に販売される不快害虫(アリ、ハチなど)の防除を目的とした殺虫剤です。農薬取締法の適用対象外製品ですが、厚生労働省が作成した**「家庭用不快害虫用殺虫剤安全確保マニュアル作成の手引き」**※4及び生活害虫防除剤協議会が定めた**「家庭用生活害虫防除剤の自主基準」**※5で、自主的な製品表示ルールが定められています。

有効成分は、容器等に一般名(ないものは通称または略称)で表示されます。その他の成分は、表示ルールが定められていません。

(3)シロアリ防除剤

シロアリ防除剤とは、建物のシロアリ防除を目的とした殺虫剤です。家庭用の製品の表示ルールは定められていません。

家庭用殺虫剤及び不快害虫用殺虫剤の有効成分の製品表示名称

PRTR対象化学物質		殺虫剤の有効成分の表示名称(一般名等)
管理番号	第一種指定化学物質名称	
22	5−アミノ−1−[2,6−ジクロロ−4−(トリフルオロメチル) フェニル]− 3−シアノ− 4−[(トリフルオロメチル) スルフィニル] ピラゾール	フィプロニル
181	ジクロロベンゼン	オルトジクロルベンゼン

PRTR対象化学物質		殺虫剤の有効成分の表示名称（一般名等）
管理番号	第一種指定化学物質名称	
248	チオりん酸O,O－ジエチル－O－（2－イソプロピル－6－メチル－4－ピリミジニル）	ダイアジノン
251	チオりん酸O,O－ジメチル－O－（3－メチル－4－ニトロフェニル）	MEP
252	チオりん酸O,O－ジメチル－O－（3－メチル－4－メチルチオフェニル）	MPP
350	3－フェノキシベンジル =3－（2,2－ジクロロビニル）－2,2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン
405	ほう素化合物	ホウ酸
427	N－メチルカルバミン酸1－ナフチル	NAC
428	N－メチルカルバミン酸 2－セカンダリ－ブチルフェニル	BPMC
457	りん酸ジメチル = 2,2－ジクロロビニル	DDVP

※3 薬機法の正式名称は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」です。薬事法が平成25（2013）年11月27日に改正され薬機法と名称が変わりました。
※4 厚生労働省「家庭用不快害虫用殺虫剤安全確保マニュアル作成の手引き」の詳しい内容は、以下をご参照ください。
https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manu/hukaigaityu/hukaigaityu.html
※5 生活害虫防除剤協議会「家庭用生活害虫防除剤の自主基準」の詳しい内容は、以下をご参照ください。
https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manu/hukaigaityu/protectant_reference.pdf

洗 剤（界面活性剤・中和剤）

洗濯用や台所用などの洗剤や石けんは、適切な品質確保のために設けられた家庭用品品質表示法により製品表示のルールが定められています。

洗剤の成分表示のうち、界面活性剤は「界面活性剤」の次に括弧書きでその含有率と種類の名称が表示されます。中和剤などは、機能の名称を示す用語を用いて表示されるため、特定の化学物質の名称は表示されません。

洗剤に含まれる界面活性剤の製品表示名称※6

PRTR対象化学物質		略称	洗剤に含まれる界面活性剤の表示名称
管理番号	第一種指定化学物質名称		
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る）	LAS	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
224	N,N－ジメチルドデシルアミン=N－オキシド	AO	アルキルアミンオキシド
275	ドデシル硫酸ナトリウム	AS	アルキル硫酸エステルナトリウム
407	ポリ（オキシエチレン）=アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る）	AE	ポリオキシエチレンアルキルエーテル
409	ポリ（オキシエチレン）=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	AES	アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム

※6 日本石鹸洗剤工業会では、家庭用品に用いられる界面活性剤について、家庭用品品質表示法と化管法で規定する界面活性剤名称の対比表を作成しています。詳しい内容は以下をご参照ください。
https://jsda.org/w/03_shiki/a_kaimen08.html

化 粧 品

化粧品は、薬機法で製品表示のルールが定められています。化粧品は、容器等に全成分が表示されます。成分の名称は、日本化粧品工業会が取りまとめた**「化粧品の成分表示名称リスト」**[※7]を利用し、消費者の混乱をできるだけ防ぐよう配慮されています。

薬用化粧品等の医薬部外品についても、工業界の自主的な取組で成分表示が行われています。医薬部外品は、薬機法に基づく審査を受けた製品や定められている基準に適合する製品が販売されている等、化粧品とは異なる手続きがとられているため、表示名称についても化粧品と同じ場合もありますが、異なる場合もあります。

化粧品に含まれる成分の製品表示名称

PRTR対象化学物質		化粧品の成分表示名称
管理番号	第一種指定化学物質名称	
20	2−アミノエタノール	エタノールアミン
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る）	ドデシルベンゼンスルホン酸Na ドデシルベンゼンスルホン酸 ドデシルベンゼンスルホン酸K ドデシルベンゼンスルホン酸TEA
60	エチレンジアミン四酢酸	EDTA
224	Ｎ，Ｎ－ジメチルドデシルアミン＝Ｎ－オキシド	ラウラミンオキシド
407	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る）	（Ｃ12,13）パレス−10、（Ｃ12−14）パレス−３、 （Ｃ12−14）パレス−５、（Ｃ12−14）パレス−７、 （Ｃ12−14）パレス−９、（Ｃ12−14）パレス−12、 ＰＥＧ−３イソミリスチル、ＰＥＧ−３．３イソミリスチル、 ＰＥＧ−９イソミリスチル、イソラウレス−６、イソラウレス−10、 トリデセス−２、トリデセス−３、トリデセス−４、トリデセス−５、 トリデセス−６、トリデセス−７、トリデセス−８、トリデセス−９、 トリデセス−10、トリデセス−11、トリデセス−12、トリデセス−15、 トリデセス−20、トリデセス−21、トリデセス−50、 ミレス−２、ミレス−３、ミレス−４、ミレス−５、ミレス−10、 ラウレス−１、ラウレス−２、ラウレス−３、ラウレス−４、ラウレス−５、 ラウレス−６、ラウレス−７、ラウレス−８、ラウレス−９、 ラウレス−10、ラウレス−11、ラウレス−12、ラウレス−13、 ラウレス−14、ラウレス−15、ラウレス−16、ラウレス−20、 ラウレス−21、ラウレス−23、ラウレス−24、ラウレス−25、 ラウレス−30、ラウレス−38、ラウレス−40、ラウレス−50
408	ポリ（オキシエチレン）＝オクチルフェニルエーテル	オクトキシノール−１、オクトキシノール−３、 オクトキシノール−５、オクトキシノール−７、 オクトキシノール−８、オクトキシノール−９、 オクトキシノール−10、オクトキシノール−11、 オクトキシノール−12、オクトキシノール−13、 オクトキシノール−16、オクトキシノール−20、 オクトキシノール−25、オクトキシノール−30、 オクトキシノール−33、オクトキシノール−40、 オクトキシノール−70

PRTR対象化学物質		化粧品の成分表示名称
管理番号	第一種指定化学物質名称	
410	ポリ（オキシエチレン）＝ノニルフェニルエーテル	ノノキシノール－１、ノノキシノール－２、ノノキシノール－３、ノノキシノール－４、ノノキシノール－５、ノノキシノール－６、ノノキシノール－７、ノノキシノール－８、ノノキシノール－９、ノノキシノール−10、ノノキシノール−11、ノノキシノール−12、ノノキシノール−13、ノノキシノール−14、ノノキシノール−15、ノノキシノール−18、ノノキシノール−20、ノノキシノール−23、ノノキシノール−30、ノノキシノール−35、ノノキシノール−40、ノノキシノール−44、ノノキシノール−50、ノノキシノール−100、ノノキシノール−120

※7 日本化粧品工業会「化粧品の成分表示名称リスト」の詳しい内容は、以下をご参照ください。
https://www.jcia.org/user/business/ingredients/namelist

防 虫 剤

防虫剤は、日本繊維製品防虫剤工業会が定め、防虫剤公正取引協議会が運用する**「防虫剤の表示に関する公正競争規約」**※8や**「防虫剤の表示に関する公正競争規約施行規則」**※9で製品表示のルールが定められています。

主たる成分は、製品の容器または包装に「○○製剤」と表示されます。その他の成分は、表示ルールが定められていません。

防虫剤に含まれる主たる成分の製品表示名称

PRTR対象化学物質		防虫剤の主たる成分の表示名称
管理番号	第一種指定化学物質名称	
181	ジクロロベンゼン	パラジクロルベンゼン製剤

※8 日本繊維製品防虫剤工業会「防虫剤の表示に関する公正競争規約」の詳しい内容は、以下をご参照ください。
https://bouchuko.org/project02/
※9 日本繊維製品防虫剤工業会「防虫剤の表示に関する公正競争規約施行規則」の詳しい内容は、以下をご参照ください。
https://bouchuko.org/project03/

2 PRTRに関連する用語の解説

環境リスク

「かんきょうリスク」

化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息または生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいう。その大きさは、化学物質の有害性の程度と、呼吸、飲食、皮膚接触などの経路でどれだけ化学物質に接したか（ばく露量）で決まり、概念的に式で表すと次のようになる。

化学物質の環境リスク＝有害性の程度×ばく露量

化学物質は、安全なものと有害なものに二分することはできない。例えば、有害性が低くても短期間に大量にばく露すれば悪影響が生じる可能性は非常に高くなり、逆に有害性の高い物質であってもごく微量のばく露であれば、悪影響が生じる可能性は低くなる。技術的、費用的な面で限界があるものの、ばく露量を少なくしたり、有害性の低い物質を使用したりすることで、環境リスクを低減することができる。

排出量

「はいしゅつりょう」

生産工程などから排ガスや排水等に含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量。例えば、大気では排気口や煙突からの排出ばかりではなく、ペンキなどの塗料に含まれる成分の揮発、水域では公共用水域への排出のほか廃液などを公海域に投棄する場合、土壌ではタンクやパイプから土壌への漏洩などが含まれる。

移動量

「いどうりょう」

その事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量のことであり、具体的には下水道への放出、他の産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託した量。

取扱量

「とりあつかいりょう」

当該化学物質の製造量・使用量等を合計した量。

化学物質管理指針

「かがくぶっしつかんりししん」

「化学物質管理指針」とは、化管法第３条第１項の規定に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、事業者が講ずべき化学物質の管理に係る措置を定めたもの。

事業者は責務として、この指針に留意して、化学物質の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないとされている。（化学物質管理指針、平成12（2022）年３月30日環境庁・通商産業省告示第１号）

有害性

「ゆうがいせい」

化学物質のもつ物性（融点や密度）とともに固有の性質の一つで、人の健康や環境に悪影響を及ぼす性質をいう。化学物質の有害性は、症状が現れるまでの時間によって急性毒性と慢性毒性に分けられ、また症状の種類として発がん性や生殖毒性などがある。多くの有害性は、動物実験で得られた結果を人に当てはめるため、不確実性を伴う。

急性毒性とは、化学物質を１回投与するか、短時間ばく露してからだいたい数日以内に発症する毒性を指す。慢性毒性とは、化学物質を繰り返し投与するか、長期間ばく露した時、数カ月以上してから発症する毒性を指す。急性毒性に比べ症状が低濃度で現れる。

発がん性

「はつがんせい」

発がん性とは、動物の正常細胞に作用して、細胞をがん化する性質のことである。発がん性に基づき二つのクラスに分類されている。分類に際してはIARC（国際がん研究機関）、EPA（米国環境保護庁）、EU（欧州連合）、NTP（米国国家毒性プログラム）、ACGIH（米国産業衛生専門家会議）、日本産業衛生学会の６つの機関の発がん性ランクを利用している。

発がん性の分類

クラス	評価方法＼機関名	IARC	EPA	EU	NTP	ACGIH	日本産業衛生学会
1	人発がん性あり（1機関以上で右の評価を獲得）	1	A	1	a	A1	1
2	人発がん性の疑いが強い（IARC、もしくは複数機関で右の評価を獲得）	2A 2B	B1 B2	2	b	A2 A3	2A 2B

変異原性

「へんいげんせい」

変異原性とは、突然変異を引き起こす性質のことで、発がん性などと関係がある。

感作性

「かんさせい」

感作性とは、化学物質への反復ばく露後に、ばく露された人または動物の大部分において、その正常な組織にアレルギー反応を生じさせる性質のことである。

生態毒性

「せいたいどくせい」

生態毒性は、主として魚、ミジンコ及び藻類に対する毒性試験で示されるもので、動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある性質のことである。

オゾン層破壊物質

「オゾンそうはかいぶっしつ」

オゾン層破壊物質とは、オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがある物質。国際的にもモントリオール議定書において規定されている。

CAS登録番号（CAS RN）

「キャスとうろくばんごう」

アメリカ化学会の機関であるCAS（Chemical Abstracts Service）が化学物質に付与している登録番号で、個々の化学物質に対する固有のコードとして世界的に広く使用されている。

レスポンシブル・ケア

事業者が、製品の開発から廃棄に至るすべての過程において環境保全・安全を確保することを主旨とする自主管理活動。昭和60（1985）年にカナダではじまり、日本では平成７（1995）年に（一社）日本化学工業協会が日本レスポンシブル・ケア協議会（現レスポンシブル・ケア委員会）を設立し、医薬品、化学、プラスチック、ガラス、塗料などの製造業123社（令和４（2022）年７月末現在）が加盟して取組を進めている。

環境マネジメントシステム

「かんきょうマネジメントシステム」

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。環境マネジメントに関しては、ISO（国際標準化機構）がISO14000シリーズと呼ばれるさまざまな国際規格を定めており、これらは、環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援するさまざまな手法に関する規格から構成されている。

環境報告書

「かんきょうほうこくしょ」

事業者の環境負荷の状況や環境保全活動をまとめた年次報告書で、自主的な情報公表の手段となっている。

SDS

「エスディーエス」（Safety Data Sheet：安全データシート）

事業者が排出量や移動量を算出する際、自分の取り扱っている原材料等に関して、どのような化学物質がどれくらい含まれているかという情報が必要になる。このような情報に加え、その性状や取扱い方法などが記載されたものを安全データシート（SDS）という。SDSは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に譲渡・提供する際に、事前にその相手方に対して、その物質に関する情報を提供するためのもので、化管法では、政令で定める第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びこれらを含む一定の要件を満たす製品について、このSDSを提供することが義務づけられている。（次ページ参照）

SDSに関する規定は、「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」（平成12（2000）年12月22日通産省令第401号　参考URL：https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/law/law_5.pdf で定められており、SDSの情報はJIS Z7253に適合する記載に努めるよう規定されている。（純物質は平成24（2012）年６月１日から、混合物は平成27（2015）年４月１日から適用）

なお、国内では平成23（2011）年度までは一般的に「MSDS（Material Safety Data Sheet：化学物質等安全データシート）」と呼ばれていたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一している。

指定化学物質等取扱事業者

「していかがくぶっしつとうとりあつかいじぎょうしゃ」

化管法では、第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等を取り扱う事業者を「指定化学物質等取扱事業者」と定義している。ここでは、PRTR制度の対象業種や従業員数、取扱量などの要件（10ページ参照）はなく、これらの指定化学物質を出荷する際には、SDSを提供することが義務づけられている事業者のことを指す。なお、第一種指定化学物質等を取扱い、対象業種に指定され、取扱量の要件を満たす事業者を「第一種指定化学物質等取扱事業者」という。

※ SDSの例

安全データシート(SDS)

1. 化学品及び会社情報

製品

化学品の名称(製品名(商品名)等)　　トリクロロエチレン

化学品(製品)のコード　　COS-0001

供給者情報

供給者の名称	霞ヶ関工業株式会社
住所	神奈川県横浜市中央区１丁目１番地
電話番号	045-123-4567
緊急連絡電話番号	045-123-4567
ファックス番号	045-123-4568
メールアドレス	

推奨用途及び使用上の制限

金属加工部品などの脱脂洗浄、化学品の製造原料、油脂、樹脂、ゴム、塗料などの溶剤、抽出溶剤、各種モノマーの重合度調整剤、試験研究用試薬等

２　危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性	：区分外	
健康に対する有害性	：急性毒性（経口）	区分外
	急性毒性（経皮）	区分外
	急性毒性（吸入：蒸気）	区分４
	皮膚腐食性/刺激性	区分２
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分２Ａ
	呼吸器感作性	区分外
	生殖細胞変異原性	区分２
	発がん性	区分１Ｂ
	生殖毒性	区分１Ｂ
	標的臓器/全身毒性（単回暴露）	区分３（麻酔作用、気道刺激性）
	標的臓器/全身毒性（反復暴露）	区分１（中枢神経系）
	吸引性呼吸器有害性	区分２
環境に対する有害性	：水生環境有害性（急性）	区分２
	水生環境有害性（慢性）	区分２

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル：

注意喚起語　　危険

危険有害性情報

- 吸入すると有害(蒸気)
- 皮膚刺激
- 強い眼刺激
- 遺伝性疾患のおそれの疑い
- 発がんのおそれ
- 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- 眠気又はめまいのおそれ
- 呼吸器への刺激のおそれ
- 長期又は反復暴露による中枢神経系の障害
- 飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ
- 水生生物に毒性
- 長期的影響により水生生物に毒性

注意書き

〔安全対策〕

- 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- 取扱後はよく手を洗うこと。
- 使用前に取扱説明書を入手し、すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- ガス/蒸気を吸入しないこと。
- 環境への放出を避けること。

〔応急措置〕

- 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 飲み込んだ場合：無理に吐かせないこと。
- 漏出物を回収すること。
- 以下の場合は医師の診断/手当てを受けること。
  気分が悪い時、皮膚刺激が生じた場合、眼の刺激が続く場合、暴露または暴露の懸念がある場合、飲み込んだ場合

〔保管〕

- 容器を密閉して換気の良いところで保管すること。

〔廃棄〕

- 内容物/容器を関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

３　組成及び成分情報

単一化学物質・混合物の区別	単一化学物質
化学名	トリクロロエチレン
一般名又は別名	トリクロロエテン（トリクロルエチレン）
CAS 番号	79-01-6
濃度	トリクロロエチレン　99%以上
化学式又は構造式	CHCl=CCl2
官報公示整理番号	（化審法）（2）-105　第２種特定化学物質
	（安衛法）（2）-105　化審法を準用
化学物質排出把握管理促進法	第一種指定化学物質政令番号第 281 号
EINECS No,	201-167-4

3 関連ウェブサイト

国　内

■ 行政機関

環境省環境保健部化学物質安全課・PRTR担当　TEL:03-5521-8259　E-mail:ehs@env.go.jp
PRTR制度に関連する情報
「PRTRインフォメーション広場」 https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html
「PRTR集計結果」 https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/index.html
「PRTRグラフでデータを見る」 https://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrinfo/index.html
「PRTRデータ地図上表示システム」 https://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrmap/index.html
対象化学物質の有害性など
「対象化学物質情報」 https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.html
リスクコミュニケーションなど
「化学物質やその環境リスクについて学び、調べ、参加する」 https://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html
パンフレット・冊子
「PRTRについて」(環境省・経済産業省) https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/law/prtr_panf/prtr_panf.html
「GHS 化学品の分類および表示に関する世界調和システムについて」 https://www.env.go.jp/chemi/ghs/index.html
「化学物質ファクトシート」 https://www2.env.go.jp/chemi/prtr/factsheet/factsheet.html
「かんたん化学物質ガイド」 https://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/index.html
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課　TEL:03-3501-0080
「化学物質管理政策サイト」 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html
「化学物質排出把握管理促進法サイト」 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html
地方公共団体
各地方公共団体のホームページアドレスは、120ページ以降にある「各地方公共団体のPRTR担当窓口」をご参照ください。

■ 関連団体

(国研)国立環境研究所　https://www.nies.go.jp/index.html
「化学物質情報データベース」 https://www.nies.go.jp/kisplus/
(独)製品評価技術基盤機構　https://www.nite.go.jp
「NITE 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP)」 https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop
国立医薬品食品衛生研究所　https://www.nihs.go.jp/index-j.html
「国際化学物質安全性カード(ICSC)」 https://www.nihs.go.jp/ICSC/
(国研)産業技術総合研究所　安全科学研究部門　https://riss.aist.go.jp/
(一財)化学物質評価研究機構　https://www.cerij.or.jp
「化学物質ハザードデータ集」 https://www.cerij.or.jp/evaluation_document/Chemical_hazard_data.html
(一社)環境情報科学センター　https://www.ceis.or.jp
(一社)日本化学物質安全・情報センター　https://www.jetoc.or.jp
(一社)日本化学工業協会　https://www.nikkakyo.org
石油化学工業協会　https://www.jpca.or.jp/index.html
中央労働災害防止協会　安全衛生情報センター　https://www.jaish.gr.jp

■ 民間団体

有害化学物質削減ネットワーク　https://toxwatch.net
エコケミストリー研究会　http://www.ecochemi.jp

諸外国

■ 行政機関

EC（欧州委員会）
「E-PRTR（The European Pollutant Release and Transfer Register）」 https://ec.europa.eu/environment/industry/stationary/e-prtr/legislation.htm
英　国
「PI（Pollution Inventory）」 https://www.gov.uk/government/collections/pollution-inventory-reporting
ドイツ
「Thru.de」 https://www.thru.de/thrude/
オランダ
「Emissieregistratie」 https://www.emissieregistratie.nl/
米　国
「TRI（Toxics Release Inventory）」 https://www.epa.gov/toxics-release-inventory-tri-program
「Envirofacts」 https://enviro.epa.gov
カナダ
「NPRI（National Pollutant Release Inventory）」 https://www.canada.ca/en/services/environment/pollution-waste-management/national-pollutant-release-inventory.html
オーストラリア
「NPI（National Pollutant Inventory）」 https://www.npi.gov.au/npi-data
韓　国
「PRTR」 https://icis.me.go.kr/prtr/main.do

■ 国際機関

UNECE（国連欧州経済委員会）、OECD（経済協力開発機構）
「PRTR.NET」 https://prtr.unece.org
「Centre for PRTR Data」 https://prtr.unece.org/centre-for-PRTR-Data

4 各地方公共団体のPRTR担当窓口

地方公共団体名	部局名／電話番号／関連URL	
北海道	環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 大気環境係	011-204-5192
	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/contents/top_page/PRTR-06top.html	
札幌市	環境局 環境都市推進部 環境対策課	011-211-2882
	https://www.city.sapporo.jp/kankyo/kagaku/index.html	
青森県	環境エネルギー部 環境保全課 水・大気環境グループ	017-734-9242
	https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/hozen/PRTR.html	
岩手県	環境生活部 環境保全課 環境調整担当	019-629-5359
	https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/kagakubusshitsu/1005911.html	
花巻市	市民生活部 生活環境課	0198-41-3545
	https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kurashi/kankyo/kougai/1001043.html	
北上市	生活環境部 環境政策課	0197-72-8282
	https://www.city.kitakami.iwate.jp/life/shinseishodownload/kankyo/10791.html	
宮城県	環境生活部 環境対策課 環境影響評価班	022-211-2667
	https://www.pref.miyagi.jp/site/prtr/	
仙台市	環境局 環境部 環境対策課	022-214-8221
	http://www.city.sendai.jp/taisaku-suishin/kurashi/machi/kankyohozen/kogai/yugai/taisaku/index.html	
秋田県	生活環境部 環境管理課	018-860-1601
	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/1273	
山形県	環境エネルギー部 水大気環境課	023-630-2338
	https://www.pref.yamagata.jp/050014/kurashi/kankyo/kagaku/pubdoc060223prtr.html	
福島県	生活環境部 水・大気環境課	024-521-7261
	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/prtr-setumei.html	
茨城県	県民生活環境部 環境対策課	029-301-2956
	https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/kogai/chemistry/prtr.html	
古河市	市民部 環境課	0280-76-1511(内線2245)
	https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/soshiki/kankyo/5/2058.html	
笠間市	環境推進部 環境政策課	0296-77-1101(内線126)
	https://www.city.kasama.lg.jp/page/page007017.html	
栃木県	環境森林部 環境保全課 大気環境担当	028-623-3188
	https://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyou/hozen/prtrtodokedenituitetoph19.html	
宇都宮市	環境部 環境保全課	028-632-2420
	https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kankyo/seikatsukankyo/1005364.html	
群馬県	環境森林部 環境保全課	027-226-2832
	https://www.pref.gunma.jp/04/e0900048.html	
高崎市	環境部 環境政策課 環境保全担当	027-321-1251
	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2013123000725/#prtr	
埼玉県	環境部 大気環境課	048-830-2986
	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/kagaku.html	
さいたま市	環境局 環境共生部 環境対策課 大気環境係	048-829-1330
	https://www.city.saitama.lg.jp/001/009/009/p001842.html	
川越市	環境部 環境対策課	049-224-5894
	https://www.city.kawagoe.saitama.jp/jigyoshamuke/kankyo/prtr.html	
川口市	環境部 環境保全課	048-228-5389
	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/3/index.html	
所沢市	環境クリーン部 環境対策課 青空・化学物質グループ	04-2998-9230
	https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/kagakubushitu/index.html	
越谷市	環境経済部 環境政策課	048-963-9186
	https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/kankyo/download/kagakubussitu_sinsei.html	

地方公共団体名		部局名／電話番号／関連URL	
千葉県		環境生活部 大気保全課 大気指導班	043-223-3802
		https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/prtr/index.html	
	千葉市	環境局 環境保全部 環境保全課	043-245-5141
		https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/chemi_prtr_top.html	
東京都		環境局 環境改善部 化学物質対策課 企画担当	03-5388-3503
		https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/chemical/control/prtr.html	
神奈川県		環境農政局 環境部 環境課 環境計画グループ	045-210-4107
		https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/index.html	
	横浜市	みどり環境局 環境管理課 企画・化学物質担当	045-671-2487
		https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/kagaku/prtr/prtr.html	
	川崎市	環境局 環境対策部 地域環境共創課 化学物質対策担当	044-200-2532
		https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-3-1-0-0-0-0-0-0.html	
	相模原市	環境経済局 環境保全課	042-769-8241
		https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/1026503/kogai/1008107.html	
新潟県		環境局 環境対策課 環境保全係	025-280-5154
		https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1356876494191.html	
	新潟市	環境部 環境対策課 環境保全グループ	025-226-1375
		https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/hozen/seikatukankyo/chemistry/prtp.html	
富山県		生活環境文化部 環境保全課 水質保全係	076-444-3146
		https://www.pref.toyama.jp/1706/kurashi/kankyoushizen/kankyou/kj00000941/index.html	
	富山市	環境部 環境保全課	076-443-2086
		https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/gomi/1010244/1005248.html	
石川県		生活環境部 環境政策課 環境管理グループ	076-225-1463
		https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/shidou/prtr-hp/prtrhome.html	
福井県		エネルギー環境部 環境政策課 環境管理審査グループ	0776-20-0303
		http://www.erc.pref.fukui.jp/chem/prtr/index.html	
山梨県		環境・エネルギー部 大気水質保全課	055-223-1510
		https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/65_043.html	
長野県		環境部 水大気環境課 大気保全係	026-235-7177
		https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/shizen/taiki/prtr/index.html	
	長野市	環境部 環境保全温暖化対策課	026-224-8034
		https://www.city.nagano.nagano.jp/site/prtr/	
	松本市	環境エネルギー部 環境保全課 環境保全担当	0263-34-3267
		https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/52/4561.html	
岐阜県		環境生活部 環境管理課 土壌環境係	058-272-8230
		https://www.pref.gifu.lg.jp/page/761.html	
静岡県		くらし・環境部 環境局 生活環境課	054-221-2253
		https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/taikisuishitsu/1002100/1002643/index.html	
	静岡市	環境局 環境保全課 大気係	054-221-1358
		https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5382/s004096.html	
	浜松市	環境部 環境保全課	053-453-6170
		https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kankyoho/env/prtr.html	
愛知県		環境局 環境政策部 環境活動推進課 環境影響・リスク対策グループ	052-954-6212
		https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/	
	名古屋市	環境局 地域環境対策部 地域環境対策課	052-972-2677
		https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-17-3-0-0-0-0-0-0.html	
	豊橋市	環境部 環境保全課	0532-51-2388
		https://www.city.toyohashi.lg.jp/7822.htm	
	岡崎市	環境部 環境保全課	0564-23-6194
		https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1108/1154/p024367.html	

地方公共団体名		部局名／電話番号／関連URL	
	一宮市	環境部 環境保全課 公害規制・監視グループ	0586-45-7185
		https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kankyou/kankyouhozen/1044306/1044308/1010017/1039003.html	
	豊田市	環境部 環境保全課	0565-34-6628
		https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kankyou/1027048/1027056/index.html	
三重県		環境生活部 環境共生局 大気・水環境課	059-224-2380
		http://www.pref.mie.lg.jp/common/01/ci500005174.htm	
滋賀県		琵琶湖環境部 環境政策課 環境管理係	077-528-3357
		https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/13499.html	
京都府		総合政策環境部 環境管理課 指導係	075-414-4707
		https://www.pref.kyoto.jp/prtr/	
	京都市	環境政策局 環境企画部 環境保全創造課	075-222-3955
		https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000103679.html	
大阪府		環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 化学物質対策グループ	06-6210-9578
		https://www.pref.osaka.lg.jp/o120080/kankyohozen/shidou/index.html	
	大阪市	環境局 環境管理部 環境規制課 化学物質対策グループ	06-6615-7988
		https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000056158.html	
	堺市	環境局 環境保全部 環境対策課 大気環境係	072-228-7474
		http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/kankyo_hozen/jigyosha/shimin/index.html	
	岸和田市	市民環境部 環境保全課 事業所指導担当	072-423-9462
		https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/29/prtr.html	
	豊中市	環境部 環境指導課	06-6858-2105
		https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/kankyoseisaku/hozen_kougai/prtr_chem.html	
	池田市	まちづくり環境部 環境政策課	072-754-6647
		https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/machidukurikankyo/kanyo/kogai/1415929802880.html	
	吹田市	環境部 環境保全指導課 大気汚染・悪臭担当	06-6384-1850
		https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/kankyohozen/prtr/seido-prtr.html	
	泉大津市	都市政策部 環境課	0725-33-9168
	高槻市	市民生活環境部 環境政策課	072-674-7486
		https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/25/1926.html	
	貝塚市	市民生活部 環境衛生課	072-433-7186
		https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/shiminseikatsu/kankyoeisei/menu/kougai/prtr.html	
	枚方市	環境部 環境指導課	050-7102-6014
		https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000008621.html	
	茨木市	産業環境部 環境政策課	072-620-1644
		https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/kougaikankei/jigyosya/kogai_todokede/setti/kagakubusshitsu.html	
	八尾市	環境部 環境保全課	072-924-3841
		https://www.city.yao.osaka.jp/0000042820.html	
	泉佐野市	生活産業部 環境衛生課	072-463-1212(内線2286)
		http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/menu/kougai_03/1585296206844.html	
	富田林市	市民人権部 環境衛生課	0721-25-1000(内線171)
		https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/17/1379.html	
	河内長野市	環境経済部 環境政策課 環境保全係	0721-53-1111(内線443)
		https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/14/5375.html	
	松原市	市民生活部 環境予防課	072-334-1550(内線2659)
		https://www.city.matsubara.lg.jp/docs/page3878.html	
	箕面市	みどりまちづくり部 環境動物室	072-724-6189
		https://www.city.minoh.lg.jp/kankyou/kougaitodokede/kagakubussitu.html	
	東大阪市	環境部 公害対策課	06-4309-3204
		https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000014487.html	

地方公共団体名		部局名／電話番号／関連URL	
	大阪狭山市	市民生活部 生活環境グループ	072-367-7953
	阪南市	市民部 生活環境課	072-489-4514
		https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/shimin/seikatsu_k/kankyouhozen/kougai/kagakubusshitsu/1335925325907.html	
	豊能郡豊能町	住民部 環境課	072-736-1190
	豊能郡能勢町	産業建設部 地域振興課	072-734-3171
	泉北郡忠岡町	産業住民部 生活環境課	0725-22-1122(内線259)
	南河内郡太子町	まちづくり推進部 環境農林課	0721-98-5522
	南河内郡河南町	まち創造部 都市環境課	0721-93-2500（内線272）
	南河内郡千早赤阪村	健康福祉部 住民課	0721-26-7116
兵庫県		環境部 水大気課 審査情報班	078-362-3276
		https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/chemistry/prtr/prtr/	
	神戸市	環境局 環境保全課	078-595-6223
		https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/todokede/kankyokyoku/kagakubussitu/prtr.html	
奈良県		環境森林部 水・大気環境課	0742-27-8734
		https://www.pref.nara.jp/60007.htm	
和歌山県		環境生活部 環境政策局 環境管理課	073-441-2688
		https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/prtr/	
鳥取県		生活環境部 環境立県推進課	0857-26-7206
		https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20422	
島根県		環境生活部 廃棄物対策課 監視指導係	0852-22-6302
		https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kagaku/PRTR/	
岡山県		環境文化部 環境管理課 化学物質対策班	086-226-7305
		https://www.pref.okayama.jp/page/310135.html	
	岡山市	環境局 環境部 環境保全課	086-803-1280
		https://www.city.okayama.jp/kankyou/kankyouhozen/kankyouhozen_00068.html	
	倉敷市	環境リサイクル局 環境政策部 環境政策課	086-426-3391
		https://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=1637	
広島県		環境県民局 環境保全課	082-513-2920
		https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/g-index.html	
	広島市	環境局 環境保全課 大気騒音係	082-504-2187
		https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/list1167-2150.html	
	呉市	環境部 環境政策課 環境試験センター 環境調査グループ	0823-25-3551
		http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/21/sinseitodokede.html	
	福山市	経済環境局 環境部 環境保全課	084-928-1072
		https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kankyo/2716.html	
山口県		環境生活部 環境政策課 大気・化学物質環境班	083-933-3034
		https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15500/chemi-substance/prtr.html	
	萩市	市民部 環境衛生課	0838-25-3341
徳島県		生活環境部 環境管理課 企画・大気担当	088-621-2271
		https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kurashi/shizen/2010071300075/	
香川県		環境森林部 環境管理課 大気保全・環境安全グループ	087-832-3219
		https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/kagaku/kfvn.html	

地方公共団体名	部局名／電話番号／関連URL	
愛媛県	県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課	089-912-2347
	https://www.pref.ehime.jp/kankyou/k-hp/theme/bushitsu/prtr/prtrmain.html	
高知県	林業振興・環境部 環境対策課	088-821-4524
	https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/prtr-top/	
福岡県	環境部 環境保全課 調査指導係	092-643-3359
	https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/prtr-main.html	
北九州市	環境局 環境監視部 環境監視課 企画調整係	093-582-2290
	https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01_0426.html	
福岡市	環境局 環境監理部 環境保全課 大気環境対策係	092-733-5386
	https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/genre/03-004.html	
佐賀県	県民環境部 有明海再生・環境課　生活環境担当	0952-25-7774
	https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00336605/index.html	
長崎県	県民生活環境部 地域環境課 環境監視班	095-895-2356
	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/kankyohozen-ondankataisaku/kankyokanshi/prtr-top/	
熊本県	環境生活部 環境局 環境保全課 大気・化学物質班	096-333-2269
	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/51/5670.html	
熊本市	環境局 環境推進部 環境政策課	096-328-2427
	https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=2102&class_set_id=3&class_id=586	
大分県	生活環境部 環境保全課 大気保全班	097-506-3114
	https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/prtr.html	
宮崎県	環境森林部 環境管理課 大気・化学物質担当	0985-26-7085
	https://eco.pref.miyazaki.lg.jp/air_water/prtr/	
宮崎市	環境部 環境指導課 環境対策係	0985-21-1763
	https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/life/trash/environment/1132.html	
鹿児島県	環境林務部 環境保全課 環境管理係	099-286-2624
	http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kankyo/kagaku/prtr/index.html	
鹿児島市	環境局 環境部 環境保全課 環境保全係	099-216-1297
	http://www.city.kagoshima.lg.jp/kankyo/kankyo/hozen/machizukuri/kankyohozen/kogai/taisaku/prtr/index.html	
沖縄県	環境部 環境保全課	098-866-2236
	https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/kankyo/1004750/1004751/1004754.html	

＊都道府県によっては出先機関を受付窓口としている場合があります。上記部局にお問い合わせください。
関連URLについて、PRTR専門サイトがない場合などは、空欄になっています。

5 索引

アルファベット

CAS登録番号…… 65、80～108、115
PRTRインフォメーション広場
……13、46、47、50、54、58、79、118
PRTRけんさくん …… 37、54、55、57
PRTR集計・公表システム …… 46
PRTR制度 …… 2、3、6、7、8、10、12、13、21、22、40、62、63、76、77、79、116、118
PRTRデータ地図上表示システム …… 50、56、118
PRTR目安箱 …… 79
SDS…… 8、76、77、79、116、117

い

移動体 …… 6、13、18、22、23、25、33
移動量 …… 6、8、10、11、12、19～22、27、32、34、35、37～41、43～45、51～53、55、56、62、65、76、77、79、114、116

う

埋立……11、19、20、27、28、39、41～43、45、49

お

オゾン層破壊物質 …… 8、9、115

か

開示請求 …… 6、54、56～59
化学物質アドバイザー …… 66
化学物質管理指針 …… 76、78、114
化管法 …… 7、8、10、47、76～79、109、111、114、116
環境報告書 …… 64、116
環境マネジメントシステム …… 64、116
環境リスク …… 2、6、10、21、40、47、62、63、65、66、69、114、118
感作性 …… 8、24、115

け

下水道 ……6、11、19、20、32、34、37、39、43、44、45、56、57、114

こ

公共用水域……11、19～21、27、28、32、34、39、42、45、49、56、114
公表…… 2、3、6、10、12、13、19、21、22、25、38、46、47、57、62、71、76、77、109、116

し

指定化学物質等取扱事業者 …… 59、77、116

す

推計方法 …… 13、14、20

せ

生態毒性 …… 8、115

た

第一種指定化学物質 … 8、10、11、12、14、18、22、37、55、56、59、65、76～116
ダイオキシン類の単位 …… 21、32、33
大気への排出 …… 11、27、28、32、34、40
対象化学物質 …… 6、8～11、13、14、19、20、24、34、38、45、65、68、76～78、80、109～113、118
対象事業者 …… 6、10～13、27、34、76、79
第二種指定化学物質 …… 8、76～78、80、116

と

特定第一種指定化学物質 …… 8、10、13、18、32、77、78、80
土壌への排出 …… 11、20、27、28、32、34、49、56
届出事業所 …… 25、38
取扱量 …… 6、10、12、13、18、76、114、116

は

廃棄物 …… 6、10、11、19、20、27、32、34～36、39、41、43～45、48、52、70、76、114
排出量 …… 6～8、10～15、18～35、37～43、45、48、49、51、55～57、59、62、64、65、68、76～79、109、114、116
ばく露量 …… 21、23、114
発がん性 …… 8、9、32、67、114、115

へ

変異原性 …… 8、115

ゆ

有害性 …… 8、9、21、23、24、62、63、65、67、69、71、73、76、77、114、118

り

リスクコミュニケーション…… 63～67、69、72、118

れ

レスポンシブル・ケア …… 64、115

PRTR データを読み解くための

市民ガイドブック

令和４年度集計結果から

化学物質による環境リスクを減らすために

［ 令和６（2024）年　９月発行 ］

環境省 環境保健部 化学物質安全課

〒100-8975　東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
TEL.03-3581-3351（内線6358）
E-mail　ehs@env.go.jp
https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html
https://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。